

べきものに非ざるなり

歳計豫算は其關係する所至大至廣其編製決議執行及精算に付ては大に論究すべきものあり而して豫算には一般豫算特別豫算の區別あり蓋し一般豫算とは我國に於ては何年度歳入歳出總豫算と稱する者にして即ち各省所管の普通費用を豫定する所の者なり特別豫算とは特別會計の如く特別の須要に因り特別の費用を支辨するの必要ある場合に於て一般會計の法規に準據し難き者あるときに特別に資金を分ちて會計を立つる者にして我國に於て特別會計と稱する者は此の類の會計に屬す元來特別會計は斯の如く或特別の必要に因り生ずる者なれば漫に開設すべきに非ず漫に之を増加するときは國費共通の便を失ひ一方に餘裕ありて一方に不足を生じ金庫の融和を失ひ隨て國庫に資金を死藏し金融市場に影響すること鮮少なりとせず往時英國が國債償還の爲め特別の基金を置き不便なる結果を來したるは財政史上の一奇觀として永く後世に傳へらる豈に鑑みざる可ん哉故に豫算は特別の事情あるに非ざれば成るべく之を一般とせざる可らず然りと雖も特別なる費途を普通豫算に繰込むに於ては細微なる事件の爲め大機關の運轉を要し所謂牛刀の歎あるが如き場合に於ては固より一考の値なしとせ

特別豫算は漫りに増加す可らず

特別會計たるを要する場合

す就中作業の如き特に自ら收入を有し而かも費用の支出は特に敏活を要し又工事の如く經費の繰越を要する者は即ち是れ特別の事情ありて特設の機關を要する者なり斯の如き場合に繰越を許さざれば資金其目的外に逸し事業を遂行し能はざるの否運の陥ることなきを保せず故に會計法第三十條は

特別の須要に因り本法に準據し難きものあるときは特別會計を設置することを得

と規定し茲に變通の道を開けり然れども法律は尙ほ其濫用的擴張を慮れ同條第二項に

特別會計を設置するは法律を以て之を定むべし

と規定せり立法の主意緩急其宜きを得たるものと云つべし元來特別會計は行政機關の如く國家公共の支配を爲す者に適用すべきものに非ず故に作業廳の如きも其事業を特別會計と爲し其行政に係る費用は之を一般會計とするの例一二に止まらざるなり

要するに特別會計は一の便宜法にして事の大小素質を辨明して之を設置し之をして事物の目的に副はしむるに於ては固より有效の一施設たるを疑はず今其

實質を問へば主として作業の如く一團の事業にして其出納を敏活にし豫算残額あるときは之を翌年度に繰越し使用するの必要とする者にして繰越使用を爲すを得ざるときは殘金となり翌年度の一般收入に入る、然らば即ち特定の目的を達する能はずして議會の議決を無効にするが如き者たらざるを得ず、特別必要なくして緩急順序を問はず漫りに設立すべきものに非ざるなり而して通信事業、山林事業の如きは其現業の部分に於ては或は作業經營を便とするの場合なしとせずと雖も其の大體に於ては國家の行政に屬し假令收支相償はざるも尙ほ且つ忍んで之を經營せざるを得ず幸にして巨額の收入あれば取て以て歳出を補ふべきものとす、鐵道の如き亦然り爲に費用を要するも時に或は之を忍ばざるを得ざるの場合なしとせず然れども其收入は亦國家歳入の要部たるを得べきの性格を備ふ、然るに之を特別會計と爲し其收入を線路の延長と改良等に充て兵亂凶荒等大に費用を要することあるも一切之を他に使用するを許さず舉て鐵道事業に使用するが如きは固より常識の許さざる所なり而して鐵道建設の爲に起りし公債元利の支拂を鐵道收入を以て支辨せんとするが如きは時に或は至難の事に屬すべし、夫れ特別會計は一種の除外法たり除外法の解釋適用は之を狹隘にすべしとは動

す可らざるの原則たり則を破るは已を得ざるの大事存せざる可らず、前陳の如きは徒らに困難を醸成し財政の弾力を奪ふものにして斷じて不可なり、然れども築港、河川改修、鐵道敷設等の如き臨時の事業に對しては特別の會計を立てるを以て正當とす、事に法あり物に則あり察せずんばある可らず

今一步を進めて之を説かんに郵便事業の如きは所謂獨占事業の一にして國家が之を獨占するは信書の秘密を保ち通信の確實速達を目的とする外尙ほ收入を得るの手段たるは猶ほ市府が水道電氣鐵道等を獨占するが如し果して然らば之を特別會計とするの理由なく斯の如きは却て其目的に反するものと云はざるを得ず、然れども電話事業の如き特別の施設を要する者は一時之を特別會計と爲すも或は機宜を制するの一策たるを失はず曾て東京市に於ける電話申込數約八千口なりし時代に於て新たに豫算上架設し得べき者は約千五百口に過ぎずして吾人東京市民の一部は文明の一利器を失ひ電話賣買の如き一種不可思議の弊を生せしは世の知る所なり、然れども之を救ふは實に易々たるのみ即ち電話事業を一特別會計と爲し豫算外の需用を生せしときは實費を徴して自由自在に之を架設すべきものとせば需給忽ち其平を得、民其澤に浴し諸弊雲散霧消し國家の收入

東京電話
事業の變遷

亦隨て増加すべし、是れ豈に一舉兩得にあらざらんや、近時當局之を慮り明治四十二年遞信省令第十八號を以て電話至急開通規則なる者を發布し少しく此不便を救ひしと雖も尙ほ未だ盡さざる所あるの憾あり而して遠距離電話の如きは暫く之を後年に譲りて可なり、豈に近を後にし遠きを先にするの理あらんや、方今我國百艘の事、事大少となく過渡の時期にありて物情頗る複雜、一事一項の取捨に迷ひ爲に大體の關係を忘却し或は機宜變通の要を誤り或は名を時勢の必要に藉り根底に於て誤謬なきを保せず、機輪轉する所達者尙ほ迷ふ況や凡庸に於てをや、多少恕すべきものなしと雖も法律は變通を許すと共に其濫用を戒む立法の注意周到なりと云つべし、運用の妙は固より之を求めざるを得ざるなり、輒近我國の實況特別會計の設置稍々適當の範圍を超え濫設の域に入るの傾向なしとせず戒めすんばある可らざるなり

第二目 豫算の可分不可分

豫算の可分不可分とは編製に屬する問題にして金融上に重大なる關係を有するものに非ずと雖も又全然之を不問に措くを得ず蓋し豫算の可分とは其全體を一括せず其一部分を議定し又は一週年度の全額を一度に議定せず例へば先づ年

豫算は大體に於て

不可分を宜しとす

初の三箇月若くは二箇月分を議定し年度の進むに従ひ年額を定むるもの是なり英國は時として此法を採り白國に於ても可分法の行はるゝ既に久しく佛國の近時亦其例に乏しからず、豫算の不可分とは全體を一括して一度に議定し以て年額を定むる方法にして我國は此方法を探る者なり、元來歲計豫算の名實を全うし編製上美術的外觀より之を論ずれば不可分は完全の方法なりとす、然りと雖も之を極端に推すときは總豫算中一二の款項に就て下院の協賛を全うする能はず終に全體の決議に至らず或は立法兩院の議合はす一部分不成立の爲め豫算全體の不成立を見る場合なしとせず國運の進行上非常の不便を感ずるの虞あり假令實際は上下兩院の間若くは行政府と立法院との間に互に交渉を重ね些少の事件の爲め國家の進捗を妨ぐるが如きことなからしむべしと雖も不可分説を極端に推すときは理論上前記の不便なしとせず又可分法は統一を缺き年度の始に於て其間の歳出入の概況を見渡して國庫と市場との關係を豫測すること能はざるの不利あり斯の如く兩々相對して之を見れば其間固より得失なきを得ずと雖も豫算の統一を保ち編製の完美なるは不可分法にある哉論を竣たす故に大體は不可分法を採り其新事業にして特に議論の生ずべき處ある者は一時の情勢或は之を特別

豫算又は追加豫算と爲すの必要なきを保せずと雖も抑々追加豫算は特別除外の一便宜法たるに過ぎず其設定は素より之を苟もすべきに非ざるなり請ふ目を改め之を論せん

本目に關し某氏(前記の某氏に非ず)の寄稿あり大に本目所論の缺を補ふに足るものあり、請ふ之を左に掲載せん

佛國亦殆ど可分制を實行す十二分の一假豫算と云ふもの即ち是なり蓋し同國に於ては會計年度は曆年と同じく而して議會は十月若くは十一月を以て召集せらるゝを以て翌年度開始後數月間豫算の決定を見る能はざるは殆ど免る能はざる所なり從て實行上豫算の可分制を採るは止むを得ざるの必要に因るなり然れども其弊や終には會計年度は單に決算年度となるに至るべきなり

白國に於ては此實行頗る久し依て以て曆年豫算の不都合を匡正せり英國亦然り佛國は西曆千八百十年以後變亂の際時々之を實行し近年は殆ど毎年之を見ざるはなし其源善良ならずして其結果更に不良なり要するに前記三國に於て名を異にし源を異にし結果を異にするも其實體は即ち一なり

第三節 追加豫算

抑々追加豫算なる者は天變地歿の如き總豫算編製の當時人力の得て豫期し能はざる臨時非常の出來事が豫算決定後に生じ所謂他動的の事件に對し萬止を得ざるに方り提出するものにして故意又は政略的に之を總豫算より除き濫用的に

追加豫算の素質

豫算決定後に提出する者に非ざるは無論のことにして斯の如きは議會の決議權を輕んずるの甚しきものなり、只行政府が時に力を此者に藉る所以のものは抑々國家は活物にして一定不動の主義を以て其經營を全うすること能はず所謂變通の謀に出るものにして蓋し勢の已を得ざるものなればなり正に千思萬考大に慮る所なきを得ざるなり、是に於て我立法院は第十六議會に於て一案を提出し其弊を以て法律となれり、其規定左の如し
必要避くべからざる經費及法律又は契約に基づく經費に不足を生じたる場合の外追加豫算を提出することを得ず
立法の注意實に周到なりと云ふべし

第二節 科目

第一目 立法科目と行政科目との區別

豫算の實體を組織するは科目なり今一步を進めて其大要を一言せん、元來科目の組織に縦横の別あり、立法の監督は縦に粗にして稍々横に密なり而して其間流

用を許さず行政の監督は精密に立法の横割を更に縦に分割し細目に付き其費途を明にす我國の豫算を以て之を例せば款項は立法科目にして款を以て縦に各省所管に就て費途の種別を明かにし更に項を以て俸給、應費、旅費等の如く稍々精密に横割を爲し以て費用の目的を區分し次に行政上行政費目とし項なる俸給、應費、旅費等を更に精密に勅奏、判任、俸給、備品、消耗品、筆紙、墨文具、内國旅費、外國旅費管内旅費と云ふ如く之を目に分割し必要あらば更に之を節に細分す

第二目 流用に關する檢束の程度

此縦横の區別は粗に失せず類に流れず要するに國費の大別に關する者と、費途の性質に係る者とは縦横共に立法部の檢束を嚴密にし其流用を許さず而して事行政の便宜に關するものは之を行政部に委ね其範圍内に於て適當の順序方法を定め以て變通の道を開かざるを得ず然りと雖も彼の應費、旅費の如く自動的にして濫用の虞ある者は嚴に之を拘束し、退官、賜金、死亡、賜金の如き他動的の者は其檢束を緩らし多少其間に流用を許すも敢て不可なることなし而して國債費中元金償還に充る者の如きは之を使用し盡さざるを以て却て不可とす、軍隊、戰艦に係る費用の如きは縦割細密に過ぐれば却て多額の豫算を要し不經濟の結果を來すこ

科目の性質に由り、實に檢束の度を異にするを要す

流用の適當の注意を要す

豫備金と流用との關係

と少からず科目の分割に注意すべきこと凡そ斯の如し

我國にては款項は立法科目にして彼是流用を許さず、目は行政科目にして流用を默許す、然りと雖も抑々費途流用の事たる單に款項目の如く形式を以て其當否を論すべきものに非ず、目と雖も例へば俸給中勅任俸給と判任俸給、旅費中内國旅費と外國旅費、應費中消耗品と運搬通信費との如く當初より其目的を異にする者は漫りに之が流用を許すを得ず而して豫備金を以て補充することを得べき費途又は豫備金を以て支辨する費途の金額を他の費用に流用するときは種々の情弊を生ずべし故に會計規則は嚴に之を戒め第十七條に

豫備金を以て補充し得べき費途及豫備金を以て支辨する費途の金額は他の費途に流用することを得ず

と規定し、豫め其弊害を防止す立法の注意周到なりと云つべし

第三目 現行の大體

款項目の區別概ね斯の如し請ふ一步を進め少しく之を詳説せん今例を陸軍に取り之を見るに立法府は先づ本省費、軍事費、憲兵費、屯田兵費等の如く事體を以て縦割をなし以て之を款とし糧食費、被服費、兵器費、彈藥費、馬匹費等の如く費用の目

的及其種類に依り稍々精密に横割を爲し以て之を項とす而して裁決は項に依り之を爲すを以て議決科目若くは投票科目の名あり、行政府は事の必要に應じ更に各項を數目に縦割し以て費途を明にし併せて支拂の整理を便にす而して尙ほ必要あるとき節を設けて目を細分し支出の事蹟を明にす

第四目 科目區分精粗の程度

豫算科目に就き立法府及行政府の爲す所及縦横分割の關係概ね斯の如し、然り而して縦割粗に過ぐるときは檢束の效力薄く弊害隨て生ずるの虞なしとせず、密に過ぐるときは變通の便を缺き徒らに豫算金額を大にし不經濟に陥るを免れず、殊に軍事費の如きは其金高甚だ大なるを以て若し立法科目精密に過ぎ縦割頻繁例へば第一師團第二師團等を分割し尙ほ其中にて細かに歩兵、砲兵、騎兵費等を立法的に縦割せば整理上頗る便利なるべしと雖も實施上に於ては全體に涉り糧食費、兵器費等共通の便を失ひ豫算金額大に膨脹し不經濟の結果を來すは論を俟たず、其他各官省に就て之を論ずるも其局課を縦割するときは豫算金額は非常に増加せざるを得ず故に豫算科目縦横の分割は精粗其中を得結局立法、行政、司法、三監督の效用を失はず、執行繁に失し不經濟に陥らざるを程度とし之を定めざるを得

ざるなり、又既に多年の經驗を積み事の常體に在る者と新設にして而して尙ほ試驗中に在る者とは全然其情態を異にす故に新事件に關する科目分割の精粗は大に斟酌する所なきを得ざるなり

第三節 豫備費

第一目 豫備費の集合及分割

元來豫備費は天災地殃の如き豫算編製の當時に於て人力の得て豫期する能はざる偶然の出來事に對する費用支辨の爲又は恩給費、訴訟費等の如く他動的に屬し已を得ざる豫算の不足を補ふ爲め設置する者にして其源を憲法に發し、其種類及取扱方法は會計法及會計規則に於て之を規定し國家經營上缺く可らざる設備に屬す、今第一に論すべきは豫備費は一緒に纏めて之を國庫に置くべき哉又は必要に應じ之を各省に分配すべき哉と云ふ問題はなり、曩に科目の分合に付て論じたる趣旨より之を見れば豫備費は無論國庫に之を取纏むるを以て得策と爲す今之を各省に分賦せん乎各省は自己の目的に應ずるに足るべしと思考する金額を請求し勢ひ豫備費總額の金高を膨脹するの結果を來すべし、之に反し之を國庫に

纏めん乎其總額中より各省が必要に臨み現に需用する金高を支出し之を支辨することを得べくして各省が見込を以て其額を豫算するより比較的小額の豫算金額を以て其目的を達するを得べし

第二目 豫備費に關する制度

我憲法第六十九條には

避くべからざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くべし

と規定し會計法は之を受けて第七條に

豫算中に設くべき豫備費は左の二項に分つ

第一豫備金

第二豫備金

第一豫備金は避くべからざる豫算の不足を補ふものとす

第二豫備金は豫算外に生じたる必要の費用に充つるものとす

と規定し以て其用途を明かにす而して會計規則復た之を受け其第十六條乃至第二十四條を以て細かに其取扱に係る順序方法及制限等に關する事項を規定し殆

第二豫備
金支出に
就き勅裁
の必要

ど遺算なし就中其第十八條の如きは特に注意を促すの價値あるものとす抑々豫備金を以て補充し得べき費途は他動的の者たらざるを得ざるや論なし若し計畫又は給與等に關する費途に向て豫備金の補充を許すが如きことあらば百弊茲に生じ立法の監督其要を失し議會決議の效用其半を失ふに至らん豈に慎まざる可けん哉而して第二十二條は第二豫備金の支出は勅裁を請ふべきを命す抑々第二豫備金は其素質上豫め其項目を定むる能はず其支出は全く豫算外に屬し而かも其情態頗る重大にして責任の係る所甚だ重く支出の金額亦概ね多大なり故に其の處措を鄭重にせざるを得ざるや論を俟たず宜なる哉立法の之に留意する甚だ重し其之に國庫に纏めん乎各省に分賦せん乎の問題に付て其得失は既論の如し而して法規亦能く余輩の意を得たり即ち會計法第七條には豫算中に設くべき豫備費云々と規定し會計規則第十六條には

豫備金は大藏大臣之を管理す

と規定し以て之を國庫に統一することを明にす豫算亦其編製を法規に受け豫備金を以て大藏省所管の一款と爲す然るに伊太利の如きは之を各省に分賦す其徒らに豫備金額を膨脹し國家に寸功なきや論を俟たず

第三節 豫備費の金額

三六

今豫備費の論を終らんとするに當り尙ほ茲に一言すべきものあり何ぞ哉他なし議會に於て百方經費を削減せんとするに當り他に減少すべき費目を求めて之を得る能はざるに際し豫備金を減する事是なり是れ紙面上の減少に止まり實際の減少に非ずして固より一兒戯たるに過ぎざるなり何となれば元來豫備費は支出すべきの事件起て後ち之を要し就中第二豫備金の支出に屬する費途の如きは假令豫算に其金額なきも到底之を支出せざるを得ざる者多ければなり若し夫れ臨時必要の費用にして豫備費に依るを得ざらん乎臨時議會の召集又は責任支出に依らざるを得ず申譯的の豫備費減少の如きは識者の笑を買ふに止まり營に世に寸益なきのみならず却て多少の勞費を要し國務執行の敏捷を妨げ不利不便を醸成するの虞あり斯の如きは苟も國家を以て任する者の爲すべき業に非ざるなり畢竟豫備費の金額は之を既往數年の實況に鑑み其目的を全うするに足るの高を存せざるを得ざるなり

豫備費の
減額は實
際の效力
なし

第四節 機密費、恩給、休職給及補充科目

機密費は
主として
内閣に置
とすべきこ

國家を經營し機務をして敏活ならしめ以て各般の機能を全うせんと欲せば勢ひ多少の機密費を要す若し夫れ浪費濫用の如きは固より大に戒めざるを得ざるなり今茲に吾人の一言せんと欲する所のものは機密費は之を各省に分賦すべき哉將た又之を一括して以て或中心に置くべき哉之を或中心に纏むるを好しとせば其中心は國家の主腦たる内閣たるべきか又は出納の源泉なる國庫たるべき哉の問題是なり其大體は既に豫備費に就て論じたる如く或中心を求めて是に之を統一するは之を各廳に分賦するに勝れるが如し而して機密費其者の素質より之を見るに其統一の場所は國庫に非ずして國家の統治機關たる内閣たる議論を俟たず我國の現状は多く吾人の冀望に背かず其本源を内閣に置き陸軍省、海軍省、外務省、内務省の如き最も機敏の働を要し時に或は一髮の間國家の威信、運命に關するの大事を決せざるを得ざる官衙にありては手元に多少の機密費を有し一呼して支出に應ずるの便なきを得ず然れども分賦其度を失すれば徒らに豫算金額増加し而かも世に寸益なし故に事情の許す限り之を一中心に纏むるを好しとす

恩給、扶助料の如きも之を各省に分賦せんと欲せば敢て爲し難きの業に非ざるも是れ亦支出の源泉たる國庫に集むるを好しとす我國の現制即ち是なり就中恩

恩給扶助
料

給の如きは全體に増加の傾ありと雖も又増減過不足の生ぜざる者に非ず蓋し恩給者は年長者多く類々缺員を生ずるは數の免れざる所にして是に減少の因を爲し又政治上の改革若くは戰爭等の起るれば大に其數を増加し増減を豫測すること難し故に豫算編製の當時は概して生存者を以て標準とす今各省に之を分賦するときは各省は歳計全體に通せず只管ら自己の責任の缺如せんことを慮り十分の金額を請求するは勢の免れざる所なり故に既論の如く斯の如き費途は之を國庫に集むるを好しとす

休職給の如きも各省俸給豫算の幾分を割きて之を國庫に纏むるを宜しとす其效用は固より恩給扶助料に及ばざるも道理に於て差異あることなし而して休職者も亦恩給者の如く年長者其多數を占るは自然の勢にして又改革其他の政變に際して其數を増加すべく増減の勢ひ恩給の場合に酷似するものあり唯其金高に於て大小の差違ある耳而して死傷手當賠償金、訴訟費等の如く其支出の有無は豫め之を確定する能はず全く他動に依る者にして僅かに一二圓を豫算し所謂補充科目に屬する者も亦之を國庫に纏め各廳は必要ある毎に之が支出を國庫に請求することとせば緩急相應じ全體に於て多少の節減を見るの結果を來すべし又是

休職給

れ一考の値なしとせざるなり

第五節 補助費

第一目 總論

晩近各種補助費の金額大に増加し明治三十五年度に於ては其額既に千四百萬圓を超過し同三十六年度は不幸にして不成立に終りしと雖も其提出豫算に於ては更に増加して千五百二十萬圓餘に達し同三十七年度の提出豫算には少しく減少し同三十八年度は時節柄少しく減少せしと雖も尙ほ九百三十萬餘圓を存留し同四十二年度は更に増加して千九百七萬餘圓となり同四十五年大正五年度は千八百九十餘萬圓となり積羽船を沈め群輕軸を折るの虞なしとせず戒めずんばある可らざるなり元來補助の得失は經濟論に屬し茲に詳論するを要せずと雖も試みに之を一言すれば國家全體の利害に關し世人が之に依て以て其福利を進むることを得べき者例へば融、保險、運輸、通信等の機關の如きは時に或は多少獎勵的補助を要することなしとせず然れども事一地方一個人一會社に關し其成敗利鈍は只當事者の利害に係るのみにして國家の休戚に影響すること薄き者又は利害一

補助の決
算に就て
支結する
を要す

地方に止まる者の如き之を保護奨励するの必要な議論を俟たず當に其必要な
きに止まらず保護の度高きに過るときは徒らに民財を徴するのみならず國民の
自力奮勵の銳氣を挫折し他方依頼の惰心を生じ國家の進運を妨げ其害勝計一得
可らざる所のものあり然りと雖も大國を治むるは固より變通の策なきを得ず臨
機應變時に或は補助補助の要を生ずることなきを保せず唯其選擇は之を苟もす
るを許さず萬一之を與ふるの必要ある時は宜く決算に就て之を與ふべきなり豫
算を以て之を與ふるときは小額の支出を以て之が餌と爲し以て國庫より補助金
を釣出すの弊を生ずるなきを保せず慮らすんばある可らざるなり

第二目 地方費補助に就ての注意

經費の區別を明かにし濫用を避んと欲せば努めて國費と地方費とを區分し漫
りに國費を以て地方費を補助するの例を廢止せざる可らず大體に於て費用の區
分判明ならざる時は或は國家の豫算に地方的經費を編入し之を全國に徴し以
て一地方に投するの不公平なきを保せず而して之を受る所の地方は自ら負擔の
重を感せざるを以て其使用を愼ます動もすれば濫費の弊に陥り國家の豫算と共
に地方の其も亦確實なると能はず世俗に所謂惡錢身に附かすの譬に漏れざるの

弊なきを得ず此區分明かならざるに於ては地方の事情補助を得るに熱中し自治
制の發達得て望む可らず焉ぞ其繁榮を期するを得ん哉其區分の標準は自ら判明
にして多辯を要せずと雖も試に之を一言せば事業の利益一般に普及し單に一地
方又は團體個人に止らず其經營は國家の命令に基き地方團體の自由の裁量に任
ずる能はざる者は國家の事業と爲し利益一地方團體又は個人に止まり其取捨地
方團體の裁量に任するを得べき者は地方事業と爲し其の區分に依り費用の出所
を異にせざるを得ず今一步を進め具體的に之を論ずれば國防郵便電信等の如き
は國家の統一を要し警察衛生土木教育等の事業は多く地方的に屬す然りと雖も
初等即ち國民教育窮民救助國道等の如く其素質國家の管理に屬すと雖も其經營
は之を地方團體に委するを以て便とする者なしとせず是等の事業に對して國家
が其費用を負擔全部若くは一部するは時に或は外面に於て補助補助の形狀なし
とせずと雖も其實然るに非ずして當然の費用を支拂ふものなり此區分を明にせ
ずして漫に地方事業を補助せんか弊端百出收拾す可らざるに至るは勢の免れ能
はざる所なり愼ますんばある可らず抑々一地方の補助は全國の負擔となり全國
各部皆補助を望まば國家は何に依て之に應ずるを得ん補助政略亦窮まれりと云

収入の増
加は大に
望あり

つべし。然りと雖も此區分を全うし國家の隆盛と地方の繁榮とを促さんとするに先ち大に講究すべきものあり何ぞや曰く國家的収入と地方的収入とを區分し大に其増加を圖ること是なり。夫れ國家は間税を基礎とし地方は直税を基とするは當然の事に屬し實際の便宜亦是に存す而して我國の收入中前途有望なる者少しとせず即ち其主要なる者を舉れば森林酒類煙草等の如き則ち是なり經營其宜きを得ば多額の財源となるや疑を容れず。今之れを先進國の例に徴するに進歩の餘地綽々として存するものあり即ち西曆千九百八年度の精算に據れば英國の酒類純收入は總計凡四億三千四百廿五萬圓内地税三億三千二百六十餘萬圓輸入税約五千八十二萬圓なりにして煙草輸入税約一億三千八百廿四萬圓佛國の煙草專賣は約一億八千八百三十萬圓の收入を生じ、普漏西の森林收入の如きは約六千六百七十五萬圓を生じ西曆千九百八年度の豫算に於ては六千七百四十萬圓を計上す我國の國情決して彼に劣らず豈に努めざる可ん哉。其他地價差増税の新設、關稅登錄税、印紙税、所得税等の改正を以てせば優に一國經營の收入を得るに足らん而して必要の生ずるあらば施すべきの術採るべきの策固より少しとせず。臨機應變の事固より机上に談すべきに非ざるなり而して地方の爲には直稅收入の増加を計

獨占事業
及特別賦
課の收入

り(差増税、登録收入等)特に市府に於ては諸獨占事業の收入を納め米國流の特別賦課(スペシヤル、アッセメント)を加味し以て諸般の經營施設に充當せば我國各般の施設は先進諸國の如く多數の障礙あることなく期年ならずして其面目を改むる哉疑を容れず。斯の如くして深根固本の策一たび立つに於ては凡百の施設次を以て進行するを得べく資理與邦の業一に吾人の克勵にあり、豈に努めざる可けん哉

第三目 補助費は集めて一款と爲すべし

若し夫れ補助補助を必要とせん乎、豫算編製上其金額を主管の各廳に分たす之を國庫に纏めて一款と爲し之を受くる所の各實體を項とし一日瞭然其總高と其事物とを明にするを要す。若し夫れ然らずして其目的の事物と金額とを各主管廳に分賦するときは國民全體は勿論議會と雖も或は全豹を窺ふに便ならず。當に其一斑を見て其取捨を決し臍を嚙むの悔なきを保せず。我國の現制は之を各廳へ分賦す故に豫算上に其全體を知るに便ならず。論者或は云ん之を國庫の一款となすは甚だ可なり。茲に百尺の竿頭一步を進めて補助の種類を以て項と爲し項中目を以て目的の事物を分たば流用の實茲に開け國費節減の意に副ふを得べしと、是れ一理なきに非らずと雖も斯の如きは便に過ぎて檢束の效を失ひ目中に於て無數

の紛糾を醸發し弱は強の肉となり豫算執行中其議決の意に反するの結果を生ずるの虞れあり變通の策を用ゆるは須らく事物の選擇を慎むべし紛糾の憂ある者の如きは假令膠柱の譏を免れざるも寧ろ頑然墨守の策を採るを好しとす是れ所謂不動中の動にして亦一種の變通法たるを失はず虚々實々玄妙の術此間にあり一片の理論可は即ち可なりと雖も鯨鯢を切り小鮮を煮る術自ら異なり豈に彼を以て是を推すを得ん哉

第六節 數年度に互る經費

第一目 繼續費

一 繼續費の必要

歳計豫算は一年度の經營に關し後年度の費目に係るべき者に非ずも雖も抑々國家の經營は至大至廣大體の通義を踏むと同時に變通の道を講せざる可らず事業の素質及其規模の如何に依りては勢ひ後年の策を定めざるを得ざるなり是に於てや憲法は特に繼續費の必要を認め其第六十八條に

特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求む

ることを得

と規定し以て變通の道を開けり今試に其必要を説ん例へば國防の爲に砲臺を築き或は戦艦を製造するの要ありとせん乎其事業の雄大なる其設計の精密なる到底一兩年を以て竣功を期するを得ず又鐵道の敷設軍港要港商港開設等の如きは數多の歳月を要す若し夫れ是等の事業に要する費用を毎年度の豫算を以て需ん乎其間不幸にして議會の解散あり又は議會が初年度に於ては協賛を與へ次年度に於ては之を否決するが如き事あらば國家は非常の不利を蒙むり大不經濟の結果を來す哉多辯を要せず元來國家立法の大任に當る所の議會が斯の如き前後撞著の行爲に出るは理に於て有る可らざる事に屬すと雖も個人怒るときは道理を失ふと一般多數人の團體も其憤怒するときは道理を失ふことなしとせず或は勢に乗じて狂奔し個人の場合より層一層怖るべきの現象を呈するは天下の事實にして史乘其例に乏しからず天下の事事大小となく豈に常に理勢如何に依てのみ之を律するを得ん哉慮らずんばある可らざるなり

二 繼續費濫設の弊

繼續費の設置は斯の如く深遠なる主義に依るものなりと雖も時に或は濫用の

弊なきを得ず元來一事一業を擔任する者は概ね國家の利益を達觀するに精ならず自己擔當の事業に熱中し成るべく完全になるべく容易に成るべき敏速に之を成就せんとするは其常情にして多少宥恕すべきものなしとせず而して議會亦或は地方特殊の關係に依り或は微妙明言す可らざるの事情に驅られ必要なざるに容易に繼續費に左袒することなきを保せず若し夫れ特別已を得ざるの必要あるに非ずして漫りに繼續費を許さん乎、是れ財政の屈伸を奪ふものにして非常の不便を來す哉多辯を要せず夫れ國家は活物なり豈に變通機宜を制するの策なかる可ん哉一斑の爲に全豹を害するが如きは固より不可なり而して我國繼續費の編製亦完全と云ふを得ず、請ふ少しく之を辯せん

三 繼續費豫算の編製

方今繼續費編製の方法たる其初年に於て總額と年割額とを議定し將來數年に互るの年額を當初に於て確定す故に其年割額實際の必要に伴ふを得ず屢々年額變更の必要を生じ多少の物議を免れず加之場合に於て國家の計畫を遠き將來に互り天下に發表するは其利益に於て疑なき能はず斯の如きは大體の施設に於て不可なるものなしと云ふを得ず而して財政上より之を論ずるも繼續費の如きは

如何に改むべき哉

多くは臨時費に屬し其費用を國債に求むるもの多し故に當該年度の國債募集額を示すは或は免れ能はざる所なるべしと雖も將來數年に互り豫め募債の額を示すは固より策の得たるものに非るなり況や年額屢々變動し市場を誘惑するの虞あるに於てをや故に繼續費は漫に之を許すを得ざるは勿論其設置を要する場合に於ても其總額と年數及初年度の額とを定め次年度以降の金額は當該年度を待て之を定むるを好しとす

四 豫算不成立の場合にも差支なし

論者或は曰はん果して斯の如くなれば豫算不成立の場合に於て繼續費の效用を失ひ國家は非常の不便に遭遇すべしと是れ唯一を知て未だ二を知らざるの説にして固より取るに足らざるなり知るべし我憲法に於ては豫算不成立の場合に於ては政府は前年度の豫算を執行するを得るものにして繼續費と雖も前年度の金額までは當然之に使用することを得べくして決して論者の憂ふる如く事業中止の不便を來すことなし只だ多少の過不足を生ずるは蓋し已を得ざるの數なりとす加之豫算の不成立の如きは事の變體にして成立は其常體なり天下の事豈に變體を主位とし常體を客位に置くを得ん哉論者又或は云はん不幸にして不成立

増進及年
割額變更
の實況

るを得ず偶發天下の大勢に關係なき孤獨の事項を捉へ來り之を論據とし或は實際有り得可らざる事項を想像し以て立脚の地を得んと欲するが如きは是れ徒らに言を好む者に非ずして何ぞ哉

五 繼續費の増進及其年割額變更の實況

斯の如く繼續費の效用は國運の進歩を圓滑にし國家の大計に於て固より必要缺く可からざるの設備なりと雖も利のある所弊害之に伴ふの弊に漏れず其濫用は財政の屈伸を妨げ市場を誘惑す而して其方法如何に依りて或は政路上の不便を醸成し或は募債の不利を來すの虞なしとせず豈に慎まざる可んや然るに近年我國の實況は學理の指導に隨はず吾人の冀望に伴はず繼續費の設置年に多を加へ面かも其變更の頻繁なる大に戒むべきものなしとせず請ふ試みに其實況を左に表出せん

一般會計繼續費

乾三九二一三九三

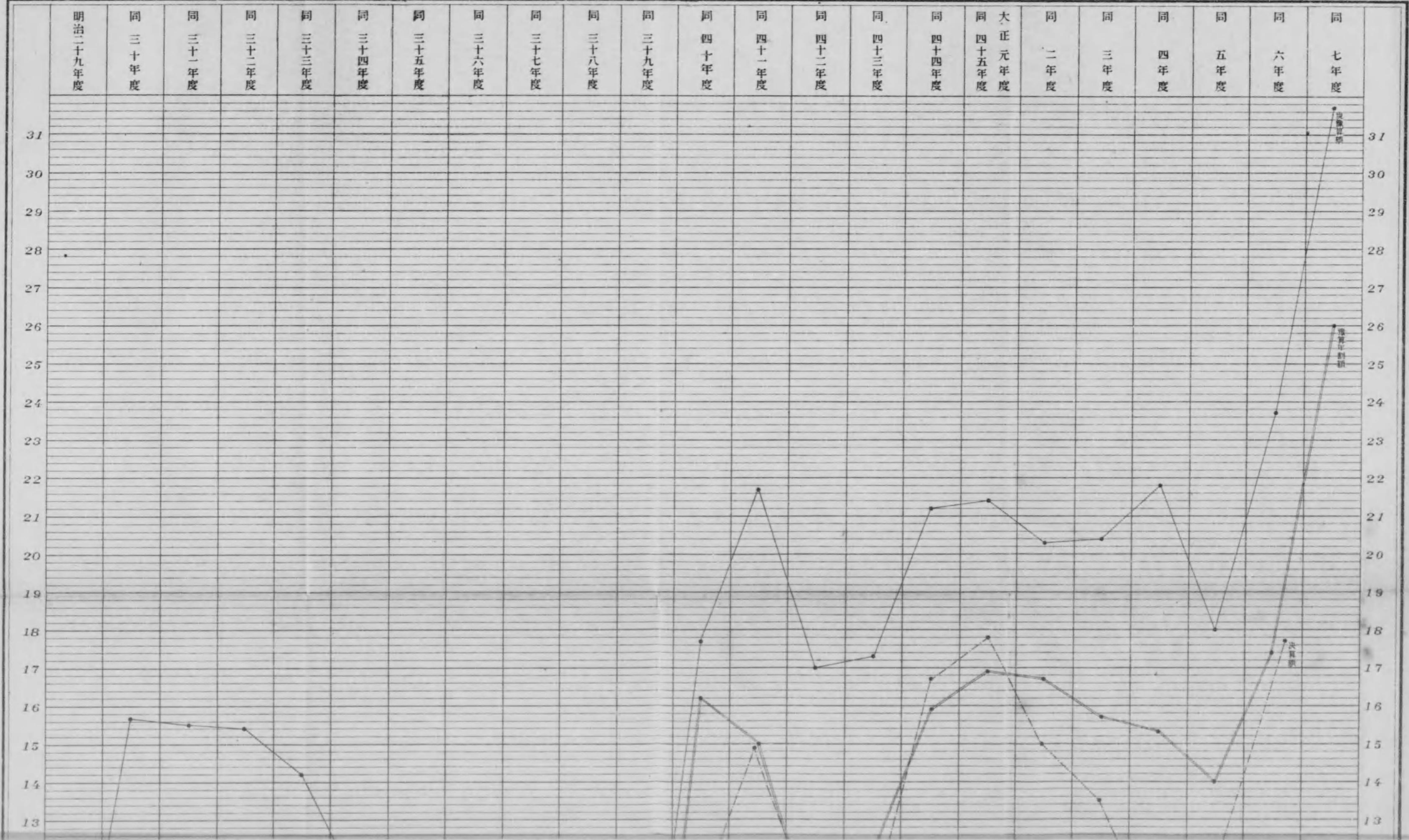
	十二年度	同四十三年度	同四十四年度	同四十五年度	大正二年度	同三年度	同四年度	同五年度	同六年度	同七年度
用額	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇
算額	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇
超過額	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
不足額	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
決算額	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇
年度總額	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇
決算額	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇
年度總額	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇
十月現計	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇
六月現計	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇	三〇、二四八、〇〇〇

帝國大學特別會計へ移算したるものなり
含包せり

○同四十二年度繰越額の内

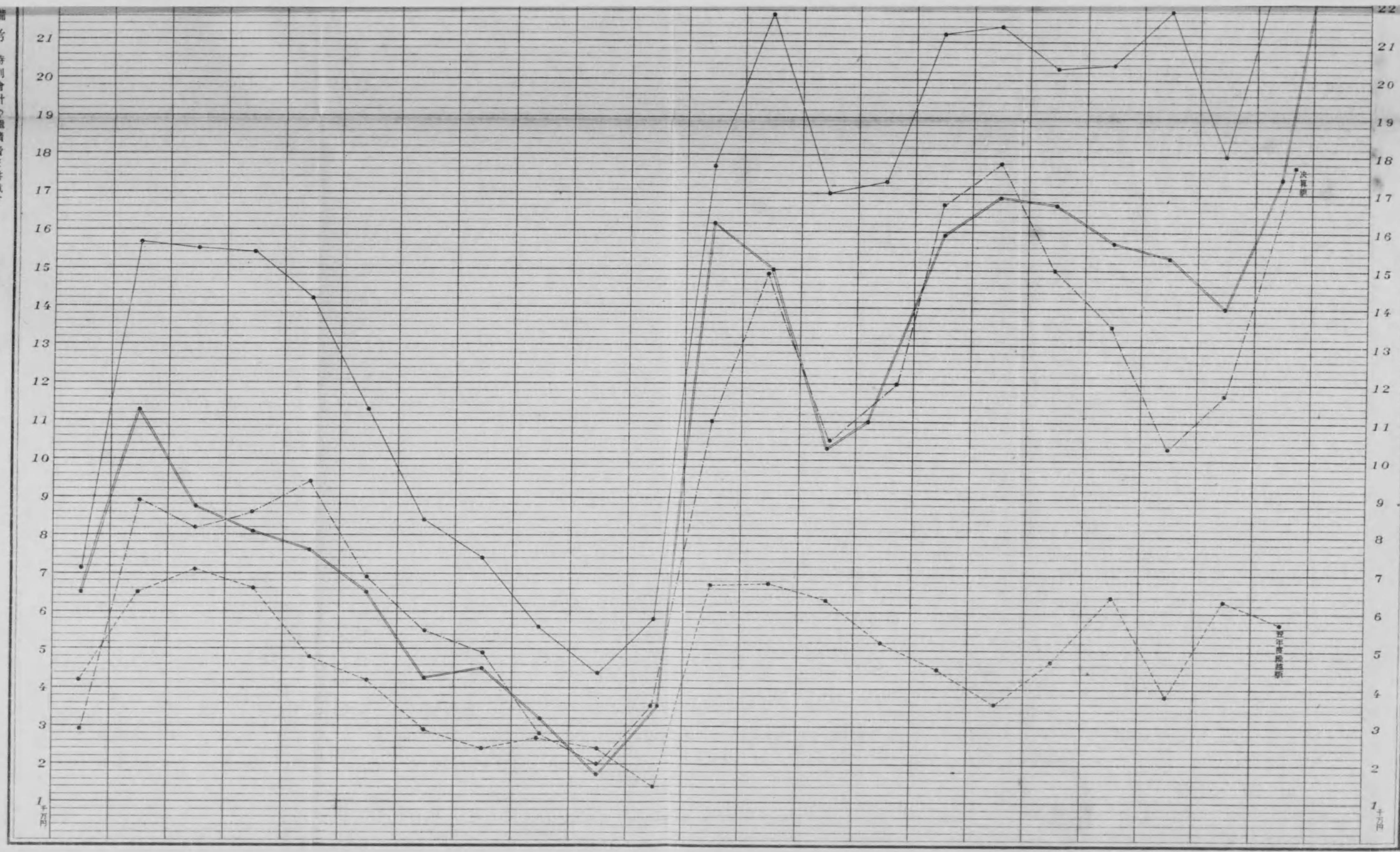
繼續費累年統計圖

第三表の二



備考 特別會計の繰積費を併載す

備考 特別會計の繰積費を併載す



(財政と金融表三八八—三八九頁)

第三卷一三三頁



第一表

	明治四十三年度	同四十四年度	明治四十五年度 大正元年
豫算額	1,002,480.00	646,795.00	5,263,817.00
前年度繰越額	6,622,900	6,622,837	5,859,919
決算額	1,001,028.87	703,836.89	7,049,243.1
翌年度繰越額	60,761,837	53,881,559	3,699,281
不用額	1,045,605	1,165,533	63,031

備考

明治四十二年度繰越額の内同四十三年度に於て年割額を廢せし者ありて二萬千六百四拾圓を減す

第二表

繼續費各年度割の現状

	明治四十三年度	同四十四年度	同四十五大正元年度
變	562,381.7	581,575.3	830,799.7
更			867,035.83
			369

大正二年度	四九三、七二、四	八、八一六、六二八
大正三年度	四八、二六、七二	八一、九三、六〇五
大正四年度	五五、五二、一〇〇	七〇、七九、八三二
大正五年度	二九、〇三、九三九	三、四〇〇、八八五
大正六年度	一五、三六、四四一	二、一六〇、二四八
自大正七年度	三六、二一、三五〇	大正十六年度迄
至同十一年度	四〇、六八〇、六七	二、六、二五八、〇九六
總計		五七、七五九、八七

繼續年額の變動に就き既往の實績夫れ斯の如し而して其期間の延長甚しく其間變更なからんと欲すと雖も豈に得可ん哉諺に曰く來年の事を云へば鬼が笑ふと夫れ然り今若し十數年後に係る事項を論せん乎只に牛頭馬頭の冷笑を買ふのみならず閻魔と雖も其威嚴を保つ能はず呵々大笑閻府爲に震動するに至らん繼續費の事豈に夫れ注意せずして可ならん哉政府も是に見る所ありて明治三十六年度提出豫算には其改正を試みたり不幸解散の爲め其目的を達せざりしと雖も既に改正の端緒を開き同三十八年度提出豫算は本目所論の趣旨に基き編製せられしと雖も惜ひ哉議會の容るゝ所と爲らず爾來尙ほ之を改めず豫め搔て痒を待

つの愚に陥り依然として舊式を存す今事の解し易からんが爲め左に表を掲げ聊か看官の便に供せん

第二目 豫算外國庫の負擔となるべき契約

茲に又其素質趣旨を異にすと雖も其目的稍々繼續費に類し國庫後年の負擔を一齊に一年度に於て定むる所の事あり何ぞ哉豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲す事是なり是れ帝國憲法第六十二條第三項に

國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協賛を経べし

とあるに基りし學術教員の招聘出版物の繼續購入等の場合に適用する者なり立法の意蓋し國家をして支拂義務の履行に差支へなからしめんとするの注意に出るものにして其主趣に於て固より間然する所なしと雖も適用其度に過ぐれば是れ亦多少後年を束縛するの結果なしとせず抑々議會は毎年之を招集し毎年度の費途を議せしむる者にして毎年の費途は毎年新に其議定する所と爲るを當然とす區々の事情の爲め後年の財政行爲を束縛するは憲法の要義に背き實際の運用に便ならず畢竟前記繼續費及本目所論の契約の如きは固より除外的便宜法なる

豫め年度に於て費用を定むるの必要

を以て其適用は可成之を狹隘ならしむるを原則とす、適用其度を得ざれば則ち財政の弾力を奪ふの虞れあり、抑々歳計豫算は議會集會の始に於て之を提出すべきは會計法の命ずる所なり而して議會は毎年之を招集し其開會の始に於て豫算を議せしむる所以のものは立法の意先づ歳計を豫定し之に依りて一週年の謀を定むるを期するに在る哉、歴然として疑を容るゝの餘地を存せず故に特別の必要なくして豫め後年の費途を定むるは法の精神に違ふものと斷言するを憚らず況や爾後數年に互り其金額を定むるに於てをや

第七節 工事費及物品材料の供給

第一目 工事及物品供給の集中

前節記載の繼續費に依る所の大工事は勿論普通官衙の工事及物品材料の供給に就て尙ほ大に論ずべきものあり、請ふ少しく之を述べん、餘言は暫らく之を措き今中央に政府の工事及物品供給の任に當る所の一局を設け法規を嚴にし官紀を肅にし之をして建築、大修繕及普通の備品消耗品供給の事を掌どらしめ各官衙の新營修繕備品消耗品に係る費用及之を掌る所の技師、技手、書記等の俸給を此中央

各應は應
急工事の
すみに従事

目下は甚
だ不便な
り

機關に集め各官衙に於て新營修繕及物品の需要あるときは此の中央局に其設計計畫を依頼し又は物品の需要を爲し、各應に於ては雨漏、風防等の如き應急の小修繕のみに従事し且つ各應に於て不用に屬する物品は之を中央局に復歸するものとせば變通の便大に開け多額の經費を節するを得べき哉、疑を容れず、英國の如きは中央に工事局なる者ありて各應の工事を掌り併せて物品供給の任に當る故に事能く其目的に副ひ浪費濫用を防ぐ上に於て大效あり、往時我國に於ても工部省の設けありて土木工事を司掌したるの例あり、今少しく之が規模を擴張し砲臺艦船の建築等兵事秘密を要するものは固より除外せざるを得ずと雖も之を内外古今の例に鑑み前記の一大局を中央に設置せば現制の如く各應に分掌し各々吏員を備へて之に當らしむるに比し其利害固より同年の論に非ざるなり、斯の如くせば各應建築の大小精粗其分を得べくして事甫めて其目的に副ひ使用の物品又は其品等を均うすることを得べし、方今各應の建築修繕中宜く精なるべくして精なるを得ず、粗にして其目的を達するを得べきも壯麗結構共に分に過る者少なしとせず、物品亦品等を均うせず或は封筒脆弱に失して郵務當局却て不便を感じ或は紙質堅韌吏員開封に苦しむの例なしとせず而して試験室の建築設備の不完全な

るに代へ講義室の美麗堅牢に驚くの場合なしとせず、斯の如き不倫の奇觀は中央工事局の設置忽ち之を醫するを得べし、加之現制に於ては技師、技手の配置其當を得ず各廳に適任者を得ること難くして一廳に敏腕熟練の士を得以て牛刀の感あるも他廳に於て擔任の士其術に堪能なる能はざるの歎なきを得ず又一廳に於て事務閑散にして吏員脾肉の歎あるも他廳に於ては事務繁劇奔命に疲るゝの憂なしとせず其間兼務囑託等の事行はれ多少事情を緩和すべしと雖も之を一局に集むると其便否果して如何、智者を俟て後ち知らざるなり

政府の工事に物品供給の一局を設くるの便益瞭然爭ふ可らざるは既論の如しと雖も茲に又一他の便利ありて存す、他なし仲人の使用を減じ需用物品を一齊大口に購入し以て口錢を省き割引を得隨て廉價を以て需用品を得る事是なり、物品の購買巨多なれば水陸運送費に於ても亦割引を得るの便あり是れ經費を減少するの一端たり而して仲人を省略するの利は只に口錢の關係のみならず官紀取締の上に於て間接の利益なしとせず、茲に於て哉普國に於ては兵餉は成べく之を附近農民より購求すべし又兵餉購入の爲には特に繰上支拂命令を發することを得るとの規定あり、夫れ國庫の計算は利子勘定の爲に拘束を受けず之が爲め特に大

大口の購買

外國の例

藏省證券を發する場合の外繰上命令國庫の爲め何かあらん露國に於ても兵餉を直接に農民より購入する例あり、是れ農民保護の主意に出る者なりと雖も亦以て仲人使用省略の一例たるを失はず、是れ國家大兵を養ふに當りては經費の節用と生産者保護とに鑑み一考の値なしとせず、然りと雖も弊害は不測の邊に發す一齊大口の購買亦常に弊なきを得ず弊一たび生ずれば小口競争の方法復た之を試みざるを得ず故に大口の購買を試みると同時に競争の方法亦之を廢するを得ざるは勿論なり、夫れ國家の歲計は兵餉の大なるより紙屑の小なるに至るまで羅拉して以て漏すことなきを要す、軍備の大を論じて紙屑の小なるを忘るゝは財政其精を得たるものと云ふを得ず故に各省の紙屑も之を取纏めて中央物品供給局に送附し、同局に於て之を漉き返して諸般の用紙に充るを好しとす、外國に於ては銀行と雖も尙ほ且つ注意を紙屑に及ぼす者あり一銀行にして既に然り政府紙屑の貴重なるを知るべき耳、豈に之を輕々看過するを得ん哉、而して政府收入の大部分は固より税金より來るものなり、事細微に涉ると雖も費用を節し納稅者の利益を保護せざるを得ざるは固より論を俟たざるなり

大小漏す可らず

第二目 山林の利用

中央土木供給局に附屬し材料供給の事亦大に攻究せざるを得ず、元來土木建築の事業は巨額の材料を要す即ち松木、電柱其他各廳の修築修繕等に要する木材實に少しとせず、然るに是等の材料を普通の歳入を以て購入するが如きは計劃其宜きを得たる者と云ふを得ず、國家にして山林を有せざらん乎、吾人亦何をか云ん、國家若し豊富なる山林を有するに於ては何ぞ輪伐區域を定め自己所要の材木を自ら供給するの道を講せざる自ら其術を盡さずして民財を徴するが如きは固より策の得たるものに非ざるなり、宜く國中須要の場所を選び數多の貯木所を設置し、伐截の好季に於て輪伐區より木材若干を伐出し之を貯木所に收容し自然の乾燥に人爲の乾燥防腐の術を加へ倉庫出納の爲には一の簡易法を設け以て出納を明にし各廳は豫算額以内に於て其需用する所の木材を倉庫に需め倉庫は木材を拂出し領收證を受け之を國庫に納付するときは一錢の現錢を要せず、民財を徴せず、單に物品收入を以て國家の收入を増加し巨額の木材を供給するを得べし而して餘材あれば之を民間に賣却し以て國家の收入を増加する亦可なり、物品收入の例は沖繩縣の砂糖、琉球飛白、八丈島の八丈稿等にあり之を行ふ實に易々たる耳、輓近歐米先進國に於て木材防腐の術大に行はれ則るに足るもの少なからず以て大に

利用すべきなり而して森林收入の事豈に木材に止まらん哉、竹材の如き亦其一要部なり、治水工事に於ける蛇籠製造の如き竹材需用の大部を占む、舊幕府時代に於ては頗る之に留意し有名なる竹藏の設けあり、殊に艦材の伐截貯蓄の如きは最も周到なる注意を示せり、古人の國家經綸の道に留意する深しと云つべし、輓近各國に於て建築、造船等の材料として金屬を使用すること頗る多く殊に鋼の使用夥しく一見木材の使用を減せしに似たりと雖も其實大に然らず、人口の増加と人文の發達とは木材の使用に愈々増加を來し、電柱、枕木、鑛山用杭木、道路建築用片木（ブロック）、摺付木軸、製紙原料、塞子用等往時に於て木材の需用甚だ少なく又は全く之なかりし方面に於て其需用夥しく年々其多を加へ専門家の調査に依るに其消費高之を四十年前に比するに正に二倍を増加せり、是に於て各國銳意山林事業を經營し其結果頗る見るべきものあり、今其一二の例を擧ぐれば、西曆千九百八年度の豫算に於て普瀋西の山林原野の收入は一億三千五百八十萬餘馬の巨額に達し、佛國の如き山林に名なき國にても尙ほ同千九百十四年度の收入豫算は二千四百九十三萬餘圓にして其林業の進歩の如きは近年頗る顯著なるものあり、西曆千九百年の巴里萬國博覽會に於て佛國林業の出品は大に世界の人目を惹けり、抑々木竹材

我國の山林は睡眠にあり

外國に於ける森林の實況

の伐截貯蓄は國家經濟の一部にして輕々看過すべきの問題に非ず、宜く古今内外の事例に鑑み學術の應用に怠らず、天然の利益に従ひ人爲の術を加へ、前述諸般の利益を收め以て國家の收入を援助し併せて森林事業の發達を期すべきなり。今哉我國森林は殆ど睡眠の状態に在りて大正五年度の豫算に於ては僅かに千六十五萬九千餘圓を見込み森林資金繰入の二百六十九萬餘圓の如きは臨時收入にして永久の者に非ず漸次減少を告げ將に數年を期して皆無に歸すべきものとす。今試に英獨等森林經濟及其收入の一、二の例を擧げて之を我國の情況に比するに天淵管ならず即ち英國の一貴族に屬する二百八「エイカ」(「エイカ」は四反二十四步強の森林地は嶮岨なる山腹にあるも方今一年「エイカ」一圓五十錢の地代を得るに實に易々たる事に屬す故に今之を三十年基礎にて還元すれば其價格は七萬五千圓となる而して之に植林して途中にて透切を爲し得る所の收入は約四萬五千圓なるべくして五十年内に得る所は實に十九萬圓となり「エイカ」に付約九百十圓を得べくして植林費は五十圓なりとす又獨逸のハルツ山林收入は「エイカ」一年七圓「エイカ」のギリアント山林は十圓にして、スウイツランドのツールヒ市所屬の山林に於ては純收入十五圓なり而して獨逸の國有山林の收入は上級下級の平

均「エイカ」に付純收入五圓五十錢面積は一千萬「エイカ」(凡そ國土の二割六分)而して之に依り生活する者は約十萬人なりとす之を我國方今の一町步一圓三十三錢餘に比し實に同年の論に非ず進で純收入を見るときは實に云ふに忍びざる所のものあり明治三十九年度の如きは前年度に比し十五錢前々年度に比し十七錢を増加せしに拘はらず一町步の收入六十七錢雜費二十六錢を要せり)加ふるに我國人士の森林を愛せざる實に驚くべきものあり其濫伐盜伐の甚しきは論なく今之を清國漢口枕木貿易の實況に徴するに我國より輸入に係る者は概ね生木にして只に適當なる防腐術を施さざるのみならず乾燥不十分にして疊を生じ易く輸入總額一割の不合格品を生じたるの實例あり(明治三十五年七八月頃の實況爾來見るべきの進歩なく明治三十九年に於て日本産の枕木一本の代價は凡そ一圓二十五錢にして米國産因に記すオンタリヤに於ける材木の價格は西曆千八百九十三年の「ロード」五十一立方尺弱八十志より同千九百七年十一月の百二十七志に騰貴せり)佛國産に比較し六割乃至七割の低價なるも輸入者は尙ほ我國産を排して已まざるの勢あり是れ他なし米國産の者は代價高しと雖も乾燥十分にして適當の防腐術を施し耐久力に於て我國産の三倍するを以て敷設後修繕等の手数を要

する少きの利あるに由る(日本産は二年乃至三年木質に於て天然の不利あれば之を林業根底の改良に待つの外なしと雖も單に乾燥及防腐劑等に不注意なるが爲め此不利に陥り彼の一本の伐木に對し我は三本を伐截せざるを得ず、剩さへ輸入品一割の不合格を見るが如きは實に吾人の遺憾とする所なり、況や輓近の報告に依るに検査輸入済の者と雖も尙ほ且つ釐を生じ其使用を嫌惡するの情益々加ははるの勢あるに於てを哉其不經濟にして經營宜を得ざるや論なき耳、然りと雖も我國森林の實力豈に今日に止まらん哉其収入の少きは足らざるに非ずして施設未だ其全を得ざるにあり、前途の多望なる多辯を要せず、我政府も茲に見る所ありて明治三十八年度豫算に於て新たに國有林作業費なる一款を設け從來の立木賣却の方法を止め造林製材の費用として二十八萬餘圓を請求し議會亦之を可決したるは林産物利用の爲め一步を進めたるものと云ふを得べし、爾來少しく經營する所ありと雖も大正五年度の森林費豫算は四百三十八萬餘圓にして國有林野經營費は二百三十四萬餘圓なるに對し収入は前記の如く僅少にして頗る不振の成績たるを免れず(右の外北海道に三十四萬二千餘圓の森林費あり)

第八節 臨時収入と經常費との關係

第一目 總論

國家の歳入歳出に經常臨時の區別あり我會計法風に之を認め其第六條に

歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中に於て之を款項に區分すべし

と規定し經常費は國家保存の爲め要する恒久の費用を支辨し臨時費は一時特定の事件又は事業の費用支辨の爲に要する者たるは世人の熟知する所なり、夫れ然り然らば即ち臨時収入を以て經常費を支辨するの不可なる知るべき耳、抑々財政の鞏固を保たんと欲せば出納の實況管に經常収入を以て經常費を支拂ふを得るのみならず臨時費と雖も其幾分は經常収入を以て之を支辨するを得るの域に在らざるを得ざるなり、何となれば日進の世運に際會しては事物の改良進歩の爲め頻年臨時費を要し其素質に於ては依然臨時費たるを失はずと雖も事實上經常費用と其選を異にする能はざる者多ければなり而して一國の財政にして經常収入を以て臨時費の大部分を支辨するの地位にあるを得ば夫れ之を財政の鞏固を保

つものと云ふを得べし(財政基礎の鞏固と財政經理の完好とは自ら別事に屬す看官請ふ之を諒せよ)

第二目 臨時収入の實質

經常歳入と臨時歳入の實質は世人の熟知する所にして之を囑々するを要せずと雖も今試みに臨時歳入の著しき者を舉れば國債募集金、諸種の寄附金、官有財産の一時若くは年期付の賣却代價、森林の臨時伐木賣却代、不用物品賣却代等なり而して外國より受る所の償金の如きは時に或は巨額に達する場合なきに非ずと雖も是れ固より臨時中の臨時に屬する者にして財政金融の問題に於ては之を論外に措かざるを得ず臨時収入の實質夫れ斯の如し之に依り經常經費の支辨を計るの不可なるは多辯を要せず

第三目 恒久の費用支辨は臨時収入に依頼す可らず

經常經費は經常歳入を以て之を支辨せざるを得ざるは論を俟たず、今個人の場合を以て之を例せんに茲に一家主あり其恒産より生ずる収入を以て一家の計を爲さず借金若くは所有財産の賣却代價を以て其費用を支辨せば期年ならずして倒産するは多辯を要せず、他人の寄附を待つが如きに至りては愚に非ずんば即ち

國家の事變と同時に大なる變通を要するに於て其費用を大に用ひて之を成し得べし

狂固より一顧の値なし、國家の事變に之と異ならん哉、自ら生産を増さず他國の購買投資を待つ豈に危ふからずや、西曆千八百四十八年の佛國の革命たる其原因種々ありと雖も當時財政頗る困難にして數箇年の間短期公債を以て之を彌縫し終に情顯はれ勢屈して如何ともする能はず是に一大破綻を生ずるに至りしは其一大原因にして之を史乘に照して明かなり、慎むべく悞るべきの至なり

臨時収入を以て經常費を支辨する事の不可なるは大體に於て既論の如し、然れども國家に事變あるは猶ほ個人に災害疾病あるが如し、幸にして事變小なるときは或る經常費を節して之に應ずるを得べきも事變稍々大なるに至れば到底其費用を經常収入のみに取ること能はず終に臨時収入に依らざるを得ざるは數の免れ能はざる所なり、夫れ物究まれば必ず變ず變すれば必ず通ず、國家の事變に變通の策なからん哉、然りと雖も事苟くも臨時の素質を帶ぶれば其費用は必ず之を臨時収入に取るべしと云ふが如きは固より失當の事に屬す、臨時費と雖も鐵道、電信、築港、運河等の如く事建設的の計畫に出るものの費用は成べく之を經常収入に取り累を後世に貽さざるを好しとす、若し夫れ兵亂、騷擾、天變、地殃等の如く豫想するを得ざる者に對しては臨時収入を以て之に應せざるを得ざるは蓋し已を得ざる

の敷なりとす。然れども運輸通信事業等の如き大工事に向つて漫に後世を利するを名とし公債を起し事の成敗利鈍を慮るに精ならざるときは後世に其利を收むる能はず却つて其負擔の重きに苦しみ其發達を妨げらるゝに至るなきを保せず。後世は後世相當の負擔なき能はず、然るに之に加ふるに先祖失策の結果たる餘殃を以てせば夫れ將た何を以て乎其發達を期するを得ん、慎ますんばある可らざるなり。

第四目 我國の近況

一國の經常收入の狀態が大體に於て佳良にして苛政收斂の跡なく優に其經常費を支辨し尙ほ多少の餘裕を存し臨時費を償ふの餘力あらば其財政は則ち安然鞏固なりと云ふを得べし、我國財政の近況は明治二十七八年戰爭前の如く寛裕なるを得ず増税の必要を生せしこと一再に止まらず債額亦頗る増加せしと雖も經常費臨時費の關係は近年までは財政の鞏固を保つを證せり請ふ左に明治三十一年後の實況を表出せん

第四表

年次	經常歳入出		臨時歳入出	
	左	右	左	右
明治三一 (決算)	一三二、八六九、三三五	一一九、〇七二、一四四	八七、一八四、七九一	一〇〇、六八五、四二四
同 三二 (同上)	一六七、六二七、二六七	一三七、五九〇、四一七	八六、六二七、二五七	一一六、五七五、一一九
同 三三 (同上)	一八〇、五〇九、五一八	一四九、一三四、一六六	一一五、三四五、三四九	一四三、六一五、八九二
同 三四 (同上)	一九〇、三六四、八三六	一六〇、三六三、五八二	一八三、九九四、二一三	一〇六、四九三、二四一
同 三五 (同上)	二〇九、五九一、七三五	一七一、〇五九、八〇七	一八七、七四九、六八八	一八一、一六六、九二二
同 三六 (同上)	二〇九、二八八、〇〇〇	一六七、七二一、二四六	一八一、一六六、九二二	一八七、七四九、六八八
同 三七 (同上)	二四七、四〇六、九四四	一二六、九六三、七八九	二四七、五一七、五九五	七九、七一、二四七
同 三八 (同上)	二七三、五八四、六五一	一五八、六八一、四〇三	二六四、〇七九、八〇一	一五〇、〇九一、八九三
同 三九 (同上)	四四四、八九八、二五一	三三九、九五四、二三四	二六四、〇七九、八〇一	二六四、〇七九、八〇一
同 四〇 (同上)	四九二、二八七、〇三六	三九八、五六八、一〇五	二八五、〇七四、二七四	二八五、〇七四、二七四
同 四一 (同上)	五〇九、八六二、八九六	四〇九、二四五、九二二	二八五、〇七四、二七四	二八五、〇七四、二七四
同 四二 (同上)	四九一、三三一、二二七	三九四、一九三、一三七	二八五、〇七四、二七四	二八五、〇七四、二七四
同 四三 (同上)	四九一、三三一、二二七	三九四、一九三、一三七	二八五、〇七四、二七四	二八五、〇七四、二七四
同 四四 (同上)	四九一、三三一、二二七	三九四、一九三、一三七	二八五、〇七四、二七四	二八五、〇七四、二七四
同 四五 (同上)	四九一、三三一、二二七	三九四、一九三、一三七	二八五、〇七四、二七四	二八五、〇七四、二七四
同 四六 (同上)	四九一、三三一、二二七	三九四、一九三、一三七	二八五、〇七四、二七四	二八五、〇七四、二七四
同 四七 (同上)	四九一、三三一、二二七	三九四、一九三、一三七	二八五、〇七四、二七四	二八五、〇七四、二七四
同 四八 (同上)	四九一、三三一、二二七	三九四、一九三、一三七	二八五、〇七四、二七四	二八五、〇七四、二七四
同 四九 (同上)	四九一、三三一、二二七	三九四、一九三、一三七	二八五、〇七四、二七四	二八五、〇七四、二七四
同 五〇 (同上)	四九一、三三一、二二七	三九四、一九三、一三七	二八五、〇七四、二七四	二八五、〇七四、二七四

(軍事費は略す)

同 四	五五二、〇八五、五七八	一四八、六三三、五三三
大正 元 (同上)	四一七、三七八、四二五	一五七、九五三、六五六
同 二 (同上)	四一五、六七九、二五三	一四六、五四七、四三四
同 三 (同上)	五三六、三四二、五〇一	一九八、三〇五、五五二
同 四 (同上)	三九六、二二五、四〇一	二四九、一九五、〇〇七
同 五 (現計)	五三八、九九九、六四〇	一六九、六一六、二四一
同 六 (實行豫算)	三八六、五一六、四五五	一九六、七五三、三九七
同 七 (決定豫算)	六二二、〇五二、一〇〇	一九一、二五六、五一三
	三八六、〇六五、九九七	二〇四、七二九、三五五
	五六一、九七一、八六三	一七五、五四八、八五四
	四四一、二六九、一〇一	二九七、二五一、六一六
	六四二、六八三、〇一九	一八〇、六二二、四六一
	四八〇、〇八三、三〇六	三四三、二二二、一七四

由是觀之我國財政は往年に於ては頗る順況を示し明治三十五年度は經常歳入出の間に三千七百餘萬圓の差違あり同三十四年度の如きは經常費を以て臨時費總額の凡そ一割七分を支辨し得るの好況を呈し同三十六七兩年度の豫算は不幸にして不成立となりしと雖も臨時議會の結果に依り之を見るに前記の如く尙ほ三四千餘萬圓の差違を示し明治三十八年度決定豫算に於ても亦巨額の差違を存せり而して此事たる固より數字上の事實にして所謂骸骨的事實に屬し毫も修飾の之に加はるなし當時世人財政に向て喟々嗷々せしも是れ見易き事實と數字とに就て研究の勞を取らざるに坐せしものにして幸に事實に適合せざりき然りと雖も明治三十九年度以降は大に其事實を異にし同年度より各種の臨時増税を永久税と爲し之を經常歳入に編入し同四十年年度に至りては臨時軍事費の殘餘を

以て幾かに收支を彌縫し所謂足を削りて靴に適し頭を殺ぎて冠に便するの譏を免れず爾來依然として舊套を脱するを得ず今にして大革新を加ふるに非ずんば近き將來に於て困難なしとせず寒心の至りなり

第五目 露國財政の近況

一 歳出及國債の増加

又露西亞の財政は一種不可思議の現象を呈し往々世人をして其真相を窺ふ能はざらしむるものあり請ふ少しく之を述べん

抑々露國の歳計豫算は國會開設以前にありては皇帝に對する大藏大臣の一報告書にして毎年露曆一月一日を以て發布するものとせり今試みに西曆千九百二年に於ける同國財政の報告を見るに歳入凡そ二十一億三千百三十六萬留、歳出凡そ十九億七千八百三十八萬留にして歳入殘餘凡そ一億五千二百九十八萬留なり、其所謂借錢政策中に斯の如く巨大なる歳入殘餘あるは頗る異數の感なきを得ず而して歳出の増加に至りては更に驚くべきものなり即ち西曆千八百八十五年と同千九百二年とを比較するに前者に於ては歳出九億一千三百十四萬留なりしに後者に於ては前記の如く二十一億留以上に増進し實に十三割三分を増進し西曆

千九百四年度の決算は更に増加して約二十七億三千八百萬留となれり、然るに西曆千九百五年十一月に發表せられたる決算に據れば歲計の不足額三億千七百十萬留に達し、前年度中に募集したる國債は悉皆編入済なり、累年追送して同五年度に於ても約四億の短期公債を起して之を彌縫し、同六年度に於ては臨時部に四億八千百十萬留の不足を示し、西曆千九百七年度の經常歳入は二十五億留を豫算し、臨時費は前年度剩餘と當年度收入の自然増加に依頼せり、大國財政の經營素より容易の業に非ざるなり、方今四海の大勢歳出の増加は邦家の免れ能はざる所なり、と雖も露國の如きは蓋し稀れなり而して國債の増加は殆ど人をして信據し能はざらしむる所のものあり、即ち西曆千八百七十七年七月露土戰爭の初期に於ける十九億六千七百萬留、内十七億六千七百萬留は外債より急に増加し、明治三十七八年戰役前既に世界の第三位を占め、西曆千九百十年には九十億四千萬留、内五十八億留は外債にして三十五億留は佛の應募せし者なり、の巨額に達し、第二位に進み、元利手数料の爲め凡そ四億七百萬留を要す、元來西曆千八百八十七年より同千八百九十九年即ち第十九世紀の終に於て歐洲大陸は一般に太平を樂みしに、露國は其間國債を増加すること十七億五千萬留、内十二億一千万留は鐵道敷設に使用し

露國鐵道
建設費の
巨大なる
原因

一 露哩凡そ我九丁にして英哩の三分の二の建築費平均十萬九千五百留の巨額に達し之を隣國なる瑞典の五萬四千五百留に比して甚だ高く、世界有數の高價國を以て目せらるゝ、北米合衆國の六萬三千七百留に比するも尙ほ凡そ六割の高價を見るの實況なり、是れ主として内國製の鐵を使用し爲に費用を増加すること約三億留に達せしに由らすんばある可らず、合衆國亦非常の保護國なりと雖も終に露に及ばず而して鐵道の延長及其收支等を見る更に驚くべきものあり、即ち西曆千八百九十二年より同千九百二年に至るまでの十箇年間に二萬八千八百露哩、一露哩は九町四十六間五尺強より五萬三千露哩に延長し、費用十億五千萬留を要せり、然るに前後の總計を合すれば都合十五億留となる、今専門家の說に據るに若し外國の鐵と勞力とを使用するとせば凡そ六億留を以て同線を復線と爲すを得べきとの事なり、其差違甚しく信を措く能はざるに似たり、と雖も露國政府は西曆千八百八十四年乃至同千八百九十五年に鐵道の爲め内國鐵を使用せしこと一億三千萬、ブード、二ブードは四貫三百六十八匁二分九厘六毛弱にして爲に費用を増加せしこと九千二百萬留、爾後同一原因に依り三億留の費用を増加せし、の事實に徴すれば夫れ或は信を措くに近からん乎、而して其損失額は前記十箇年間に鐵道の爲

め起りし公債元利の支拂を除き六億留にして西暦千九百三年には収入不足七千三百萬留戦争の初年には四億留に達し(軍事輸送よりの收支を差引く)第二年の額は更に大なるべきも露の近情最も錯雜にして其真相を得るは内外の共に難しとする所にして事實に近き精數は始ど之を得る能はざるなり

又最近の調査に據れば露國政府の鐵道公債三十三億二千三百萬留年々の利子は約一億三千四百萬留にして此利子の外に政府が西比利亞線等の爲に損失する所一箇年約五千萬留乃至一億留に上り此外に普通公債の内より鐵道費として支拂はれたる者の利子を加算すれば露國政府の鐵道費支出は驚くべく巨額に達すべし而して其近況左の如し

第五表

延長 其他	西曆一九一〇年	同一九一一年	同一九一二年	同一九一三年	同一九一四年
國有鐵道延長(ウエルスト)	四、三六	四、〇四二	四、八六八	四、八六八	四、七〇〇
一箇年の乗客數(百萬入)	一六、〇六	一六、六九	一九、三三七	一八、九四四	二一、七五
貨物及手荷物(百萬ブード)	二、〇六、一九	二、三〇、四四	二、五八、六六	二、四一、七七	二、七六、〇四
露 哩(九町四十六間五尺強)					
實 收 入	六三、八四	七三、八三	七三、一八	七六、九四	八六、〇〇
實 收 及 豫 算 額 (千留)					

一「ウエルスト」の收入(留) 一四、九九
 支 出 一六、八四
 現 業 費(千留) 一七、三七
 一「ウエルスト」の支出(留) 一八、三七
 輸送力の改良増加、車輛購入、營業 資、本 増 額(千留) 四三、九七
 計 六、三六 四三、三六 四九、一七〇 五三、一四三
 六、三七 七、五九 六、六五 八、三三 一三、〇七
 四九、二四 五〇、三三 五九、八四 五六、五三 六七、三〇

今試に西暦千九百六年以降露國が倫敦に於て募債せる公私債の内譯を見るに左の如し

第六表の一

國 債	發行價格	利 廻 時 價	手取金
西曆千九百六年	九 _割	五 _割 三 _片	一〇一、五 _割 一、二、五九、八九〇 _割
同 千九百八年	九 _割	五 _割 三 _片	一〇一、五 _割 一、二、五九、八九〇 _割
同 千九百九年	八七 _五	五 _割 二 _片 九 _片	一、二、二八、二

四分半利ウオルガ、プーシアルマ
 間 鐵 道 債
 四分半利債(英國)引受高
 五五、五八〇、〇〇〇磅其他は巴里

種類	発行価格	利	廻	時	手取金
アマステルダム 其他大陸金融 中心にて應募	八八七五	五	一	六	一〇〇
四分半利アルマウキール、フー アアモ間鐵道債	九〇	五	〇	〇	九四五
同 千九百十年					三、一九〇、五〇〇
四分半利 露國鐵道債(ツロ イツク及コーカンドナマンカン間)	九七五	四	二	三	九四五
ウォルマル四分半利鐵道債	九〇	五	〇	〇	九三
同 千九百十一年					一、六一、九一〇
四分半利黒海クレーバン鐵道債	九七五	四	二	二	九四五
同 千九百十二年					一、八六、五八五七
四分半利カヘシヤン鐵道債	九七五	四	二	三	九四五
同 千九百十三年					一、三六、五〇〇
四分半利アルマウキール、ツリア アアモ間鐵道債	九七五	四	二	三	九四五
四半分利ツロイツク鐵道債	九五	四	一	五	九四五
同 千九百十四年					二、九四、五〇〇
露西亞東部鐵道四分半利債	三三	四	一	八	〇
合計					二、八七、九、五九九 三、三六、〇四、三八一

四二二

第六表の二

種類	発行価格	利	廻	時	手取金
西曆千九百八年					
モスコー市五分利債	八七五	五	一	四	三
同 千九百九年					一〇、一〇、一〇
サラトフ市五分利債	九五	五	五	三	九五
同 千九百十年					三、八七、四一〇
バクター市五分利債	九五	五	五	三	九五
同 千九百十一年					七、六〇、〇〇〇
バクター市五分利債	六六	五	四	三	九四
同 千九百十二年					四、八〇、〇〇〇
ウォルチ市五分利債	六六	五	四	三	九四五
モスコー市四分半利債	九六、五	四	一	三	三
ニコラエフ市五分利債	九六、七五	五	三	三	九七

四二二

同 千九百十三年

バクター市五分利債	九五	五	五	三	九四五	九五三、二三五
聖彼得堡市四分半利債	九三、七五	四	一六	〇	九五	二、一五六、二五〇
同 千九百十四年(六月迄)						
キーフ市五分利債	九五	五	五	三	九七五	五〇三、五〇〇
リガ市四分半利債	九二、五	五	〇	〇	九三	一、二一〇、二九〇
ベルム市五分利債	九三、五	五	七	〇		三、四六、八七
合計						三、二八二、七三〇

私 債

鑛山	西曆千九百九年	同千九百十年	同千九百十一年	同千九百十二年	同千九百十三年	同千九百十四年(六月まで)
	五、二五〇	二二、五〇〇	二七、四九三	四四、七五四	四七、四五四	
石坑						
工業						
油業	一八、二五〇	二七、二五〇	二六、一五〇	二七、九六九	二八、七五〇	四七〇、六五
商業	二〇、〇〇〇					六一、四九三

土地及不動産		二九、二五〇				
金融及試業			四四六、二六六	四八六、五五		一、〇七〇、〇〇〇
銀行			一、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇		一、五五二、二五〇
醸造				七五、〇〇〇		
合計	二、七六、七五〇	一、七六、七五〇	二、三三、二五九	四、一一、二八四	七、四九、九五四	三、一五三、三六八
以上三種ノ合計						

國債	三三、六〇四、三八一
市債	一三、一八二、七三〇
諸般事業債(私債)	一三、五一六、二七七
總計	六〇、三〇三、三三八

備考 諸般事業債には西曆千九百六年乃至千九百八年の三箇年間に於ける募債高一、三四三、八七二磅を加算す、元來露國に入る外資は佛に仰ぐ者最も多く次を白耳義とす、英資は比較的少き方なり

二 疑の點

斯の如くして露國政府は西曆千九百年より同千九百三年までに外債のみにて

都合三億五千六百萬留を増加せり事件發生以來の増加は十二節に記載するが如し同國公債の増進實に驚くべきものあり而して當時露國の財政は表面上非常の好況を呈し其豫算決算は常に餘額を示せり是れ前記募集高と鐵道資金高との差違五億四千萬留を經常部に繰入れ歳入餘餘の外觀を裝ひ露國公債の價格を維持するに努めたるものに非ざるなきやの疑は世人の胸中に蟠る所にして敢て無理とも云ひ難し然れども輓近露國歳入の増加は著しき現象にして英人チーロン氏の調査に據れば西曆千九百二年を以て終る所の十三箇年の間に其増加實に九億三千七百九十五萬餘留の巨額に達せり

三 露國歳入の増加の真相

今其内容に入り之が項目を見るに増加は主として酒類專賣(二十九留七、コベツクス)の酒類に二十一留の專賣收入を含有す鐵道收入(民業とすれば收入は民の懐に入るものなり其を國庫へ移せしのみ)造幣局收入御料山林收入及關稅にありて他は微々として論ずるに足らず即ち西曆千八百八十九年には是等の收入五億二千七百三十七萬餘留にして同千九百二年には十二億三千三百四十五萬餘留に増加し同時に關稅收入は四億四千七十九萬餘留より六億七千二百三十萬餘留の増

加に止まれり而して其増加も亦自然の増加に非ずして稅率の増加に依るもの頗る多く即ち燐寸稅の増加十割六十五、コベツクス)の燐寸代價中に三十五、コベツクス)の稅金を含む砂糖稅の増加十割六分(二十七留十一、コベツクス)の糖價中に七留の稅金を含む)の如きは其最たるものなり抑々砂糖は露國人民の最大需用品にして他國に比して一層缺く可らざるの事情あり然るに現行輸入稅は砂糖一本百二十英斤に付二十九志七片にして精糖同上三十九志五片なり而して近年倫敦市場に於ける糖價は中物一本最高十三志九片なるに依り露國に於ては稅金のみにて英國の市價より遙かに高價たらざるを得ず故に砂糖の消費は英國の一人一年は六十九英斤に對し露は僅かに十四英斤六三に止まり世界の第十一位に居るの實況たり兩國人民生計の難易實に同年の論に非ざるなり(坤第二編第一卷第十二章第四節第二目參觀)又試みに其隣國なる獨逸に比較するに露國の麥酒及煙草稅は獨の其の三倍乃至四倍し砂糖稅及石油稅は一倍半乃至一倍四分の三の達す有名なる石油生産國にして此實ある誠に異數の感なきを得ざるなり

今一步を進めて露國財政の要領を摘述すれば極端に民力を徴し又官業を努め毎年約一億六千二百萬留の殘餘を得ると雖も鐵道其他の臨時費の爲め約二億六

國庫遊金の真相

千四百萬留を要し少くとも其不足約一億二百萬留は毎年之を借入れざるを得ず依て前記十二箇年度中に總計約十七億五千萬留を借入れ臨時費として約十二億四千八百萬留を使用せり(前記不足額と畧々符合す)而して其差違凡そ三億留は之を蓄積す有名なる露國國庫遊金なる者即ち是なり已ぬる哉其名美なりと雖も仔細に其實を窺ふときは是れ借金の使用殘にして之を露の有と云んより寧ろ佛の有たるの觀なきを得ず而して露國は其死藏金に對し利子支拂を辭せず一種異様の財政と云はざるを得ず

四 歳入不足並に外債

斯の如くして義和團匪の亂の頃までは纔かに彌縫し來りしも終に支へず爾後毎年約三億留の不足を生ずるを常とす其他前記十二箇年度中私設鐵道會社の外債にして政府の保證に係る者約十億五千萬留ありて西曆千九百四年の上半期に於ては是等露國政府の責に歸する者と純然たる國債とを合して既に總計八十八億九百萬留に達せり由是觀之輓近露國の財政經濟にして外資を以て支へられたるもの約二十六億留の巨額に達す而して之に加ふるに日露戰爭の爲に起りし外債六億八千餘萬留内債六億留あり斯の如く露國は常に平價以下にて(九十三乃

露國財政の奇觀

露國の外債

露民の夢消費高

至五なり)四分若くは五分を以て外債を起し之を以て金を購入し國庫遊金を積むを以て能事と爲すが如し今其結果を見るに利子は物品の輸出超過を以て之を拂はざるを得ず然るに今哉露國外債の總高は約八十七億留(前記鐵道會社の分を除く而して佛より借入れたる高六十二億五千萬留なり)にして之が爲め要する所の利子は約四億留なりとす其他露國が外國へ支拂ふべき運賃保險料等は之を詳かにすることを得ずと雖も國債外の外資の利子約三千萬留而して露國人が外遊の爲め費す金額は凡そ七千萬留たるべしとは世人の信する所にして露國が貿易外に外國へ支拂はざるを得ざる金額は小くとも年々約五億留なり此巨額を支拂ふの財源は穀類及材木の輸出(總輸出高の八割を占む)とサイベリヤ金坑産出高凡四千萬留との外他に之を求むるを得ず然るに輓近露國の麥作は一人に付き二十二「ブード」四「ブード」は四貫三百六十八匁餘なり今諸國に於ける一人宛麥の使用高を見るに北米合衆國は六十一「ブード」九にして丁抹は五十七「ブード」佛國は三十三「ブード」六なりとす故に露國は其民をして食に飽かしめんと欲せば單に麥の輸出を止むるを以て足れりとせず進で巨額の穀物を輸入せざるを得ず然るに實際は前記の如く麥の輸出年に増加し外債の利子拂の爲め過去十六箇年間に約六十億

留の代價を以て約七十億「ブード」の穀物を輸出せり民に菜色ある偶然に非ざるなり近者数年の穀類の産高は左の如し

收 穫 高

第七表の一

計	西曆一九一二年		計	同 一九一一年		計	同 一九一〇年	
	歐	亞		歐	亞		歐	亞
小 麥	一,〇八四八	二,三六八	一,三二六	一,〇八四	一,二六〇	一,二八七	一,一八二	
裸 麥	一,五六八七	五,四三	一,六三〇	一,〇五五	一,三〇八	一,三四四	一,三六〇	
大 麥	六,三二五	二,八一	六,五九六	四,五五八	五,八〇三	六,一〇〇	六,二七七	
燕 麥	八,六三一	一,〇二一	九,六五二	六,七〇一	七,七六二	九,二九九	九,四六一	
合 計	四,一四九一	四,二一五	四,五七〇六	二,七九六〇	三,四八四七	四,一七二〇	四,〇六一	

同 一九〇九年

計

亞 露	一,一九三	三〇五	一,二八	六八八	一,三〇四
計	一,三〇一四	一,二九〇七	六,九一五	一,〇二四九	四,二六五

第七表の二

計	同 一九〇八年		計	同 一九六—一〇年の平均は左の如し	
	歐	亞		歐	亞
露	八二七	一,二七五	四八四	七九五	三,二七一
露	一,三三五	三,七四	一,三九	九五七	二,八〇五
計	九四六二	一,二二三九	五〇二三	八五二	三,四九七六

第七表の三

收 穫	計		計	計	
	歐	亞		歐	亞
露	九,六六	一,一〇七一	五,二九	七,六三	三,四一三〇
露	二,九二	四,二三	一,二四	七,六三	二,四八一
計	一,〇四五八	一,二四九三	五,五三	八,四二六	三,六六一

本表の平均中には二箇年の豊年ありと雖も尙ほ燕麥を除き麥類の一人當りは十八「ブード」七餘に止まり前記の一人當に對し減少を示す、一步を進め本表掲載の四種外の穀類の收穫を合算し露國全土に於ける穀物の總收穫高を擧れば左の如し

第七表の四

西曆一九一二年	五〇七二二
同 一九一一年	三八七五五
同 一九一〇年	四八五五五
同 一九〇九年	四七三七七
同 一九〇八年	三八五六六
同 一九〇七年	三、七二九九
同 一九〇六年	三、二五六八
平均	四、〇四八九

此平均に據るも一人當り尙ほ二十四「ブード」七なり是より輸出高家畜の飼料、造酒用、種穀用を差引くときは民の食に飽く能はざるは數の免れざる所なり西曆千九百十二年の如き大豊年を含むも尙ほ斯の如し一朝不作に遭遇せば其慘状思ひ半に過るものあるは蓋し免れ能はざるの數なりとす然るに露は外債元利支拂の爲め穀物の輸出を要し西曆千九百六年以降七箇年間の輸出は左の如き巨額に達せり

第七表の五

西曆一九〇六年	五八八九	四七〇六
同 一九〇七年	四七三三	四二八二
同 一九〇八年	三九六六	三七五六
同 一九〇九年	七六〇七	七四八三
同 一九一〇年	八四七二	七四六一
同 一九一一年	八二二二	七三三二
同 一九一二年	五四七九	五四六六
同 一九一三年	六四七八	五九九九

茲に又曾て露帝の信任を忝ふし露都に於て「ウヒードモスチー」と號くる新聞の主宰たるウクトムスキ公と稱する一貴人あり西曆千九百二年三月十三日同新聞の社説に掲げて曰く

既に露國は獨逸に比して一人當り麵麩の消費三分の一を減す剩さへ獨人は露人よりも多く馬鈴薯及麥を消費す露人をして獨民と同様の營養を得せしめんと欲せば露國は其穀類を輸出すること能はざるべし

是れ其真相を得たるものに似たり果して然らば露は國民に食料を與んと欲せば外債利子を拂ふを得ず國民に相當の食料を與ふれば一國の最も神聖なる義務を履行する能はざるの地位に在るものゝ如く至難の狀況を呈するものと云はざるを得ず然れども是れ只門外漢が種々の經濟事項より推測する所に過ぎず其内容の詳細を知らば大に安すべきものなしとせざるべきも惜ひ哉露國の事情は多く秘密に屬し西曆一千九百年の豫算中にある七千三百七十三萬二千九百九十四留の巨額の如きは諸費豫期せられざる費途豫備其他等明示し難き科目の下に編入せられ其内容を知る能はず豈に遺憾ならずや

五 食料の不足竝に獨佛との關係

今輓近露國政府の調査に據るに露民は肉食すること極めて稀にして其食飼は主として之を植物質に取るを以て一人一年の食料は少くとも農産物馬鈴薯共二十「ブード」是れ所謂僅饑率なりを要し馬匹は一頭一年に燕麥四十「ブード」を要す然るに歐洲露領五十縣に於ては一人の平均生産高十六「ブード」六を超過せず即ち三「ブード」四の不足を示す果して然らば農夫一人の生産力は以て一兵を養ふに足らず況や無數の僧侶官僚を養はざるを得ざるに於てをや其困難なる多辯を要せず

而して農馬一頭に對しては二十三「ブード」六即ち十六「ブード」四の不足を示し農産物の最高はベツサラビヤン地方の三十七「ブード」八にして最低は北部の九「ブード」七なり燕麥は之に反し最高は東北部の四十六「ブード」にして最低はベツサラヤの五「ブード」七十餘なり而して農民總數の七割七分は食料の不足に苦み其數四千五百三十五萬八千七十八人に達し二割四分の人は饑を感せざるも馬匹に十分の食飼を與ふるを得ず人馬共に饑を覺へざる者は僅かに八分九厘に止まる斯くの如くなるを以て毎年十一月比に至れば無數の農民貴族に向て哀を請ひ貨幣と食料を借入れ纔かに來るべき春を待つは決して例外の事に非ず却つて普通の事に屬す故に貴族輩は此弱點を利用し普通農夫勞銀の半箇以下にて彼等を自己の田園に使用し剩つさへ農馬農具等も彼等に自辨せしめ自ら之を有せずトムモツ地方に於ては貴族地には農馬及農具を有せざる者總數の二割六分リーベーチアンスクに於ては三割三分キサノクに於ては三割、リーベツキに於ては四割ありて其他枚舉に違あらず斯の如くして農民は殆ど自己の土地を耕やすの暇なく貴族地と雖も勢ひ相當の注意を以て耕やさず農業の進歩は夢にだに見る事を得ず大に退歩を促すは自然の勢なり而して農民は二三年分も前借し居る者少からず壓制に

堪へ兼ね地主の眼を掠め遁逃を企る者あり、現に脱走して、コサツク村落に投じ水飲と成つて勞働し居る者少しとせず。斯の如くなるにも拘はらず世の一部人士殊に獨佛多數の論者が頻りに露國財政に樂觀し其鞏固を説くは一見頗る奇異の感なきを得ずと雖も少しく之が眞想を觀察するときは是れ亦た怪むに足らざるなり則ち佛國の露國々債に投入せし金額は約百億法外に凡そ同額の商事投下ありの巨額に達し佛國財産の總額二千四百十億法中千億法は不動産にして千四百十億法は動産なり故に露にして倒産せば佛國は其動産價格の殆ど一割を失ふべく獨の露國々債へ投入したる金額は二十五億馬にして獨の財産總額に二千五百十億馬外に商事的投入十億馬あり内不動産千億馬動産千五百十億馬なりとす、今此二十五億を失ふのみにても非常なる損失なるに獨露兩國は貿易の關係最も深密にして前者は其勃興する所の工産品を後者に糶し後者より其農産品を糶するの必要ありて露國總輸入額西曆千九百六年の高六億千九百九十餘萬留中獨逸よりの輸入二億六千七百餘萬留にして獨の總輸入高八十億二千八百八十九萬餘馬中露より輸入する者約十億八千八百萬馬に達し兩國の輸出入中の主位を占む是れ所謂惡縁にして其間斷んと欲して斷つ能はざる所のもの有りて存す、獨露兩國の一

部人士が露國財政の爲め喋々噂々する亦故なきに非ざるなり、然りと雖も大勢の向ふ所固より人爲を以て廻らす可らず、輒近露國の國債頻りに下落し之を十年前即ち西曆千八百九十七年に比するに倫敦市場に於て正に左の如き差違を生せり

第八表

公債の名稱	西曆千八百九十七年最高	同千九百十七年五月
鐵道五分	一〇七〇〇〇	九三、五〇〇
鐵道三分	九五、〇〇〇	六四、五〇〇
大陸鐵道四分	一〇五、二五〇	七五、五〇〇
一八九四分半	一〇二、八七五	六五、五〇〇

實に非常の差違と云つべし、夫れ公債價格は一國の信用を表示す漫りに人爲を加へて市場を迷はす可らず抑々人爲は極まる所あり其馬脚を露はすに至りては一層の不信を招く鑑みずんばある可らず、近者市場回復し

第九表

西曆一九一三年	最高	最低	同一九一四年二月十四日

五分	利	105.5	101.111	130乃至104
三分	利	77.00	77.00	75乃至77
四分	利	21.00	27.50	八半乃至八半
三分	半利	85.00	76.00	八乃至八四

の好價を示せるも尙ほ昔日に復せず而して之を他國に比し大に及ばざるものあり、事情斯の如くなれば近時佛國輿論の一角に於ては新たに英佛露三國同盟を結び英佛二國の資本を以て大に露國の富源を發達し經濟上政治上三國の利益を計るべしとの説を生せり獅子王の之に耳を傾るや否や智者を倭つて後ち知るべきに非ざるなり、然り而して露國は將來尙ほ國家經濟の爲め巨額の費用を要すウキッテ氏の説に據れば露國にして一等國の地位を保たしめんと欲せば今後六十二億五千萬留乃至六十六億六千萬留の資金を要すべし、然るに佛國側の觀察は(ラ、レグ、ー新聞)八十三億留を要すと爲す其何れが是なるかは未だ劇に斷言す可らずと雖も斯の如き豫測は概して不足するを以て通患と爲す故に暫らく後者を以て比較的眞に近きものとせざるを得ず、知らず双頭の鷺四溟の水を搏て以て龍を喰ふを得るや否や、然れども喰はざれば即ち大鵬鷓胡に若かず歐洲大陸財界の調和亦

難い哉抑々露國公債は其目的明瞭ならずウキッテ氏在職十一箇年中佛國より借入れたる十八億留の如きは一部は舊債償還の爲め一部は國庫準備金積立の爲めに使用せられ一部は露清銀行へ附與せられ其他は鐵道建設の爲めに用ひられたり、依て英の輿論は常に露公債へ投資するを戒めたり、然れども近者引續き二箇年の豐年ありて其次年亦平作以上の作柄を得英國の輿論爲に一變し爾後英資の露に向ふ者漸やく多きを加ふるに至れり

六 露國農地の生産力

又露國に於ける「デシヤチン」(一町一反四畝八歩)の穀物の生産力を他國に比するに左の如く孰れも著しく劣等の結果を示す

第十表 (數は「アード」なり)

	露	獨	瑞典	合衆國	キヤナダ
小麥	二六、三	七七、〇	100.0	六〇、三	六二、三
大麥	三三、八	五六、四	五七、九	六二、〇	六二、〇
燕麥	三九、〇	七三、二	八三、二	六三、二	九七、七

合衆國の如きは土地廣大にして農事は極めて粗放なるに「デシヤチン」の收穫守

約なる獨逸に亞ぐ之を露に比して頗る異數の感なきを得ず又最近英國農商務省の調査に據れば各國との比較左の如し

第十一表 (西曆千九百五年を以て終る五年間の平均收穫)

	小麥	大麥	裸麥	燕麥
英國	フツセル 二九、九二	フツセル ……	フツセル 三、五七	フツセル 四一、〇九
獨逸	二六、二四	三、四六	三、八一	三九、三九
佛蘭西	一九、三三	一六、〇〇	三、一八	二六、六〇
匈牙利	一七、五四	一五、九二	二〇、九四	二四、八四
ルーマニア	一六、二四	一四、八八	一六、三五	一九、九七
勃利	一四、〇〇	一三、三三	一七、六二	
歐洲露西亞 (波蘭を除く)	九、六六	二、三三	三、六四	一六、二五

而して最近の調査に據るに「ヘクタール」一町二十五歩の麥の收穫は獨逸に於ては二十「キントナル」六「キントナル」二十六貫六百六十六匁餘なり佛は十三「キントナル」なるに露は僅かに四「キントナル」七に止まる輒近露國農事の改良多少見るべきものなきに非ずと雖も尙ほ他國に及ばざる遠し

七 露國保護政策其他の影響

今一步を進めて露民の負擔を見るに露農は穀物二百二十英斤に對し二十二錢を負擔するに反しバイエルンの如きは歐洲中高税の國なるに拘はらず僅かに十錢に止まる中央及東部露國の如きは最も甚しく西曆千八百九十年より同千八百九十九年の十年間に農民が負擔せし直税金額約四億一千萬留に達し農民其重きに堪へず政府は終に二億留を拂戻すの奇觀を呈せり

元來西曆千八百六十一年の農奴解放令は其名甚た美なりと雖も農民は之に對し巨額の賠償金(通例一年約八千萬留戰爭の初年の如きは八千六百萬留に達せり)を支拂はざるを得ざるを以て概して之を好まず之に反抗して起りし所の一揆千百回の多きに達しカザン地方の如きは五千の農民蓆旗を翻へし動兵の必要を生じ殺戮せられし者五十五人傷けられし者七十一人に達せり今其執行の順序を見るに農民は當初二年間は絶對的服従の義務を負ひ其期間は貴族地主等の爲すに任せざるを得ず次の二年間を過渡の義務期とし其間貴族等は農民の上に警察權を有し農民支配役の任命黜陟を擅にし賠償金支拂濟に至るまで之を繼續するものとせり而して賠償は小區域に重く大區域に軽くして上向遞減法を採り小區域

の者は勢ひ賠償を爲すを得ず剩つさへ大區域の幾分を高價を以て借地せざるを得ざるに至らしめ農民をして萬劫を経るも終に貴族等の土地を去る能はざるの苦境に陥らしめ坐ながら農民を壓し巨利を得不當の榮華に驕る者少しとせず是れ露國農民の困弊に陥りし一因なり加之輸入税は年に高まり輒近露西亞國農民は綿布三十六英斤を得んと欲せば之に對し裸麥三十二「ブード」を與へざるを得ず彼の保護税を以て最も有名なる獨逸に於てすら尙ほ僅かに十一「ブード」を以て足れりとす露國農民の境遇亦難哉亦露民の必需品なる製茶を以て之に比するに獨民が九「ブード」を以て得る所の茶に對し露民は九十三「ブード」を與へざるを得ず懸隔も亦甚しと云つべし諸般の鐵品器具亦保護の爲め大に其代價を増し之を隣國に比し二十乃至三十割の高價を保ち農具隨て騰貴し農民の生計に一層の困難を加ふ而して其他住家の卑矮なる死亡率の多き千に付四十六四に達する所あり露國農民の困難は財政の困難と共に増加するの勢あり然に農民の智力を進め根本的に之を救済するは露國當局の好まざる所にして西曆千八百九十七年の國勢調査に據るに文字なき者の數カールス地方に於て八割九分二厘セントビートルスボルグ管内に於て四割四分九厘なり其他之に類す曩にウキッテ氏大に工業策を講

じて成らず轉じてサイベリヤ滿洲の鑛業を試み進で鷄林に採鑛伐木を以て巨利を得んと欲して復た成らず終に拾收す可らざるの勢に陥るれり軍勢に曰く造作過制雖成必敗と況や成るべきの數存せざるに於てをや鑑みずんばある可らざるなり

八 十二年前と今日との歳入歳出の比較

以上の計數はデーロン氏の調査に據るものにして露國歳入の増加一見頗る大なりと雖も租税額は自然増加に至りては殆ど見るべきものなし今又西曆千九百六年の豫算に掲ぐる所の數と十二年前即ち西曆千八百九十四年の主要なる租税収入とを比較するに其實況左の如し

第十二表 (單位千留四拾五入西曆千九百十三年は豫算)

西曆年次	直 税	煙草税	砂糖税	關 税	印紙税	財産移轉税	酒類專賣收入
一八九四	二七,五九九	四六,〇九〇	三五,七七六	二〇六,九八五	四五,七六六	二二,七五〇	—
一九〇八	一九四,一八三	五六,二〇九	九三,六三三	二七九,二五〇	六五,五六九	三二,一四八	七〇九,〇〇三
一九〇九	一九六,六八九	四五,三六二	一〇七,三九八	二七四,三七七	七二,六九四	七二,二二三	七八八,八八四

過去十二三箇年間租稅收入の増加斯の如く其著しき増加を見る所以のものは砂糖税關稅の二目なり即ち前者は約十割六分の増加を爲し而して後者近年の増加は世の熟知する所にして國力發達の結果に非ざるは多辯を要せず今試みに露國に於ける西曆千八百六十九年以降の輸入増加の蹟を見るに左の如く實に驚くべきものあり

第十三表の一

西曆 年次	食糧品			未製品及粗製品			製造品			課稅の 平均率
	輸入 價格	收稅額	百分 比例	輸入 價格	收稅額	百分 比例	輸入 價格	收稅額	百分 比例	
一九一〇	二六,二五	五〇,四七七	二七,三三	三〇〇,九三〇	八二,八四六	三九,〇九七	七六,七〇三			
一九一一	三四,〇七〇	六六,三五〇	一三,七二四	三三七,六一九	九二,九二七	四四,九二三	七八,三三三			
一九一二	二四,三七一	七二,五九二	二七,七六五	三三七,三七八	一〇二,七九二	四四,五〇二	八二,四六九			
一九一三	二五,〇八七	七五,〇五六	一九,三〇五	三三四,五八五	一〇七,四五二	四四,七四〇	八二,七六六			
一九一四	二四,五〇七	七六,四三〇	一四,九五五	三五二,九〇〇	一一七,一九七	四五,二六〇	九三,五八〇			

一九一〇	七七一	六二,六	八二	二九三,九	七三,九	二五	一六五,一	四二,六	二五	三三
一九一一	八一,四	七四,七	九二	二七三,六	八六,一	三三	一四〇,〇	三七,一	二七	四〇
一九一二	七九,三	七五,九	九六	二八二,八	八九,一	三二	二九,九	三六,三	二六	四〇
一九一三	八四,四	七五,三	八九	三三〇,三	一〇〇,六	三〇	一四九,〇	三九,四	二六	三八
一九一四	八九,〇	八一,〇	九二	三二七,四	八八,八	二八	一三四,二	三四,二	二六	三八
一九一五	八八,五	八四,三	九五	二九七,〇	八一,五	二七	一三三,九	三四,七	二六	三九

第十三表の一

主要輸入品區別 (單位千留)

西曆年次	食料品	原料品及半製品	動物	製造品	計
一九〇八年	二二,三五七	四三,二九六	七,七五九	三五九,二四七	九二,六五九
一九〇九年	一八,八七二	四二,五五六	七,九七二	二七二,九三七	九〇,六三六
一九一〇年	一九,四六二	五五,四三六	一〇,七九一	三二七,八〇七	一〇八,二四六

一九一一年	二〇六、九〇九	五五、一四三	一〇、九九七	三九〇、六三三	一、一六二、六六一
一九一二年	二〇九、六四七	五五、五二六	二、九七九	三九四、六〇〇	一、一七二、七七二

爾來著しき變化なし然るに其間歳出の増加は驚くべきの巨額なり即ち西曆千八百九十四年には經常費總額約九億八千萬留なりしに西曆千九百六年度の豫算に計上する所の高は約二十億七千五百萬留にして其増加十割を超過し官業及官有財産收入の増加に由る即ち西曆千九百六年度の精算に於ける此種の金高は經常收入總額約二十二億七千八百二萬留中約十三億八千萬留を占め其半額を超過す露國財政の基礎斯の如く頗る異常にして殆ど中古の状態を見るの思ひあり而して歳出の増加亦容易ならず即ち

第十四表 (單位百萬留)

	經常費	臨時費	合計
西曆千九百三年度決算	一八三、〇	三、四八	一八六、四八
同 千九百四年度決算	一九〇、八	八〇、八	二七一、六
同 千九百五年度決算	一九五、二	一、七九六	一九七、〇
同 千九百六年度決算	二〇六、一	一、五二六	二〇七、六

同 千九百七年度決算	二一九、〇	三、七〇	二二二、七〇
同 千九百八年度決算	二二七、八	二、九〇	二三〇、七〇
同 千九百九年度決算	二四五、四	一、六〇	二四七、〇
同 千九百十年度決算	二四七、二	一、三、五	二四八、七
同 千九百十一年度決算	二五五、九	一、四、四	二五七、三
同 千九百十二年度決算	二七二、八	四、九、三	二七七、七
同 千九百十三年度豫算	三〇一、三	三、八、三	三〇五、一
同 千九百十四年度豫算	三三〇、七	二、五、九	三三三、六

なり中間少しく減少を示すも近年復た増加す

今西曆千九百七年十二月十日露國大藏大臣が國會議場に於て爲したる説明に據れば八年度は之を前年度に比し國防の爲め五千五百五十萬留内四千三百五十萬留は陸軍、千二百萬留は海軍の増加を要し其他遞信事業の爲め四千五百萬留、農務の爲め千二百萬留、教育費六百二十萬留、内務、大藏、司法三省の爲め六百萬留の増加を要し多少の困難あるは最も略易きの數なりとす而して臨時費の主要なる者は戦局の爲め要する六千六百萬留、鐵道建設の爲に要する五千九百四十萬留、救荒

費千四百三十萬留、東清鐵道會社債券の爲に要する七百五十萬留、酒類釀造及蒸溜權買收の爲め三百六十萬留、短期公債償還の爲め要する五千三百萬留なりとす。然るに是等臨時費中一億九千五百萬留は之に對する歳入なく新債を起して之に應ずるの計畫なり、而して西曆千九百九十の兩年度に於ても同様の情況たり。

然るに近年露國に於ては贖田上納金を全廢し酒類專賣收入(日下約六億九千八百萬留なり)も節酒獎勵の結果無限の増加を望む可らず翻つて歳出に於ては海軍復舊案の如きは既に議會を通過し陸軍擴張補充等の費用は之を辭する能ざるべく將に明年度より大に之に著手せざるを得ざるべしとは露國の輿論にして頗る費用の増加を要するものあり、加之運輸通信事業等戰役の爲め已を得ずして繰延に附せしものも今哉整理進暢の道に就かざるを得ざるべく教育衛生等亦多少の費用を要するものなしとせず露國財政亦多忙なる哉而して露國歳計上豫算額と決算との間に著しき差あるは是れ亦健全の情態を示すものと云ふを得ず、則ち西曆千九百六年度經常費の豫算は約二十億三千三百萬留にして決算は約二十億六千百萬留臨時費に至りては最も甚しく約四億七千八百萬留の豫算に對し十一億五千一百萬留の決算高を顯出せり、八年度の結果此轍を蹈むなくんば洵に多幸と

云つべし、就中其増加中約四億四千五百萬留の如きは國庫債券の償還の爲め要せしものにして全く之を豫算に見込まず突如として決算に顯はれしは頗る世人の耳目を驚かせり。

九 近來の増稅

是等の費用を償はんが爲め露國政府は煙草稅を増加して千四百萬留、瓦斯及電燈稅にて二百萬乃至三百萬留、蠟燭及紙稅にて七百萬乃至八百萬留を得んとす。是れ所謂擲頭主義にして曩にウキテすらも忌避せし所の方法なり、而して西曆千九百四年度の收入決算は二十億千八百萬留、内租稅收入は六億五千七百萬留にして總收入と經常費を比較すれば約一億二千五百萬留は收入超過を示し一見甚だ好良なるが如しと雖も戰爭前の國債は既に約六十六億留にして國債費は約三億千二百萬留の巨額に達し、内約三十二億留は二萬四千三百一哩の鐵道購入の爲に用ひられ、其他建設改良等の費用は五億留の巨額に達し、其他露國に特別なる國民の負擔は農奴解放の辨償金にして總額二十億留、中辨償濟額は三億五千萬留にして十六億五千萬留は尙ほ未來に於ける農民の負擔なり、斯の如く露國の財政は國は巨額の公債費を負擔し、鐵道は收入相償はず、民は多大の國費を負擔するに搦て

加へて尙ほ巨額の解放辨償金を支拂はざるを得ず他國に比して一種異様の關係あるものと云はざるを得ず然るに西曆千九百七年度の豫算に於ては酒類專賣收入を増すと約一億留、關稅、鐵道、砂糖、石油、營業稅等皆增收を見込み、露國當時の國情果して其増加を見るを得る哉頗る世人の注意を惹けり、然るに支出の方に於ては國債利子約四千六百萬留、鐵道事業費約三千萬留、軍隊給養費千二百萬留を増加し、其他臨時費に於て飢饉、地方救濟費約六千萬留、短期公債償還の爲め五千三百萬留を要す、收入の増加は確實ならざるに支出は即ち確定し而して其經常費に屬する者の如きは永久に涉り寧ろ増加するも減少の望み甚だ少きものに屬す、進んで西曆千九百八年七月上旬露國國會は歳入不足の調査を執行し歳出約二十七億七千萬留に對し歳入は約二十六億留に止まり一億七千萬留の不足あるを發見せり、此不足は内債を以て補填すべしと定めたり、然るに其原因は主として海陸軍々用鐵道教育費等の増加にありて單に本年度のみに止まらず陸軍は五箇年間年々二億五千萬留の増加を請求し海軍は殆ど算なく鐵道には三億留を要すべく教育諸般の設備には十億留を要するの見込みなり、是れ一見信じ難しと雖も從前設備の不完全なる國土の廣濶なる夫れ或は此巨額を要するの事實ならん乎、果然西曆千九

最近財政上の情況

百九年度の精算は經常費二十四億四千九百五十三萬四千九百七十七留にして前年度に比して増加すること約六千三百六十八萬餘留なり此の増加を來せしは主として陸軍省の四千二百二十萬留、逓信省の二千九百三十萬留、内務省の千二百十萬留、司法省の七百三十萬留、大藏省の二千三百八十萬留、文部省の千百萬留、農務省の千二百九十萬留なりとす、今一步を進め豫算總額に就て之を見るに露國に於て最も巨額を要する者は逓信省にして國柄に由る經常費五億七千萬留、臨時費六千萬留、合計六億三千萬留を計上し實に總支出額の約四分の一を占む、露國に於ては郵稅事業は常に收支相償す、次は言ふまでもなく陸軍省にて是れ又國柄に由る經常費四億七千六百萬留、臨時費八千八百四十萬留、合計約五億六千四百四十萬留なりとす、其他大藏省は經常四億五千六百萬留、臨時四百五十萬留、合計四億六千五十萬留、海軍省八千八百萬留、司法省七千二百萬留、農務省七千百萬留、文部省六千四百萬留、商工務省四千二百萬留、教務省三千六百六十萬留、宮内省千六百萬留、會計検査院一千萬留、外務省六百萬留、中央各官衙八百五十萬留、牧馬本部二百萬留、豫算外に臨時支出一千萬留を計上せらる而して國債費は三億九千六百七十萬留を要し經常歳出總額の約一割六分を占む

右の如く九年度歳出の増加は約一億六千萬留なるに歳入の増加は豫算通りの實收ある者とするも九千萬留に過ぎずして遙かに歳出の増加に及ばず、今試みに西暦千九百三年(戦争の前年)以來の歳入歳出増減の實況を掲れば左の如し

第十五表

西暦	經常歳入(百萬留)	西暦一九〇三年に比し増減
西暦一九〇三年	二,〇三二・八	
同 一九〇四年	二,〇一八・三	減 一三五
同 一九〇五年	二,〇二四・五	減 七三
同 一九〇六年	二,二七二・七	増 二,三九九
同 一九〇七年	二,三四二・五	増 三,一〇七
同 一九〇八年	二,四一七・八	増 三,八六〇
同 一九〇九年	二,五二六・三	増 四,九四五

而して經常費の増加は前表の如く歳出入共に著き増加を示すものと云ふべし、今一步を進めて最近數箇年度の豫算を示せば左の如し

第十六表の一

西暦	經常歳入	同	同	同	同
千九百六年	千九百七年	千九百八年	千九百九年	千九百十年	
直 税	一,三三	一,八三	一,九四	一,九九	二,三六
間 税 (關稅共)	四九五	五二〇	五二六	五三〇	五九三
手 料	二二三	二二三	一三七	一五三	一七〇
御 料 地 收 入	七七七	七九〇	七九四	八四四	八六六
動 不 動 官 有 財 產 收 入 (土 地 賣 下 代 共)	六〇三	六三七	六四九	七〇八	七九六
買 戻 年 金 證 書	三五	一	一	一	一
貸 金 返 納	七三	七五	九七	一〇〇	一八
雜 收 入	二四	二四	二〇	三三	一九
經常歳入計	二,二七二	二,三四二	二,四一八	二,五三六	二,七六一
臨 時 歳 入	一,〇八四	一,四三	一,〇一	一,三三	二四
歳 入 總 計	三,三五六	二,四八五	二,六一九	二,六六九	二,八〇五
歳 出 經 常 費					
帝 室 費	一七	一七	一八	一六	一七

煙草稅	四五,三六二,二二四	五〇,四七六,四八三	十五,一四二,六八九
紙卷烟草用紙及函稅	三,五三三,七〇三	四,五七六,九一一	十一,〇四三,二〇八
砂糖稅	一〇七,三九八,四〇八	一二七,三三三,〇九三	十一九,九二四,六八五
石油稅	四二,八四二,四三三	四六,九一〇,〇一六	十五,〇六八,五九四
燐寸稅	一七,三三三,五八二	一八,四六四,七〇三	十一,三三三,二一一
關稅	二七四,三二七,一四八	三〇〇,九三〇,〇七七	十二六,六二二,九二九
計	五二九,八四六,四六六	五九二,六九六,六六一	十六二,八五〇,二三五
準稅			
印紙及登錄稅	七三,六九三,八九九	八二,八四五,七五一	十一〇,一五一,八五三
遺產稅	三四,二二三,四四八	三九,〇九六,八二五	十四,八八三,三七七
港稅	三,七三二,一六五	四,一〇〇,八九九	十,三六八,六四四
急行列車稅	二二,八七五,五六四	二四,五三二,五九一	一,七〇五,〇二七
火災保險稅	五,二七六,〇七〇	五,六九四,八八八	四八八,八二八
雜收入	一二,九七五,七〇六	一四,一〇六,五七四	一,三〇〇,八六八
計	一五一,七七八,八五一	一七〇,三七七,四三八	一八六,五八,五八七

官業收入	八八,〇四九	三三三,三二二	十四,二四五,二六三
礦山			
造幣局	七四八六,〇七四	三,二〇六,八六三	一四,二七九,二一一
郵便	五八,一七五,七九八	六三,八〇一,九八〇	十五,六六六,一八二
電信電話	二九,六三三,三六六	三二,三八〇,二四九	十一,七六六,九四二
酒類專賣	七八八八三,九六四	七六七,〇三三,三九二	十四八,一四八,四三八
計	八一四,二四七,一九一	八六五,七五四,七九六	十五,一五〇,七六五
官有財產收入			
土地使用料等	一〇,二六五,二一六	一,三三八,三四二	十,三〇一,八二六
森林	七六五,一六四	八八九,八三九	十,一二四,六七五
鐵道	一二,八九九,一一〇	二二,六八九,五二〇	十,八七九,四〇〇
製造所及倉庫	四四,五四七,三三三	五〇,四九九,一七六	十五,九五一,九五四
動產收入及中央銀行利益分配	三二,六八一,九六〇	三六,一三六,一一三	十六,四五六,一五三
私設鐵道分配金	一〇,八一五,七七二	七,六三四,〇二三	一,三一八,一七五九
計	九九,九四四,〇六四	一一七,九六〇,八二二	十一八,一〇六,七四八

官有財産賣却

不動産賣却代

合計

經常歳出

宮内省	二二,六四五,六六一	一九,二八,七三六	一	二,四〇六,九二五
樞密院	一六,四三九,五三四	一六,八三四,九〇七	+	三五五,三七三
教務省	八,四七三,三八四	九,〇四〇,八六二	+	五六七,四七八
内務省	三,一四七,四〇七	三,四二〇,五九七	+	二七三,五九〇
大藏省	一五,五六二,四四九	一六,〇四二,〇五二	+	四八八,〇七三
鐵道補助其他 鐵道ニ關スル諸費	四五九,八四二,四〇〇	四〇九,四二二,二八八	-	一五〇,四三〇,一一一
酒類專賣費	四〇,七九四,六〇五	一九,七六六,二〇二	-	一一,〇八四,四〇三
司法省	一九六,三三三,三〇九	一八八,二八七,九四六	-	八,〇三八,三六三
外務省	七三,八三二,六四一	七五,八七〇,三六三	+	二,〇三七,七二二
文部省	七,〇〇八,一〇二	六,六三三,二六六	-	三七四,八三六
逓信省	六四,二六二,二二七	七九,八四〇,三二四	+	一五,五七七,八五三
合計	五五二,四七五,四六一	五三七,三二六,四四五	-	一,一四一,五九〇,一六

鐵道現業費

保線費

商工省

農務省

馬政局

陸軍省

海軍省

内閣

鐵道行政費

國債費

鐵道債費

海軍省附屬公債費

合計

合計

鐵道現業費	四四三,六三七,四八六	四三二,九六〇,四六〇	-	一〇,六七七,〇二六
保線費	七二,二四三,九	八五,六四一,九六七	+	一四四,一七五,八
商工省	一九五,四,四〇一	一九二,五八七	-	四,一八四
農務省	四七三,三七四,五三八	四八四,九三,一四〇	+	一一,五三八,六二二
馬政局	九,二二四,一一五	九五,八八五,〇四七	+	三,六六〇,五一九
陸軍省	一〇〇,四八,九二	一〇,二八,九〇八	+	二〇,四〇,一六
海軍省	三,七八五,五三三	三,七九七,三九二	+	一一,七二九
内閣	三九四,九六〇,六〇九	四〇九,〇〇一,九一三	+	一四,〇四一,三〇四
鐵道行政費	一三四,九八五,〇五〇	一三七,七八〇,九五九	+	二,七九五,九〇九
國債費				
鐵道債費				
海軍省附屬公債費		一六,八五〇,六六六	+	一六,八五〇,六六六
合計	二,四五二,四三,七六八	二,四七三,一五七,一九三	+	一三,七三三,四二五

而して成規に據り露曆千九百十一年十月一日議院に提出せられたる同千九百十二年豫算案に計上する歳出入額及歳入不足分補充の狀況左の如し

第十六表の三

歳入		計	
臨時部	經常部	臨時部	經常部
二,八五五,二六九,五五一	五,四〇〇,〇〇〇	二,八六〇,五六九,五五一	二,四六八,二五四九
國庫剩餘金繰入高			
合計		二,九七五,二五二,一〇〇	二,六八五,九五〇,二二五
歳出		計	
臨時部	經常部	臨時部	經常部
二,八九三,〇一八,八八五	二,九七五,二五二,一〇〇	二,九七五,二五二,一〇〇	二,六八五,九五〇,二二五
合計			
二,九七五,二五二,一〇〇	二,六八五,九五〇,二二五	二,九七五,二五二,一〇〇	二,六八五,九五〇,二二五

今之を前年度に比較するに本年度は經常部に於て一四七,四六〇,七二四留を増加し臨時収入に於て七,〇〇〇,〇〇〇留を減少し經常費にありては一五八,六七七,九九五留を増加し臨時費に於て九六,四六五,二七八留を増加し經常臨時合計二五五,一四三,二七三留の増加を示せり

前記一億四千七百四十餘萬留の収入増加は之を前數年度の實収入増加額に比し甚だ大なり即ち露國に於て珍らしき豐作の結果を受けたる露曆千九百九年度

の増加と雖も尙ほ稍やく一億〇八百五十萬留に止まりしは本年度の一億四千七百萬留は法外の増加額なり増加は前記の巨額に達せり是れ一見奇異の觀なきに非ずと雖も露曆千九百十年度の經常收入實收額二十七億八千一百萬留に達したるに基ひし算出したるものにして同一九一二年度の經常收入見積高も是れに比すれば二箇年間に於て兩者の差違は僅々七千四百萬留に止まるを以て敢て過當の豫算に非ざるべし然りと雖も西曆千九百十一年は饑饉年にして十八省は皆無となり八省は凶作を告げ八百萬の生靈は全然食を缺き凡そ千八百萬人は食に飽く能はず救濟の爲め一億二千留の支出を要するの實況なるを以て露曆千九百十二年の實收果して豫算の如く豊富なるや否や實に寒心の極みなり
今一步を進め露曆千九百十三、十四兩年度の豫算内容を見るに左の如し

第十六表の四

歳入		西曆千九百十四年度		同千九百十三年度	
臨時部	經常部	臨時部	經常部	臨時部	經常部
二,四四五,〇七,三八四	二,五〇,八六九,六六八	二,四七二,六七,七〇〇	二,五〇,八六九,六六八	二,四七二,六七,七〇〇	二,五〇,八六九,六六八
合計					
二,四七二,六七,七〇〇	二,五〇,八六九,六六八	二,四七二,六七,七〇〇	二,五〇,八六九,六六八	二,四七二,六七,七〇〇	二,五〇,八六九,六六八

手 數 料	三,三二四,六七〇〇	二八,三五七,一六〇
官 業 收 入	一,〇六九,四五〇,七五〇	九六,二七八,三〇七五
官有財產及資本收入	一,二二一,八〇五,二四二	一,〇〇一,四九二,九六五
國 有 財 產 拂 下	一,九三五,二八〇	二,七五,六八〇
農 民 地 代 年 賦 納 入	九四四,九〇〇	九〇九,七〇〇
國 庫 支 出 返 納 金	一六,六三五,七九七	一,一七,三八三,七九四
雜 收 入	一四,八三,九二九	一四,六四六,七三四
計	三,五二一,六九七,二八二	三,二四〇,五五九,〇〇六
臨 時 部		
帝 國 銀 行 永 久 預 金	一,四〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
饑 饉 救 濟 基 金 返 濟	一,一〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
計	一,三〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇
合 計	三,五五,〇九七,二八二	三,二五〇,五五九,〇〇六
國 庫 繰 入	二,三二六,四二六	—
總 計	三,五五八,二六一,四九八	三,二五〇,五五九,〇〇六

歲 出 常 部

西曆千九百十四年度豫算案

同千九百十三年度豫算

宮 內 省	一六,三五九,五九五	一六,三三九,五九五
高 等 官 衙	八,六六七,〇五一	八,八一五,四六九
宗 務 院	五,二九四,七二五	四四,二一九,七五九
內 務 省	二〇六,八四五,七九〇	一八〇,四九九,六一七
大 藏 省	四九四,五三,四二二	四八一,七二一,六六九
司 法 省	一〇五,二八,三九八	八八,六四九,五三五
外 務 省	七,七四五,九七七	七,三〇〇,〇六五
文 部 省	一六,六二九,八三二	一四二,七三六,二二五
交 通 省	七三九,九三八,四七九	六三九,四一一,五九九
商 工 省	七,一六〇,五三五	六〇,六五八,七七六
農 務 省	一五七,六二八,八六九	一三五,五〇二,九九四
馬 政 廳	四,五九三,四七〇	二,五九三,四七〇
陸 軍 省	五九九,二五,七一一	五五〇,九〇〇,四三二

海軍省	二五〇,三九七,五四〇	三二八,三〇,一七七
會計院	一二,七四三,五六六	一一,九七五,五九一
國債費	四〇一,八二二,八〇四	四〇一,七五九,七五二
豫備金	一〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇
計	三,三〇一,二六七,七二三	三,〇一三,三五四,二八四
臨時部	四三五,〇〇〇	一九九,〇〇〇
日露戰爭に關する經費	二五,四二〇,〇〇〇	九〇,一二三,五六九
陸軍倉庫修繕及材料改良費	一一〇,三三四,四八五	一一〇,三三四,四五四
鐵道建設費	一四〇,〇〇〇	一六三,一〇〇
鐵道會社への貸付金	一八,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇
港灣築造及修築費	—	一七,七二九,五九九
國有鐵道改良費	—	二三八,二四,七三二
臨時部歳出合計	二五五,五六五,七八五	三二五,〇五九,〇〇六
總計	三,五五六,二六二,四九六	三,三三〇,五五九,〇〇六

十 近年貿易の實況

抑々財政は經濟の反響にして歳出の増進國債の増加生産的有効のものをして一般國運の發達に伴ふものたらしめば即ち可なりと雖も此間露國經濟の發達を見るに或は爲に寒心せざるを得ざるものなしとせず、今外國貿易の成績に就き之を見るに西曆千八百八十三年には輸出十億三千七百二十三萬留輸入九億一千八十萬留同千九百二年には輸出八億九千三百三十萬留輸入五億六千九百二十五萬留にして即ち二十箇年間に輸出に於て年額四千五百九十三萬留輸入に於て三億四千五百五十五萬留を減少し西曆千九百九年に於ては輸出約十三億六千六百萬留にして多少の増加を示せしと雖も輸入は約七億八千九百萬留に止まり尙ほ往日に及ばず是れ國民消費力の減少を示す者にして固より好兆と云ふを得ず而して其輸出の増加も既に供給裕かならざる穀物の輸出(約七億四千八百萬留前年は三億七千五百餘萬留に止まれり)に由る者にして是れ亦事實の順況と云ふを得ざるなり而して輓近露國輸出入の實況を見るに左の如し

第十七表

西曆年次	輸出	輸入
一九〇一	七六一・三三	五九三・三四

生皮	四七一	七二五	七三二
生皮	六二	一五〇	一五三
生皮	七〇一	一二四三	一七一二
生皮	六六	一七三	二九五
生皮	七三	一三一	一三〇
生皮	一三	六〇	五七
生絲	一九五〇九	四一七五一	三八七五九
生絲	四七	七七	六六
生絲	一二七五	五一七一四	五四〇八七
生絲	〇一	五二	五四
生絲	一	四一八六	三三二二一
生絲	一	三五	三一
生絲	一二九	五一八	四二〇
生絲	一七	一三五	一五三

十一 農業の情況

又農業の情況に就て見るに西曆千八百七十年には穀物の收穫高四億ヘクトリ
 ートル「ヘクトリートル」は五斗二升八合四勺強にして同千八百九十四年には五
 億千五百萬ヘクトリートルなりとす是れ一見満足すべき結果なるが如しと雖も
 此間露國の人口は七千萬より一億六百萬に増加せしを以て一人當の收穫高は五
 「ヘクトリートル」半より四「ヘクトリートル」九に減少したる割合なり(歐洲露領此人
 口の増加と前記輸出入の減少とを對照するときは露國經濟に就き轉た寒心する
 所のものなしとせず)

又轉近露國主要産物の産出高を見るに左の如し

第十九表の一

冬期黑麥	西曆千九百二年より 同千九百六年まで	同千九百七年	同千九百八年
同 小 麥	二,三三三,〇〇〇	二,二九九,八〇〇	二,〇四六,〇〇〇
夏期黑麥	六四九,二六〇	四八四,二〇〇	四四〇,〇〇〇
同 小 麥	四六九,八〇〇	五七二,四〇〇	三六八,〇〇〇
獨逸小麥	一七三,三〇〇	一〇四,三〇〇	一三〇,七〇〇
	二八四,四〇〇	二七八,〇〇	一八七,二〇〇

品名	西曆千九百十一年	同 千九百十年	同 千九百九年
大 麥	八〇一七,〇〇〇	八,四五六,〇〇〇	九,〇四一,四〇〇
蕎 麥	一一三五,八〇〇	一一一九,六〇〇	一,〇九四,四〇〇
裸 麥	二二四八,二〇〇	二,五二九,〇〇〇	二,四三三,六〇〇
玉 蜀 黍	一,二八三,四〇〇	一,四一〇,〇〇〇	一,七二一,八〇〇
豌 豆	七四一六,〇〇〇	七,一〇〇,〇〇〇	七,〇六四,〇〇〇
扇 豆	二〇七,〇〇〇	二〇七,〇〇〇	二四一,〇〇〇
菽 豆	七五六,〇〇〇	七,七四〇,〇〇〇	七,七四〇,〇〇〇
燕 麥	一四三九八,二〇〇	一四,四七〇,二〇〇	一五,〇三三,六〇〇
馬 鈴 薯	二八,九四二,二〇〇	三二,四五六,〇〇〇	三二,三七六,〇〇〇
小 麥	冬作 三,五六,九四八	四,四七,七三六	一,三〇一,三七一
夏作 五七九,二六〇	九,四六,四三三		
裸 麥	冬作 一,二六六,四八〇	一,三三五,五五六	一,三九〇,七七七
夏作 二五,四六三	三,一五二		

第十九表の二單位千「ブード」四拾五入

大 麥	五〇,二七七	六四八,五三七	六九,五二七
燕 麥	七六,二三六	九四三,二八一	一,〇一四,九四二
其他雜穀	三九,二八六	四八七,二二〇	三九六,一三三
合 計	三,八七,五四七	四,八二五,四六九	四,七三二,六八一
馬 鈴 薯	一,九三,九六八	二,三二,七八八	一,九八〇,八六〇
枯 草	二,七九〇,四〇〇	二八三,八七六	二,九六六,九八八
煙 草		五,四九〇	五,〇九三

今露の農業化學の大家として知られたるメンデレエフ氏の調査に依るに露國が過去二十五年間の土地の生産力を失ひたる歩合は實に二割五分にして二十年前までに露の寶藏と稱へられたるサマラ地方に於てすら「デシヤチン」の收穫の減少左の如し

第二十表

冬 麥	三一「ブード」より二七	春 麥	三四より二五
大 麥	四一より三〇	裸 麥	三三より一八
燕 麥	三三より二六	馬鈴薯	三〇一より二一三

而して爾來進歩の跡を見ず最近の調査に據れば露國に於ては「ヘクター」一町二十歩の麥の收穫は前記の如く四「キントル」七「キントル」は二十六貫六百六十六匁六六なるを以て略「デシヤチン」一町一反四百八歩三十五「ブード」約四貫三百六十八匁三分に匹敵す

又隣國なる丁抹の一經濟學者ベルク氏の調査に依るに南露地方に於ては肥料の使用極めて乏しく例せばヴォルガ河畔のウタヅロボル縣に於ける二百の村落中百二十八箇村は曾て肥料を施したることなく土地は雜草を以て覆はれ種子の選擇は行はれず小麦産地の農民にして曾て白麵麩を口にすることなく黑麵麩と雖も贅澤品と看做さるゝの情況にして收穫皆無の場合少からず饑饉は殆ど慢性質となり國稅の重きは論なく地主にして對農民の徭役甚しく加ふるに鐵器類に重稅を課するを以て農民之が使用に堪へず已む事を得ず木製農具を用ひ草菅穀に膝も満目荒寥般射の野を見るの思ひあり嗚呼是れ誰の過ちぞや

斯の如き實況なるを以て露國に於ては饑饉は一の流行物となり西曆千九百六年の如きは殊に甚だしくサマラ地方に於ては「エイクル」の收穫高百英斤に止り種子の半を回復することを得ざるの凶作に陥れり然るに該地方は人口三百萬餘

を有するを以て如何ともし難く二箇月間に馬二十萬頭牛八萬五千頭は或は屠殺貪食せられ或に斃死し家畜の損失二割乃至三割四分に達し饑饉は二十五縣に廣がり一家五口内三人は壯年者より成立するものが一日五十錢以下の費用にて生活せざるを得ざるの慘狀に沈淪せり斯の如き有様なるを以て國民教育の如きは夢にだに之を見る能はず西露に於ては文字を讀み得るは百分の二にて中露にては百分の四なり而して常食は馬鈴薯胡瓜黒パンにて纔かに饑を支ふるの有様なり然るに寺院の祭祀日に於ては飽まで鯨飲馬食し大に健康を害し「イースタ」祭の後には死亡率増加し小兒の如きは倍數に達すと云ふ總て露は兩極端に走るを以て常と爲し一方農民の極貧に對し一方官僚僧侶の驕奢あり又一方農民の斷食的生活あれば一方寺院の祭日に於ける鯨飲馬食あり一方天に連なるの平野あるに農民は常に耕地の少きに苦しむが如き總て常識を以て律す可らざるは是れ露式なりとす而して土地の割付も次第に減少し一人前の畑の面積は西曆千八百六十年の四「デシヤチン」八より同千八百八十年の三「デシヤチン」八となり同千九百年には更に減じて二「デシヤチン」半となり同千九百一年には農民一人が耕し得る土地の五分の四以上を保有する能はず一人の生産高は其需用高に對し一割六分の

不足を生じ家畜一頭の需用に對しては四割一分の不足を生じ西曆千九百七年に於ては農民中自己生産物を賣却し能ふ者は僅かに總數の九分九厘にして七割七厘は自己食料に充つべき分量の收穫を得る能はざる窮境に陥れり然るに過去三十年間に中部及南部に於ては地代四五倍上騰し、東西部に於ては二三倍となれり、第二十表に記載するが如き結果を生ずる偶然に非ざるなり、生計情態斯の如くなるを以て農民中に文化の普ねからざるは暫らく已を得ざるとするも之と同時に地方官中の教育の程度に至りては更に驚くべき者あり即ち最近西曆千九百七年の調査に據るに露國地方官中高等教育を受けたる者は僅に百分の二に止まり中等教育を受けたる者百分の六、小學に登りし者百人中十二人其他は曾て規律ある學校に學籍を有せし事なし、僧侶亦學識に富まず故に官僚及僧侶は國民教育の發達を望まず政令行はれず終に此情態を來せり(因に云ふ醫者も亦三萬人に一人の割合なり)

斯の如く露國上下の教育閉却せられ加ふるに歳入上の必要より飲酒は之を抑制するより寧ろ獎勵せらるゝを以て國民の身體智能に不良の結果を來し身體に就ては前陳の如く智能に就ては犯罪の増加大に参照すべきものあり、今最近司法

省監獄局の發表したる犯罪者の統計に據り之を見るに西曆千九百年に終る十二年間の一日平均在監人員左の如し

第二十一表

西曆年次	人	西曆年次	人
一八九八	八四六六	一九〇五	八五、八四
一八九九	八六八三	一九〇六	一一四〇三
一九〇〇	八五、八七	一九〇七	一三、五〇〇
一九〇一	八四、六三	一九〇八	一六、〇六四
一九〇二	八九、八九	一九〇九(以上六月一日)	一九、三六五
一九〇三	九六、〇五	一九一〇(以下一月一日)	二七、四九二
一九〇四	九二、七〇	一九一一	一七、七三三

又最近の報告に據り露國穀物の收穫の景況を見るに西曆千九百五年に於ては總高三十七億八千四百萬ブード、「ブード」は約四貫三百六十八分にして輸出六億九千七百萬ブードに達し同千九百十一年には收穫總高三十八億七千八百萬ブードとなりしも輸出亦八億二千百萬ブードに増加せり、果して然らば内國消費

收穫の景況

の爲め残す所の者は三十二億五千七百萬ブードとなり其量尠ならずと雖も之を露の人口一億六千七百萬餘に割當れば一人宛て二十三ブード二餘にして(二石五斗餘)其量一見人口を養ふに足るが如きも仔細に之を觀るときは酒類製造其他の爲め多額の穀物を費やさざるを得ず而して燕麥の如きは多く之を馬匹の飼養に使用せざるを得ず露民の生活亦憫諒すべきものなきに非ざるなり是に於てや方今露國の死亡率は諸文明國中に於て最大多數を占め千に付き三〇・五の高率を示し之を其隣國なる獨逸の一八・五に比すれば實に同年の論に非ざるなり而して國民の體力健康亦大に減じ近年軍備擴張の爲め大に標準を降下せしと雖も徵兵不合格者年に増加し歐洲露領五十縣の實況を見るに其平均實に左の如し

- 西曆千八百七十五年乃至八十三年 六分四厘
- 同 千八百八十四年乃至九十三年 七分五厘
- 同 千八百九十四年乃至同千九百一年 一割三厘

然るに明治四十年以來は戰役前に比し兵數約十四萬人を増加す是れ露國臣民の負擔に一層の重きを加へたるものと云つべし

斯の如く輓近總收穫に於て多少の増加を示すも露國輸出物の過半は農林物産

穀物の輸出と外債との關係

にして其價格年に七億三四千萬留に達し此金高の大部分は外債の利子支拂に必要にして他に之を求むるの道なく穀物の輸出は外債と共に年に増加し國民食料裕かならず而して西曆千八百六十八年より同千八百九十五年までに飼養料缺乏の爲め農民が其馬匹を失ひしこと四割八分の多きに達し馬匹と農地との關係左の如き實況を呈せり

第二十二表

西曆年次	無馬農地	一馬同上	二馬同上	三馬以上同上
一八八二	二六・九			
一八八八乃至九〇	二七・八	二六・六	二九・九	二二・七
一八九一乃至九六	三三・三	二九・一	三三・二	一七・五

評者曰く露國の如き粗放的農業に於て馬匹を缺くは小刀に刃なきが如しと蓋し至言と云ふべし爾來少しく増加し西曆千九百四年に於ては二千四百五萬頭に増加せしも同千九百十二年に於ては二千二百三十三萬七千頭(歐露及ポーランド)に減少せり其他羊豚の如きも西曆千八百七十年には農地千箇に付五千四百六十九頭を有せしも同千九百年には三千四百五十九頭に減少し爾來少しく増加し西

曆千九百四年には羊及山羊四千七百四十九萬六千頭豚千二百十九萬頭を有せし
も同千九百十二年には前者三千七百五十三萬一千頭後者千百十三萬二千頭に減
少し同時に土地の割付反別も大に減少し賠償金は却て増加せり其實況左の如し

第二十三表

西曆千八百六十年
同 千八百八十年
同 千九百年

四「デシヤチン」八
三「デシヤチン」五
二「デシヤチン」六

右は農夫一人に對する平均割付反別なり割付は東北に於ては概して大きく南
西に於て小なり最小は一「デシヤチン」四なり

露の農事凡そ斯の如し幸にして西曆千九百八九兩年は近年の大豊年にして十
年の作柄亦平年を越へ幾分か活氣を添へたりと雖も人口も一億六千七百萬を越
へ麥類の生産高尙は一人二石に上らず之を他國に比して緩裕なりと云ふを得ず
況や多額の輸出あるに於てをや

十二 農民負擔の情況

加之農民の負擔は年に重を加へ明治三十七年に於ては其収入の六分の一乃至

三分の一甚しきに至りては二分の一以上に達し農家食料の爲め僅かに一日約六
錢を除すの極に達せり今各方面よりの調査の結果を観るにモスコト管轄の最好
地方(名を脱す)の實況は一家の収入平均年四百二圓の内より直間税として七十二
圓八錢内間税は飲料税二十一圓六十四錢茶税十圓七十錢を主要なる科目とし直
税は二十三圓十六錢なりとすを徴收し同管内のキリン地方は二百二十六圓五十
八錢の収入より七十七圓十四錢を徴しサラトフ管轄のバラセフ地方に於ては百
十七圓七十六錢の収入より六十二圓三十四圓即ち歳入の半額以上を徴するの割
合なり而して露領中最も富裕の名あるタツリダ(クリミヤ方面)の地方會議(ゼムス
トウオ)の調査に依るに該地方各家の所有地は平均凡そ十一「デシヤチン」にして直
税十六留三十七哥、關稅六十八留七十八哥合計凡そ八十五留を負擔す然るに收穫
物の最も高價を占めるときと雖も賣却代價は七十五留に達すること難しと云ふ
之を英國農民の収入が西曆第十七世紀に於て四十二磅十志に達せしに比し殆ど
評言を求むるに苦しむ、忘納者の多き實に偶然に非ざるなり又一箇年三百九十留
二十「コベック」の歳入を有する農家が主要なる消費品の爲に使用する一年の金額と
其消費品の負擔する税金との關係を見るに左の如し

第二十四表

物品	價格	税金	物品	價格	税金
酒類	二九 _四 ・〇	二〇〇〇	石油	四五 _四	一五〇〇
砂糖	二六 _八 ・六	七〇〇	煙草	一六	〇五三
製茶	二二 _二	一〇〇〇	燐寸	〇 _五	〇三二
綿布類	二〇 _九	三八〇	合計	一〇一 _三	四六五
他の衣類	六 _四 ・〇	未詳			

由是觀之是等消費品の負擔する所の租税は約四割四分にして他の費用の爲め一年僅かに百八十九留「コベック」を残すのみ加之地租甚だ重く土地の生産力の四倍乃至六倍に及び甚しきに至りては十倍に達するものあり夫れ露農は土地を得て其貧を加ふるとは世上に喧傳せらるゝ所なり諺に曰く天に口なし人をして言はしむと蓋し誣言に非ざるなり而して地方指揮官(ルーラル、コムマンドル)及び地方裁判所及び巡查は人民を鞭つゝの權を有し時に苛政誅求の譏なしとせず教授ジェンソン氏の調査に據れば西曆千八百七十七年ノヅゴロド州に於ける實況左の如し

- 一 従前の御料地農民の地租の負擔は其生産力の十割
- 二 従前貴族地同上 十六割一分
- 三 従前よりの個人農業者 十八割
- 四 過渡義務農 二十一割

然るに方今に於ては五十六割六分に達する者二三に止まらず抑々ノヅゴロドは露國に於ては有數なる富裕の土地なるに輒近同郡會の調査に據るに男子の三分の一女子の三分の二は純農にして他に收入を求むるを得ず其他は副業に従事し爲めに得る所の一年の收入は百八十五萬五千百留に達し一見富裕なるが如しと雖も食料の不足の爲め三百萬留以上租税の爲め三百二十七萬八千百三十六留を支拂はざるを得ず餘す所僅かに二百五十萬留のみ試みに之を一戸に割當れば一手僅かに十二留六五「コベック」を残すのみ今一步を進め露國各地の土地收入と租税及び地價賠償年額とを比較すれば左の如し

第二十五表

管轄地	負擔歩合
セイントピートルスボルグ	一二八 _〇 乃至一五〇 _五

モスコ	二〇五〇(平均)
トフェル	二四四〇乃至二五二〇
スモレンスク	一六六〇乃至二二〇〇
コスツローマ	一四六〇乃至二四〇〇
ブスコフ	一三〇〇乃至二一三〇
ウラジミール	一六八〇乃至二七六〇
ウイアツカ	九七〇乃至二〇〇〇

實に異數と云はざるを得ず露國政府も亦大に慮る所あり西曆千九百四年賠償金の免除を行ひ(金高十五億留)大に事情を緩和せり

十三 租税の意納

斯の如くして農民の生産力年に減少し西曆千八百七十一年より以降八箇年間の平均國税の未納高二割二分に止まりしと雖も其より漸次増加し同千九百年には五十三割二分に増進せり今金額を以て之を見るに西曆千八百八十五年には五千萬留に止まりしに同千八百九十六年には一億四千二百五十萬留となり爾來大増加を爲せしや疑を容れずと雖も其數を得ざるを遺憾とす而して農民の市町村

人口の増
加と租税の
増加との
比較

費未納高も亦大に増加し西曆千九百四年より國庫は年々二百五十七萬四千留を支出し市町村費を補助せるの已を得ざるに至れり而して此費用は露國軍令第三十八條の規定に依る所の貧困從軍者の家族扶助に充るもの多きに居るを以て今後益々其額を増加するの傾向あり露國財政に一困難を加ふるものと云つべし
元來意納は露國政府の痼疾なるを以て今一步を進め租税と人口との増加歩合の比例農地「ヂシャチン」二町一反餘の負擔額及缺損額救助額に就て一言するは敢て無用の業に非ざるべし請ふ少しく之を辯せん

西曆千八百八十三年乃至同九十三年間は露國人口の増加は一割六分なりしに租税は二割九分を増加し西曆千八百九十三年乃至同千九百二年の間には人口の増加一割三分に止まり(蕃殖力の減少を示す)租税は四割九分を増加せり故に意納は西曆千八百七十一年乃至同八十年は平均一「ヂシャチン」に付三十八錢なりしに次の十年間の平均は四十八錢となり西曆千八百九十一年乃至同千九百年には一圓八錢に増加し強賣強徴頻々として起り農民は自暴自棄の境遇に陥り納税を努めず勤儉の美風地を拂ふて去れり(ベクチャエーフと稱する老實なる地主の調査に據る)爾後人口は二割九分餘經常歳入は七割以上を増加し兩者の間著しき懸隔

を觀るに至れり

十四 缺損及救荒費

又政府側の調査に據るに増税の結果として過去十年間中央及び本部九箇縣より收入すべき四億五千萬留中より實收し得しは四億七百萬留に止まり四千三百萬留は全く缺損に歸し同時に政府は同地方に向て救荒補助の爲め二億三百萬留を支拂ひ純收入は法定の半額に達せざるの奇觀を呈せり收斂の弊斯の如し豈に戒めざる可んや

抑々露國は國民の最大多數を人口の約八割五分占る所の農民を基礎とする所の帝國なるを以て其本を養はずんば國勢の隆盛を望む能はざるは論を俟たず然るに彼のウキテ氏は非常の熱心を以て工業政策を行ひしを以て其結果工場之繁榮は全く之を政府の注文に待ざるを得ず政府の注文は國費の膨脹となり國費膨脹の結果は民力の乾涸となり止む事を得ず新設事業の維持を外國市場に求めんと欲し或は航海補助となり或は輸出奨励金の支給となり甚しきに至りては法律を無視し中央銀行をして此等事業に對して貸付を爲さしめ西曆千九百一年には四千百萬留同二年には七千五百萬留を貸出し其内九百萬留は既に缺損となり其

無理の結
果を中央
銀行へ持
込む

後尙ほ段々増加するの勢あり而して西曆千九百三年には貸出高一億留に上れり其本亂れて而して未治る者あらしの例に漏れず當局非常の苦心も終に水泡に歸し坤第二編第四節第四目に於て記載するが如き結果を來せり經濟の事情斯の如くにして財政の擴張を試みる又難からず哉而して輓近各種の報告に就て之を見るに西曆千九百七年度の如きは經費の増加甚しく其總額の經常歳入を超過すること十億留に達し殆ど信す可らざるの情況を呈せしに尙ほ進んでウキテ氏の有力なる反對あるに拘はらず八億留を投じて極東に不生産的鐵道を建設するの決議を爲し自ら巨額の公債を起さざるを得ざるの苦境に陥れり而して保護政策は物價の騰貴を致し一旦之が爲め市街に集りし人民は業を失ひ食品燃料(寒國には大關係あり)の價格大に増加し納税負擔は前記の如く無類に重く食品缺乏して政府は殆ど年々救荒の爲め巨額を支出し問題は最早其當不當論を超え何時迄斯の如き情態を繼續し得る哉にありて存す又佛國資本家の好意も無限なりと云ふを得ず倫敦經濟雜誌の如きは今哉露國の爲めに採るべきの策は唯經費節減と重き租税を減ずるとにありと論斷するに至れり近者豊年の後を受け諸般の改良に著手し頗る見るべきものあるも尙ほ之を他國に比し及ばざるもの少しとせず

第六目 獨逸の情況

露國財政の景況斯の如し然るに其隣國なる獨逸の財政亦靜穩と云ふを得ず、西曆千八百八十八年度の帝國總歲出額は約七億四千萬馬なりしに其より十年を經過し同千八百九十八年度には既に十三億八千萬馬に増加し更に十年を經過し同千九百八年度に到りては實に約二十七億八千五百萬馬と成り殆ど倍す可らざるの巨額に達せり而して此二十年間獨逸帝國の人口は三割を増加し世界最高の増加率を保ちしも、近者増加率大に減じ西曆一八七一年乃至八〇年は平均千人に付四十人七分なりしに同千九百一年乃至十年には三十三人九分となれり、歲出の増加は實に三十六割六分餘に達し爾來増加の勢を止めず西曆千九百十三年度には三十四億三百餘萬馬となり其増加の速かなるに驚かざるを得ず而して國債の増加亦實に夥し請ふ之を左に表出せん

第二十六表の一

西曆年次	債 額單位 百萬馬	一人當り	西曆年次	債 額單位 百萬馬	一人當り
一八七七三月三十一日	七二、二	一、六六	一九〇一三月三十一日	二、三九五、七	四二、四九
一八八一全	二六七、八	五、九〇	一九〇六全	三、五四三、五	五八、一四
一八八六全	四四〇、〇	九、三六	一九〇七全	三、八〇三、五	六一、四八
一八九一全	一、三一七、八	二六、五六	一九〇八全	四、〇〇三、五	六三、七八

一八九全	二、二五、三	四〇、四六	四、二五三、五	六七、三四
一九一〇十月	四、八九三、五	七五、二三	四、五二三、六	六八、五四
一九一全上	四、五五六、六	七〇、三一		

第二十六表の二

西曆千九百十二年十月一日 同千九百十三年十月一日

四分利公債	九六、五九二、八〇〇	一、〇七二、〇〇七、五〇〇
三分半利公債	一九七、四七七、二〇〇	一、九七〇、八〇二、六〇〇
三分利公債	一、六四五、八六一、〇〇〇	一、六三四、四一五、二〇〇
四分利國庫證券	一一〇、〇〇〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	四八〇、〇七〇、〇〇〇	四八七、三三五、三〇〇

帝國確定公債の増加斯の如くなるに短期の大藏省證券發行高も亦大に増加し西曆千八百八十一年までは約四千萬馬を以て十分なりしに漸次に増加して同千九百八年度の發行額は四億七千五百萬馬の巨額に上れり、從て國債利子及管理費も大に増加し西曆千八百八十年度には六百二十萬馬に止まりしに同千九百八年度には一億五千五百五十萬馬に増加し九年度豫算には一億七千四百十五萬二千

八百萬馬同千九百十二年度に於ては二億三千七百七十八萬餘馬同十四年度豫算に於ては更に増加して二億四千九百四十一萬餘馬に増加せり西曆千九百八十年十一月増税案を提出し一旦歳入出の平衡を得しも軍備擴張の爲め費用復た給せず困難更に湧出せり帝國の國債が斯の如き急劇なる増加を爲すと同時に列邦國債も頻りに増加し西曆千九百十一年には其高凡そ二百五億七百萬馬となり之を帝國公債に加ふるときは都合凡そ二百五十億四千六百萬馬と成り實に英の國債に超過し佛國の次位にあり今三國負債増加の程度を示せば左の如し(單位十億馬)

第二十七表

西曆年次	獨(列邦債共)	英	佛	西曆年次	獨(列邦債共)	英	佛
一八八〇	四、三	一五、五	一九、二	一九〇八	一八、〇	一五、四	二四、八
一八九〇	九、八	一三、八	一五、三	一九〇九	一七、八	一五、一	二三、一
一八九五	一一、三	一三、二	二四、七	一九一〇	二〇、〇	一五、三	二五、一
一九〇〇	一三、〇	一二、八	二四、四	一九一一	一九、六	一四、七	二五、一
一九〇五	一五、六	一五、九	二四、八	一九一二	一九、八	一五、二	二六、〇
一九〇七	一七、〇	一五、七	二四、五	一九一三	一九、三	一四、六	

由是觀之英の如きは額頗る多きも寧ろ減少の傾向あり而して佛は少しく向上せり然るに獨の増加は流奔の如く矢既に弦を離れて挽回の力なきの勢を示し帝國

債のみを以て之を論せば更に驚くべきものあり

是等の増加を來せし所以のものは開明世界一般の趨勢に依るものなきに非ずと雖も主として獨逸の國情殖民地開發の必要ありて之に要する直接の費用は勿論伴ふ所の軍備殊に海軍擴張(寧ろ新設)の爲め巨額の出資を要するに依らずんばある可らず抑々獨逸殖民政略は其國土人口の關係上一國の生命にして西曆千八百八十年之が計畫を定め費用を惜まず爾來致々として其經營を怠らず計畫以前は陸海軍を合せて軍事費は四億六千萬馬に止まりしに其より十年を經過し同千八百九十年には七億馬となり同千九百八年度には十億二千萬馬となり海軍費最も増加し西曆千八百八十八年度の五千萬馬より漸次増加し同千八百九十八年度に於ては既に一億三千萬馬となり爾後計畫を改め更に増加して同千九百六年度には二億四千萬馬同千九百七年度には二億七千萬馬同千九百八年度には三億三千萬馬となり尙ほ同千九百十七年度までの繼續費として毎年平均少くとも四億馬を要する計畫(後に詳説すべし)にして内七千萬馬は毎年公債支辨と爲すの見込なり殖民事業直接の費用も輓近著しく増加し往年に於ては殖民費なる科目は帝國豫算に顯はれず西曆千八百九十八年度に至り僅かに千二百萬馬を要せしに

晩近五千萬馬内外を要し西暦千九百八年度には七千五百萬馬を計上せり是れ行政府補給平時軍事の費用なり而して帝國政府が當初より西暦千九百六年末まで殖民事業に使用せし費額は主として東阿の爲め九千百萬馬キヤメルーンの爲め二千五百五十萬馬トローゴの爲め四百萬馬南海群島の爲め二百五十萬馬サモアの爲め百四十萬馬西南阿の爲め九千四百萬馬新ギニヤの爲め七百五十萬馬膠州灣の爲め一億馬にして都合約六億四千萬馬の巨額に達し其他キヤロリン、マリアン及びベレウ島購買の爲め西班牙に支拂ひたる金額二千萬馬東阿征伐の爲め三百五十萬馬西南阿征伐の爲め六億四千萬馬都合約十二億八千三百五十萬馬の巨額を要せり議會の特別委員の請求に依り政府の提出したる調書に據る其他郵便船の補給電信鐵道の費用海軍費の増加等總て殖民地の爲め要する費用尠ならず(殖民局本部の費用は別なり)是等を合するときは過去二十二年間西暦千九百八年前より)に費やせし金高更に増加して約十七億六千萬馬に達するの計算なり、獨逸政府が殖民の爲めに力を盡す又大なりと云つべし然るに白人の移住する者は西暦千九百六年には總計一萬二千三十六人東南阿の六千三百七十二人を最多としマリアン島の二十三人の最少とす而かも白人は獨逸のみに非ず獨人は無論

過半数なりと雖も官吏宣教師等を除けば凡そ半数なり而して収入は主として輸入税にて殖民地にて徴收したる税金は西暦千八百六年には僅かに總額千九百七十七萬馬に止まれり爾來獨逸は益々力を殖民事業に致し西暦千九百七年度の直接殖民地費用の豫算總額は凡そ一億一千八百萬馬にして之を前年度に比して約千三百十一萬馬の増加なり而して財政上の獨立を保つはサモア、トウゴの二島あるのみ他は皆多額の補給を要す(因に記す獨逸政府北清事件の爲め費やせし費額四億六千六百萬馬なり我は僅かに約二千五百萬圓即ち五千萬馬に止まる彼我情態を異にする斯の如し)

獨逸帝國歳出の増加の概況斯の如し今計數を以て之を見るに西暦千九百九年の總支出高は二十億五千八百萬馬に止まりしに其より頻りに増加して同千九百九十年には二十八億五千五百餘萬馬に増加し同千九百十年の豫算に於ては少しく減少せしと雖も尙ほ約二十八億五千三百三十萬馬を計上す而して西暦千九百八年度の豫算に於ては八千萬馬の缺欠ありて次の五箇年間に八億四千萬馬の不足を生ずるの見込なり何となれば同時間に海軍に四億七千餘萬馬陸軍に一億二千五百萬馬ボルチック運河擴張の爲め一億五千七百萬馬帝國鐵道の爲め五千六百萬馬

文官官舎建築の爲め二千二百萬馬の臨時費を要し、其他帝國政府は殖民地鐵道の爲め一億五千五百萬馬の保證を引受けたればなり、此金高は全額を要せざるを見込、是れ戰爭饑饉等の如き事變なく大平に居ての増加なり、右の外各列邦の費用も亦少からず、獨逸國民の負擔亦輕きに非るなり、(八年度豫算十三億七千五百餘萬圓)

西曆千九百八年度に於ける獨逸帝國の豫算は之を其昨年度に比し約一億五千三百萬馬を増加し、内三千七百五十萬馬は陸軍、六千萬馬は海軍の爲めに要し、其他は主として役員給料増加の爲めに要する者なり、而して陸軍増加の主要なる者は野戰砲隊の爲めに要する千三百萬馬、糧食費の爲めに要する千百萬馬なり、とす、是等の増加は全體の擴張整頓に依る者なるべし、と雖も抑々亦保護の結果原料及び食料品の騰貴に由るもの少しとせず、而して歳入不足に二億六千五十萬餘馬にして之が補填は公債に依るの計畫なり、加之本年度に於ては南西亞弗利加秩序回復の爲め特に三千五百萬馬を要すの勢なり、抑々獨逸帝國は近年國勢大に張り費用從て増加し、曩に西曆千九百六年増税を遂行し一億八千萬馬を得るの豫定なり、しに實收は一億三千萬馬に止まり、殆ど租税の最大點を超過せしの状態を呈し、西曆千九百八年度の豫算に於ては新税の収入は一億三百萬馬以上を見積る能はざる

西曆千九百八年度の豫算

の勢に迫れり、實に新税(西曆千九百六年の創始)中鐵道切手税の如きは五千三百萬馬を得るの豫期なり、しに實收は二千三百五十萬馬に止まり、因に郵便収入も二千萬馬の減少を示せり、支系遺產税の豫期高は四千八百萬馬なり、しに實收は四千二百萬馬に止まり、賞與金(ポーナヌ)税は一千萬馬を豫期せしに、實際は六百萬馬に止まり、以て國費の増加を支ふるに足らず、當年度に於ては公債償還の如きは固より之を停止せざるを得ざるの勢なり、是に於てや新に酒精及「ブランドー」酒の專賣を試んとするの說當局に起れり、然れども其收入見込額は五千萬馬乃至六千萬馬に止まり、一專賣事業と爲し之を國家に收め、其自營に歸せしむるの價值あるや否や頗る疑なき能はず、煙草税増加も一部局に唱へらる、而して普漏西の豫算も亦連年不足を告げ、本年も五千萬馬乃至五千五百萬馬の不足を告げ、列邦分擔高も西曆千九百七年には一億九百萬馬なり、しに當年は二億馬に達するの見込なり

斯の如く計畫せられたる西曆千九百八年度の豫算は不幸にして好結果を見るに至らず、經常收入に於て一億八千五百十萬馬の不足を生ぜり、其内主要なる者は關税の一億二千百萬馬の減少にして、西曆千九百六年の關税政策が如何に收入に影響せしやを見るに餘りあり、二千六百三十萬馬は郵便電信收入、二千六百三十萬

馬は鐵道收入(是は商況不振)に於て減少し其他遺產稅、鐵道交通稅、麥酒稅に於ても多少の減少を示せり、歳出に於ても大に節約を加へ六千三百十萬馬を減少し國債償還、寡婦孤兒保險料の繰入も當年度に於ては之を停止して純歳入不足は一億二千二百萬馬に減せり、然るに該基金には五千三百萬馬を繰入れざる可らず、列邦への分賦金は一億馬に上り西曆千九百七年度の分擔金は延納となり同年度の不足未償高尙は千三百八十萬馬を存するを以て西曆千九百八年度の決算も亦多少の困難を見るに至れり

西曆千九百十年度の豫算に於ては陸軍費を減じ海軍費を増加し、公債費を増加し殖民地補給費を減じて外面頗る改良の形を呈せり則ち

經常費は	二、六六、八五八、〇〇〇
にして昨年に比し	六、八五八、〇〇〇
を増加せしと雖も臨時費は	一九、三二八、〇〇〇
にして昨年の	三、四、六二六、〇〇〇
に比して	四、三二八、〇〇〇
を減じ差引總計	三、六、四四〇、〇〇〇

を減少し海軍に於て

二八、三四〇、〇〇〇

を増加し陸軍に於て

四七、三二六、〇〇〇

を減少し海軍總計を

四三、一三六、〇〇〇

と計上し既定の繼續年割額

四〇〇、八〇〇、〇〇〇

を超過す以て繼續年割額の頼むに足らざる知るべきのみ

而して陸軍總計は

八〇七、四六六、〇〇〇

にして其減少は主として境界防禦にありて外交上多少頼む所あるに似たり、海軍

の増加は主として製艦及び之に伴ふ所の港灣改良船渠擴張なりとす

又收入に就て之を見るに左の如し

關稅及内地稅

一、四四一、六三〇、〇〇〇

にして之を現年度の

一、一〇九、一八〇、〇〇〇

に比するに僅かに

三三二、四五〇、〇〇〇

を増加す、元來立法の當時は新稅の增收は之を四億五千萬馬と見込みたりと雖も實際豫算を編製するに當り二億馬以上を減せしは之を西曆千九百六年の經歷に顧み頗る思慮ある處置と云はざるを得ず其他は郵便電信鐵道收入、列邦分擔金等

を以て支辨するものなり

西曆千九百十年の豫算は幸にして好況を呈し精算に至り陸軍に於て三百五十萬馬海軍に於て百萬馬恩給費に於て二百五十萬馬を除す等歳出の減少するもの少なからず而して收入に於ては鐵道郵便電信收入に於て三千萬馬の歳計剩餘を生じ其前年度の歳計不足約一億二千三百萬馬は殆ど之を償ふことを得たり然りと雖も同年度の帝國及聯邦の歳出合計は八十九億百萬馬にして内五十八億六千九百萬馬は聯邦の支出に屬し兩者歳入の合計は八十八億八千四百萬馬にして聯邦の歳入は五十八億五千二百萬馬なるを以て獨逸全體より之を觀るときは依然として歳入不足を免れず而して西曆千九百十年度以降帝國豫算の概略左の如し

第二十八表

西曆年次	歳入		歳出	
	一九〇〇年度	一九〇一年度	一九〇〇年度	一九〇一年度
官廳收入	一、四六六、一五八、〇〇〇	一、五三三、八〇〇、七五九	三、一〇六、七〇〇	三、一三三、二五〇
租稅收入	一、四四一、五〇八、〇〇〇	一、四八二、七七一、九〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
料收	一、四四一、五〇八、〇〇〇	一、四八二、七七一、九〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
關稅	六、二二九、〇〇〇、〇〇〇	六、三三三、二二九、〇〇〇	一、八八八、八八八、〇〇〇	一、八八八、八八八、〇〇〇
帝國議會	一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
帝國宰相及同官房	一、五二一、七四九、〇〇〇	一、五二一、七四九、〇〇〇	一、五二一、七四九、〇〇〇	一、五二一、七四九、〇〇〇
外務省	六、六二八、二二九、〇〇〇	六、六二八、二二九、〇〇〇	六、六二八、二二九、〇〇〇	六、六二八、二二九、〇〇〇
陸軍省	三、八〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇
海軍省	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
司法省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大藏省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
殖民省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鐵道省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
會計検査院	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
郵便電信局	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
印刷局	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
帝國鐵道	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一般歳入廳	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
國債	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
取扱料	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
利子	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
四分利公債	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三分利公債	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三分利公債	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大藏省證券等	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

西曆年次	歳入		歳出	
	一九〇〇年度	一九〇一年度	一九〇〇年度	一九〇一年度
煙草稅	一、四四三、〇〇〇	一、四四三、〇〇〇	一、四四三、〇〇〇	一、四四三、〇〇〇
紙卷煙草稅	一、三七一、〇〇〇	一、三七一、〇〇〇	一、三七一、〇〇〇	一、三七一、〇〇〇
砂糖稅	一、四七二、七六六、〇〇〇	一、四七二、七六六、〇〇〇	一、四七二、七六六、〇〇〇	一、四七二、七六六、〇〇〇
鹽稅	五、八〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇
火酒稅	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇
食酢消費稅	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇
シヤン酒稅	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
點燈器稅	一、五〇三、〇〇〇	一、五〇三、〇〇〇	一、五〇三、〇〇〇	一、五〇三、〇〇〇
點火品稅	一、五〇三、〇〇〇	一、五〇三、〇〇〇	一、五〇三、〇〇〇	一、五〇三、〇〇〇
麥酒稅	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇
骨牌印紙稅	一、一八九、〇〇〇	一、一八九、〇〇〇	一、一八九、〇〇〇	一、一八九、〇〇〇
手形印紙稅	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
印紙稅	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇
有價證券稅	一、九八、七五五、〇〇〇	一、九八、七五五、〇〇〇	一、九八、七五五、〇〇〇	一、九八、七五五、〇〇〇
賣其他稅	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
法律行為稅	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇
富籤稅	四、一七五、〇〇〇	四、一七五、〇〇〇	四、一七五、〇〇〇	四、一七五、〇〇〇
運送券稅	一、四七〇、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇
通行券稅	一、八六三、〇〇〇	一、八六三、〇〇〇	一、八六三、〇〇〇	一、八六三、〇〇〇
自動車稅	一、九六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇
可動稅	一、九六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇
監査稅	一、九六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇
酬金稅	一、九六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇	一、九六〇、〇〇〇

小切手税	七、五〇〇,〇〇〇	三、七四〇,〇〇〇	三、三三〇,〇〇〇	七、五〇〇,〇〇〇
不動産移轉税	二五、四〇〇,〇〇〇	四三、七〇〇,〇〇〇	四三、一四〇,〇〇〇	六、一〇〇,〇〇〇
土地増價税	—	三三,〇〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇,〇〇〇	六、三〇〇,〇〇〇
相續税	三三,〇〇〇,〇〇〇	三九,〇〇〇,〇〇〇	四三,〇〇〇,〇〇〇	一、五五〇,〇〇〇
統計手数料	一、四七〇,〇〇〇	一、五三六,九五〇	一、六三三,四五〇	五、二六八,八八八
租税手数料	—	三三,六八五,九〇七	三二,七五七,〇九	—
一時完納金	三元、五五五,八〇〇	—	—	—
其他の納金	—	一三、六七四,四三二	一六、四九一,一六七	—
銀行納付金	一六、四四二,〇〇〇	一五、五九〇,〇〇〇	一五、九六八,〇〇〇	—
其他	一、四〇〇	六六五,八五一	二、七六六,四二	—
分賦金	四八、五三二,〇〇〇	四八、五三二,〇〇〇	五二、九四七,七四	—
郵便電信	六九二,三三六,〇〇〇	七四、二六二,六〇〇	七六、三三八,〇〇〇	—
印刷局	一三、三三六,〇〇〇	一三、五八八,〇〇〇	一三、七八八,〇〇〇	—
帝國鐵道	二三、三三九,〇〇〇	二八、八九三,〇〇〇	二八、七〇〇,〇〇〇	—
雜入	一〇〇,六六九,七〇〇	七四、八〇八,六八九	七三、三三三,五〇九	—
公債	—	二四、四一七,七〇九	二五、三三三,九九〇	—
帝國廢兵基金	三三、九九〇,〇〇〇	七、四九八,八二二	—	—
帝國議會	—	一七、五六六	一七、五六六	—
帝國中央金庫	—	—	—	七、五〇〇,〇〇〇
一般の負擔	—	—	—	六、一〇〇,〇〇〇
パイエルン以外の負擔	—	—	—	—
パイエルン及グエリテンベ	—	—	—	—
ラヒ以外の負擔	—	—	—	—
一般恩給基金	—	—	—	—
陸軍恩給金	—	—	—	—
海軍恩給金	—	—	—	—
文官恩給金	—	—	—	—
其他	—	—	—	—
合計	二、四八三、〇五〇,〇〇〇	二、五四四、三二一、五四〇	二、六八四、八九〇,四三〇	—

一時費

帝國議會	八四〇,〇〇〇	—	—
外務省	八六六,〇〇〇	四八二,七四〇	五六八,八〇〇
内務省	一、七四六,〇〇〇	一、七九八,四〇〇	四四一,八九五
郵便電信局	一五、九七七,〇〇〇	一八、八八八,五八七	二四、四五五,五三二
印刷局	二七七,〇〇〇	一八一,五八四	七、〇〇〇

帝國宰相	一、三三三	—	—
外務省	一、二四四,六一〇	一、二五三,五七〇	—
内務省	一〇,一〇五,〇三六	一一,八六六,四八五	—
パイエルン國を除外する陸軍負擔たる陸軍費	三三、三三三,四六七	三三、三三三,九三〇	—
全聯邦の負擔たる陸軍費	三、四九八,八二八	五、三二〇,六一〇	—
帝國軍事裁判所	三八三	三九四	—
海軍省	一、〇三三,〇六七	一、〇三三,三六七	—
司法省	一、〇四四,九六六	一、〇三三,八四八	—
大藏省	一、六四四,八〇八	一、六四七,八〇一	—
殖民省	一、六四四,〇四〇	一、六〇五,〇六八	—
鐵道省	四、二七〇	四、二七〇	—
會計検査院	三八九	一、四七六	—
一般恩給基金	一〇,七七六	一〇,七七六	—
合計	二、四八三、〇五〇,〇〇〇	二、五四四、三二一、五四〇	二、六八四、八九〇,四三〇

臨時部

西曆年次	一九〇〇年度	一九二〇年度	一九三〇年度	西曆年次	一九〇〇年度	一九二〇年度	一九三〇年度
住宅基	三九七,〇〇〇馬	—馬	—馬	内務省	三、〇〇〇,〇〇〇馬	五〇,〇〇〇,〇〇〇馬	五〇,〇〇〇,〇〇〇馬

公債	東亞派兵費公債		要案建築基金債		諸公債償還の爲めに公債とする公債		舊城塞拂下代		西曆一九〇九年度不足補填		總計
	西曆千九百一十二年十月	同千九百一十一年十月	西曆千九百一十二年十月	同千九百一十一年十月	西曆千九百一十二年十月	同千九百一十一年十月	西曆千九百一十二年十月	同千九百一十一年十月	西曆千九百一十二年十月	同千九百一十一年十月	
陸軍省	一八三,四二一,九〇〇	二四四,七九二,六五五	一五〇,六四四,四九九	一五〇,六四四,四九九	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	八五,三三四,九五	四三,七五八,三三	一	一	二,六七三,七六,一〇〇
海軍省	六九四,一〇〇	二,〇六,〇四	一,六三三,三八	一,六三三,三八	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	八五,三三四,九五	四三,七五八,三三	一	一	二,六七三,七六,一〇〇
郵便電信	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
帝國鐵道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
總計	二,六七三,七六,一〇〇	二,六七三,七六,一〇〇	二,六七三,七六,一〇〇	二,六七三,七六,一〇〇	二,六七三,七六,一〇〇	二,六七三,七六,一〇〇	二,六七三,七六,一〇〇	二,六七三,七六,一〇〇	二,六七三,七六,一〇〇	二,六七三,七六,一〇〇	二,六七三,七六,一〇〇

公債に就て之を見るに西曆千九百一十二年度に於ては前數年度の歳入不足を補填し及び列邦分擔金の滞納を引受けんが爲め總額六億八千萬馬の追加豫算を提出し内四億三千万馬は公債支辨にして其他一億五千二百萬馬は明年度豫算の不足を補ふ爲め借入を要す。斯の如く公債増加するを以て利子總額は一億七千五百七十萬馬となり其前年度に對し二千七百七十五萬馬の増加を示し一時借入の利子は七百萬馬にして其前年度に比し一千萬馬の減少なり果して然らば中央銀行は少しく其金融を緩うする事を得べし而して最近兩年の國債額の移動は左の如し

第二十九表 (單位百萬馬)

西曆千九百一十二年十月

同千九百一十一年十月

四分利公債	八六〇.五	五五二.一
三分五厘利公債	一九九.三	一,〇一〇.七
三分利公債	一六八.〇	一,七七七.七
四分利大藏省證券	三〇〇.〇	三〇〇.〇
合計	四八三.七	四八六.六

右の外一時借入は常に中央銀行より借入るゝものにして金融市場を壓迫すること少なからず且つ斯の如く起債頻繁なるを以て獨逸の金利は常に他國に比して高位に在りて公債價格は輒近著しく降下せり今過去十五箇年間の經歷を見るに西曆千八百九十七年に於ては舊四分利付を三分半に借換ゆることを得たりしに同千九百八年四月に至りては四分利付に立戻らざるを得ず同九年の五月には纔かに四分利を以て發行するを得るの否境に陥れり其價格を以て之を見るに西曆千八百九十年には三分半を百二半を以て發行するを得しに昨年五月の三分半は稍やくにして九十五六を以て發行するを得たり第一の三分利付は西曆千八百

九十年に於て八十七の價格にて之を發行して後ち久しく其發行を見ず同千九百三年に九十二にて發行せられたり而して西曆千九百十年の三分利公債の平均價格は八十四・四一なり、今西曆千八百九十七年以來の獨逸公債價格の變動及英佛との比較を示せば左の如し

第三十表の一 (自國市場の相場なり)

西曆年次	獨逸帝國三分利公債				獨逸帝國三分利公債				普滯西三分利公債			
	平均價格	利息	最高價格	最低價格	平均價格	利息	最高價格	最低價格	平均價格	利息	最高價格	最低價格
千九百十年	九四・七三	三・七一	九四・三〇	九四・二〇	八五・三三	三・五二	八五・五〇	八五・二〇	九四・二七	三・七一	九四・三〇	九四・二〇
一月	九四・四三	三・七二	九四・二五	九三・九〇	八五・四二	三・五二	八五・四〇	八五・〇〇	九四・一四	三・七二	九四・二五	九三・九〇
二月	九三・六二	三・七四	九三・九〇	九二・三〇	八四・六八	三・五四	八五・二五	八四・二五	九三・六〇	三・七四	九三・三〇	九二・九〇
三月	九三・三七	三・七五	九三・七〇	九三・一〇	八四・七九	三・五四	八五・二〇	八四・五〇	九三・三三	三・七五	九三・七〇	九三・一〇
四月	九三・〇六	三・七六	九三・二〇	九二・八〇	八四・六九	三・五四	八五・一〇	八四・三〇	九三・〇六	三・七六	九三・二〇	九二・九〇
五月	九三・〇〇	三・七五	九三・一〇	九三・〇〇	八四・六〇	三・五四	八四・八〇	八四・四〇	九三・〇〇	三・七六	九三・一〇	九二・九〇
六月	九三・二二	三・七五	九三・三〇	九三・一〇	八四・五四	三・五五	八四・八〇	八四・一〇	九三・二七	三・七五	九三・四〇	九三・〇〇
七月	九三・〇四	三・七六	九三・二〇	九二・八〇	八三・九三	三・五七	八四・二〇	八三・七〇	九三・〇三	三・七六	九二・八〇	九二・一〇
八月	九三・〇四	三・七六	九三・二〇	九二・八〇	八三・九三	三・五七	八四・二〇	八三・七〇	九三・〇三	三・七六	九二・八〇	九二・一〇

西曆年次	獨逸帝國三分利公債				獨逸帝國三分利公債				普滯西三分利公債			
	平均價格	利息	最高價格	最低價格	平均價格	利息	最高價格	最低價格	平均價格	利息	最高價格	最低價格
千九百十年平均	九三・一七	三・七六	九四・三〇	九二・〇〇	八四・四一	三・五五	八五・五〇	八二・七五	九三・一八	三・七六	九四・三〇	九二・〇〇
九月	九二・三九	三・七九	九二・八〇	九二・〇〇	八三・一〇	三・六一	八三・六〇	八二・七五	九二・三六	三・七九	九二・八〇	九二・〇〇
十月	九二・四三	三・七九	九二・六〇	九二・一〇	八三・五三	三・五九	八四・〇〇	八二・七五	九二・四五	三・七九	九二・六〇	九二・一〇
十一月	九二・四二	三・七九	九二・七〇	九二・二〇	八三・七二	三・五八	八四・〇〇	八三・五〇	九二・四四	三・七九	九二・七〇	九二・一〇
十二月	九三・一一	三・七六	九四・〇〇	九二・三〇	八四・七二	三・五四	八五・二〇	八三・七五	九三・一一	三・七六	九四・〇〇	九二・四〇
千九百十年平均	九三・一七	三・七六	九四・三〇	九二・〇〇	八四・四一	三・五五	八五・五〇	八二・七五	九三・一八	三・七六	九四・三〇	九二・〇〇
千九百九年	九五・一五	三・六八	九五・七五	九五・〇〇	八五・八四	三・四九	八七・七〇	八三・三〇	九五・一四	三・六八	九五・七五	九五・〇〇
千九百八年	九二・五八	三・七八	九五・〇〇	九〇・九〇	八三・二四	三・六〇	八五・五七	八一・二五	九二・六一	三・七八	九五・〇〇	九〇・九〇
千九百七年	九四・六六	三・七〇	九八・二〇	九一・八〇	八四・一五	三・五六	八七・三〇	八一・二〇	九四・八九	三・六九	九八・四〇	九二・〇〇
千九百六年	九九・五四	三・五二	一〇一・五〇	九七・七〇	三七・七三	三・四二	八九・六〇	八五・九〇	九九・五九	三・五二	一〇一・七五	九七・六〇
千九百五年	一〇一・三三	三・四五	一〇一・六〇	一〇〇・三〇	三〇・〇八	三・三三	九一・八〇	八八・四〇	一〇一・四一	三・四五	一〇一・七〇	一〇〇・五〇
千九百四年	一〇一・九四	三・四三	一〇三・〇〇	一〇一・三〇	九〇・〇二	三・三三	九二・一〇	八九・〇〇	一〇一・八九	三・四三	一〇二・八〇	一〇一・一〇
千九百三年	一〇一・三〇	三・四四	一〇三・三〇	一〇一・〇〇	九一・四九	三・二八	九三・四〇	八九・二〇	一〇一・一〇	三・四四	一〇三・一〇	一〇一・一〇
千九百二年	一〇一・〇六	三・四三	一〇三・三〇	一〇一・一〇	九一・一八	三・二五	九三・五〇	九〇・三〇	一〇一・九九	三・四三	一〇三・〇〇	一〇一・一〇
千九百一年	九九・五四	三・五二	一〇一・七五	九五・八〇	八九・二七	三・三六	九二・四〇	八六・二五	九九・四五	三・五二	一〇一・〇〇	九六・〇〇
千九百年	九五・八〇	三・六五	九九・一〇	九二・七五	八六・七四	三・四六	八九・〇〇	八四・九〇	九五・八二	三・六五	九九・九〇	九二・七五

千八百九十九年平均	九七、七三、五二	一〇一、九〇	九〇、七二、三三	九四、三〇	八七、六〇	九九、七三、三五	一〇一、九〇	九六、六〇
千八百九十八年	一〇二、六五	一〇四、〇〇	九五、五二、三一	九七、七〇	九二、五〇	一〇二、六五	一〇四、〇〇	一〇〇、九〇
千八百九十七年	一〇三、九五	一〇四、五〇	九七、六六、三〇	九九、〇〇	九六、八〇	一〇二、六八	一〇四、五〇	一〇二、七〇

第三十表の二 (倫敦相場)

西曆年次	最高	最低	最高	最低
一九一一年	八五、〇〇	八二、〇〇	八五、〇〇	八二、〇〇
一九一二年	八〇、〇〇	八〇、五〇	八二、〇〇	八〇、〇〇
一九一三年	七六、〇〇	七二、〇〇	七六、〇〇	七二、〇〇
一九一四年	七四、〇〇乃至七六、〇〇	七四、〇〇乃至七六、〇〇	七四、〇〇乃至七六、〇〇	七四、〇〇乃至七六、〇〇

第三十表の三

西曆年次	普漏西三分利公債	佛蘭西三分利公債
千九百十年	平均 八五、二七、三五	平均 八二、六〇、三三
一月	最高 八五、五〇	最高 八三、一六
	最低 八五、一〇	最低 八二、一六
	平均 八二、六〇、三三	平均 八八、八七、三三
	最高 八五、五〇	最高 九一、二一
	最低 八五、一〇	最低 八八、五九

二月	八五、二四、三五	八五、四〇	八五、〇〇	八一、九七、三五	八一、二〇	八八、八四、三〇	九八、八九	九八、五四
三月	八四、六八、三五	八五、二五	八四、二五	八一、二六、三〇	八一、八九	九八、六七、三〇	九八、一八	九八、一八
四月	八四、七二、三四	八五、一〇	八四、四〇	八一、〇八、三〇	八一、三七	九八、五七、二〇	九八、七九	九八、四三
五月	八五、六三、三四	八四、九〇	八四、三〇	八一、九八、三五	八一、六九	九八、六八、三〇	九八、九三	九八、二五
六月	八四、五四、三五	八四、七五	八四、三〇	八一、〇四、三五	八一、六二	九八、四〇、三五	九八、九三	九七、八〇
七月	八四、五一、三五	八四、八〇	八四、〇〇	八一、九八、三五	八一、三二	九七、四四、三〇	九七、九四	九七、一八
八月	八三、九三、三七	八四、一〇	八三、七〇	八一、〇三、〇八	八一、六五	九七、二八、三〇	九七、五〇	九七、〇〇
九月	八三、一九、六一	八三、六〇	八二、七〇	八〇、四六、三一	八一、〇〇	九七、四六、三〇	九七、八七	九六、九三
十月	八三、四九、三九	八三、九〇	八二、八〇	七九、九三、三一	七九、一五	九六、九三、三一	九七、一八	九六、四八
十一月	八三、六二、三五	八三、九〇	八二、四〇	七九、一八、三六	七九、七五	九七、二四、三〇	九七、五四	九七、〇〇
十二月	八四、五三、三五	八四、九〇	八三、七〇	七九、二二、三五	七九、七六	九七、三八、三〇	九七、八五	九六、九〇
千九百十年平均	八四、三六、三五	八五、五〇	八二、七〇	八一、〇七、三〇	八一、一六	九七、九八、三〇	九八、一八	九六、四八
千九百九年	八五、八一、三五	八七、七〇	八三、三〇	八三、八一、二九	八五、七四	九七、七七、三〇	九八、三三	九六、三三
千九百八年	八三、二二、六一	八五、六〇	八一、二〇	八六、〇四、二九	八八、一六	九六、二四、三一	九七、六三	九四、三六
千九百七年	八四、一四、三七	八七、三〇	八一、一五	八四、一四、二九	八七、一四	九四、八五、三一	九六、二二	九三、七八

千九百六年平均	八七三・三四二	八九六〇	八五九〇	八八三・二八三	九〇・八七	八五・七五	九七・六五	三・〇七	九九九〇
千九百五年 同	九〇〇・六三三	九一七〇	八八三〇	八九八・二七八	九一・六五	八七・七〇	九九二・三〇二	一〇〇・四五	九九七〇
千九百四年 同	九〇〇・七三三	九二二〇	八九〇〇	八八二・八二三	九〇・九六	八五・二三	九九七・五四三〇八	九九・〇五	九九五八
千九百三年 同	九一四・八三二	九三・三〇	八九三〇	九〇・七五二・八二	九二・四四	八七・二六	九三・一三三〇六	一〇〇・〇九	九六三二
千九百二年 同	九一九・三二六	九三・〇〇	九〇三〇	九四三・五二九二	九七・六一	八二・二七	一〇〇・六〇二・九八	一〇一・九五	九八・五五
千九百一年 同	八九二・七三六	九六・〇〇	九二・五〇	九四二・九二九二	九七・六九	九二・三〇	一〇一・三二九六	一〇二・四〇	九九・九四
千九百年 同	八六六・三四六	九四・八〇	八九一〇	九九六・三二七六	一〇三・一一	九六・八八	一〇〇・六〇二・九八	一〇一・〇七	九九・二〇
千八百九十九年 同	九〇七・三三二	九七・六〇	九四・六〇	一〇七・八二五七	一一・三八	九八・〇二	一〇一・二四二・九六	一〇三・〇一	九八・八三
千八百九十八年 同	九六二・三三二	九八・三〇	九三・七五	一一〇・九八二・四八	一一・三〇三	一〇七・三四	一〇一・八五二・九二	一〇四・二八	一〇一・三三
千八百八十七年 同	九八〇・六三六	九七・三〇	九七・三〇	一一二・四六二・二五	一一・三七六	一一〇・九四	一〇三・三三二・九〇	一一五・二〇	一〇一・九〇

第三十表の二追加 (同上)

西曆年次	最高	最低	最高	最低	最高	最低
一九一一年	八五・〇〇	八一・〇〇	八一・三	九七・三	九七・五〇	九四・〇〇
	普漏西三分利	英國二分半利	佛國三分利			

一九一二年 八一・〇〇 八〇・〇〇 七九・三 七六・五 九六・〇〇 九三・〇〇
 一九一三年 七六・〇〇 七二・〇〇 七五・七五 七二・八 九二・〇〇 八二・〇〇
 一九一四年 七五・〇〇乃至七六・〇〇(一月十九日) 七三・三乃至七六・〇〇(同上) 八三・〇〇乃至八六・〇〇(同上)

又地方債の標本たる西曆千九百一十一、二の兩年に於て發行せられたる三分半利伯林市公債價格の變動を見るに左の如し

西曆千九百九十八年々末 一〇一・五〇
 同千九百三年々末 一〇〇・三〇
 同千九百八年々末 九三・八〇
 同千九百九年十二月初旬 九五・三〇

由是觀之當時の事實は伯林市の信用は帝國の上により又奇ならず哉
 當時獨逸帝國の財政斯の如き悲況を呈せしのみならず議會及各列邦及帝國間の關係頗る複雑し當時の藏相ステンゲル男爵も殆ど之に處するの術に困却し終に冠を掛け去り普國出身たるシドウ氏入て氏に次げり抑々ス氏はバイエルン國出身の人にして同國に於て理財上の令名風に高く曩に西曆千九百三年帝國財政の漸やく困難の域に陥らんとするの兆あるに際し擢てられて帝國藏相の位に昇

り爾來能く其任を盡せり然るに事茲に至る、曩に帝國銀行總裁コツホ氏の辭職あり今又此良相を失ふ幸にして好後嗣を得るも友邦の爲め愛惜の情なきを得ざるなり(這般八月二七初旬)ザキソン王國大藏大臣は帝國財政の實況を明言して曰く
 輓近帝國財政は漫性的缺乏の状態に陥り毎年不足高約二億二千五百萬馬に達す然るに西曆千九百八年度に於て新財源よりの收入豫期の額に達せざるを以て更に一億三千萬馬の不足を加ふべし故に國債償還の如きは全然望み能はざるの實況たり

と是れ蓋し其真相を得たるものにして獨逸帝國財政の根本的改正を要するや疑を容れず是に於て輿論亦之を促がしフランクフルトツアイユング新聞等主として之を論せり然るに之が實施は容易の業に非ず國債は漸次に増加して既に四十萬馬を超過し而して建國當時には關稅及内地間稅は之を帝國に收め直稅は之を列邦に委し帝國歲入の不足にして國債を以て償ひ能はざる者は人口割に基き列邦之を分擔し列邦は關稅及内地間稅收入若干額を超過するときは其割前を受くるの規約なりし然るに是等歲入の分類及歲出の分擔は當初より圓滿の結果を見ず期年ならずして困難の狀を呈せしを以てビスマルクは保護製造事業に間稅

を課し纔かに國用を充し西曆千八百七十九年乃至九十七年までは相應の收入を得列邦の分擔額を減じ却つて剩餘金の割戻を爲すに至り圓滿の結果を見るを得たり然るに關稅の收入は保護政策の爲め豫期の如くなる能はず國運の進歩と人口の増加とは獨逸をして永く中歐強國の状態を保つ能はしめず海外殖民事業は其死活問題となり大に海軍擴張の必要を生じ爲に巨大の費用を要し經濟財政の基礎茲に一大變動を生じ以て新紀元を畫し新たに財源を求むる必要を生せり今當時獨逸帝國が海軍擴張の爲め腐心したる結果を見るに左の如し

獨逸海軍費累年統計

第三十一表

西曆年次	經常費	一時限り費	臨時費	合計	製艦費
千八百九十九年	千馬	千馬	千馬	二元七〇〇	四、六四〇
千九百年	七、三六〇	四、七九〇	四、〇〇〇	一六、一五〇	四、七九〇
千九百一年	—	—	—	一九、二五〇	七、四〇〇
千九百二年	—	—	—	二〇、四六〇	七、三六〇
千九百三年	—	—	—	二七、七四〇	七、八〇〇

爲め増加を妨げられ、列邦は極力分擔額を増加するを拒み固く直税獨占主義を採て動かす進で間税の増加を決行せんと欲すれば急進黨ラヂカルの反對する所と爲り政府黨ブロック亦四分五裂するの情況を示し殆ど術の施すべきものなきの窮狀を呈し十分の經畫を爲すを得ず已む事を得ずして西曆千九百六年姑息なる折衷案を成立せしめ増加を直間兩税に採り遺產税(直系相續は免除)を設け間税には運輸通交税を設け自轉車税を加へ麥酒及紙卷煙草税を増加せり(急進黨及社會黨は素より之に反對せり)是等新財源の收入を一億七千二百萬馬の豫期なりしに實收は一億千八十萬馬に止まり、通交税の如きは四千二百萬馬の豫期なりしに其徵收に向上率を用ひしに由り上級旅客大に減じ人民旅行を見合はするの勢を生じ實收は千九百二十萬馬に止まり遺產税は四千八百萬馬の見込なりしに實收は二千六百三十萬馬に止り其他舊税に於て收入減五千萬馬に達し其他の減少を合し總計一億三千萬馬を減少し新經畫に係る實收概ね減少を示し其他尙ほ二億二千萬馬の起債を見るに至れり然るに前記の如く來年度には尙ほ多くの不足を生ずるの見込なるを以て火酒の卸專賣及葉卷煙草税の増加を經畫すると雖も尙ほ圓熟の機に至らず直税の大部分は依然列邦の獨占到任す

シドワ
氏の就職
及帝國財
政改革の
前兆

ステンゲル氏既に其職を辭し二月下旬逓信省次官ジードア氏擧げられて以て藏相の任に就けり抑々氏は西曆千八百八十三年甫めて逓信省に入り累進して同千九百一年次官の位に昇り帝國立法事項に通曉し曾て萬國無線電信協會に獨逸代表者として出席し夙に能吏の聞へあり今回の拔擢亦故なきに非ざるなり而して氏が帝國大藏大臣たると同時に普漏西内閣に列せしは無門大臣として帝國と列邦との系統を一層深密ならしめ統一の域に一步を進むるものと云ふを得べし元來方今獨逸財源困難の最大原因は海軍擴張に在るは勿論なりと雖も帝國と列邦との間に成立する收入の分割法亦之が大原因たらざるを得ず加之立法行政の重複機關は徒らに費用を尨大ならしめバイエルン統計局長官教授ツァーン氏の調査に據るに獨逸國の歳入は帝國及各列邦を合して當時既に約七十七億馬の巨額に達せしが爾後頻りに増加し今や八十三億六千餘萬馬の巨額に達す之を露國の約五十億馬、英の三十億馬、佛の三十二億馬に比するに頗る過大なりと云ふを得べし勿論獨逸は鐵道及山林等政府事業の收入頗る多く之を西曆千九百六年の實況に徴するに南獨逸のみにして三十八億馬に達し埃伊佛露英の五大國の同種の收入の合計に四億馬を超過すと雖も獨民の負擔亦輕きに非ず況や是等政府事

獨逸財政の過去現在及未來

業は之を民間に委するときは國民の收入と成り納税力を増加すべきものなるに於てをや、獨逸國經濟財政の狀態亦夷々坦々と云ふを得ざるものあり

輓近獨逸財政の困難なる事既説の如く夫れ甚しく大に四海の耳目を惹き内外の新聞雜誌等毎號之を論せざるもの殆ど稀なり、今各方面の調査成績に就て之を見るに其原因は軍備擴張にありて主として海軍費の増加にある哉疑を容れず、其概況を述べれば左の如し(年度は四月一日に始まる)

第三十二表 (單位百萬馬)

西曆年次	支出總額	海軍	陸軍	海陸合計
一九〇三	二三五九三	二六〇	六〇〇	八六〇
一九〇四	二〇六八〇	二八〇	六六〇	八六四〇
一九〇五	二一九四三	二六〇	六六〇	九二〇
一九〇六	二四二五四	三五〇	七二〇	一〇七〇
一九〇七	二五六一四	二〇一〇	七六〇	一〇一〇
一九〇八	二七五〇〇	三三四二	八五〇〇	一一九四二
一九〇九	二八六五四	三九九〇	八四八	一一五三八

一九一〇

二八五二三

四四二六

八〇九五

一二五〇〇

由是觀之海軍費の増加と共に陸軍の費用も亦増加せり、是れ中歐に國を建る獨逸帝國の決して免れ能はざる所の運命なり而して是等の金高には費用多き軍事的殖民地費用及膠州灣設備諸費、西南阿弗利加及北清事件の費用を包含せず而して海軍繼續費も亦頗る巨額を要す、請ふ之を左に掲載せん

第三十三表 (單位百萬馬)

西曆年次	經常費	臨時費(國債支辨)	合計
一九〇八	二四九二	九〇一	三三九一
一九〇九	二六七七	二七八	四〇五五
一九一〇	三三三八	二七〇	四四〇八
一九一一	三三七二	二四五	四五七二
一九一二	三四九七	九九四	四四九一
一九一三	三五八七	六二六	四三〇三
一九一四	三六八四	四八三	四一六七
一九一五	三七四四	二七三	四〇一七

一九一六	三六七	三三三	四〇九七
一九一七	三九四	二八三	四七七

獨逸帝國海軍の爲に要する繼續費斯の如く夫れ巨大なり、然るに實際は尙ほ之より以上の費用を要することあるを期せざる可らず。抑々繼續費なる者は現在を以て未來を推す者なるを以て時勢の進歩、不時の出來事等の爲め之が増加及組替を要するは之を過去の經歷に徴して殆ど疑を容れず我國に於て屢々之を経験し又獨逸に於ける西曆千九百六年の海軍繼續費と今回の經常豫定額組替高とを比較するに思半を過るものあり、請ふ其差違を左に表出せん(總高の差違は更に大なるべしと雖も經常費のみを以て比較する方國民負擔の真相を見るに便なるを以て經常費組替を以て比較す)

第三十四表 (單位百萬馬)

西曆年次	西曆一九〇六年の豫定高	爾後の増加額
一九〇八	三五、六	一三、三
一九〇九	三五、八	三六、九
一九一〇	三六、七	五一、一

一九一〇	二七、八	六二、四
一九一一	二六、一	六三、六
一九一二	二九、七	六二、〇
一九一三	三〇、五	六三、三
一九一四	三三、七	六〇、七
一九一五	三三、一	七三、三
一九一六	三二、一	七三、三
一九一七	三三、一	七六、二

由是觀之將來に於て復た増加的組替を必要とするなきを保せず況や獨逸は保護政策を以て國是と爲すに於てをや其大體の得失は此所に論すべきに非ずと雖も之が爲め材料物資を高價ならしむるは論なき所にして隨て經費を増加するは疑を容るゝの餘地なし果然西曆千九百十一年度に於ては海軍總經費を四億五千餘萬馬に増加し内約九千萬馬は國債支辨の見込なり、今比較の爲め西曆千九百七八兩年度の内譯を見るに左の如し

第三十五表 (金高百萬馬止)

臨時費の増加

	西曆千九百七年度	同千九百八年度	同千九百十年度
内國政務費	元	四	三
陸軍	五	五	三
海軍	五	九	三
殖民局	一	八	一
郵便電信	一	八	一
帝國鐵道	一	八	一
東亞領地 <small>(在留獨人六七五名)</small>	七	七	七
東南阿同上 <small>(全上五二七六名)</small>	四	一	一
合計	二五	二五	二〇

獨逸が軍備の爲め費用を要する斯の如し、果然西曆千九百十三年度の豫算に於て其の陸海軍擴張の爲め左の如き増加要求を爲し西曆千九百十二年度の爲には前年度の剩餘に加ふるに酒精税を充て未來の爲めには遺産税若くは相續税の擴張を計畫せり

第三十六表

西曆年次	陸軍	海軍
一九一三	七千九百萬	千九百五萬
一九一四	一億一千萬	二千九百萬
一九一五	七千八百萬	三千九百萬
一九一六	五千八百萬	四千萬
一九一七	六千二百萬	四千四百萬
	六千二百萬	千八百萬

抑々臨時の増加は經常増加の因を爲すは財政の通患にして深く注意を要するは論を俟たず而して本年度に於て東南阿州領地の爲めに臨時費を見積らす是れ豫算に於ては已を得ざる事に屬すべきも一週年を通じて無事なるを得るは蓋し望外の仕合なるべし。然るに増税は最早國民の堪ゆる所に非ず曾て西曆千九百六年或新聞の調査せし所に據れば伯林に居住する一年千九百四十馬四十八片の收入を有する一印刷職工の負擔する直間税總額は市税を除き百三十五馬に達し英國に於ける同情態にある者の約四倍英では三十一馬なるの事實を示せり

獨逸帝國財政の情況凡そ斯の如く殊に西曆千九百七年度に於ては各列邦の分

撥高も約三億二千萬馬に達し定規の數に超過すること約一億二千四百萬馬に達し列邦の財政亦裕かなるを得ず、就中普漏西の如きは歳出年に増加し本年度の如きは其高約三十三億六千二百萬馬に達し鐵道改良の爲め二億四千二百萬馬の借入を要し其他ポーランドの土地強買役員の俸給増加等の爲め尙ほ五千八百萬馬の増加を要するの勢なり而して輓近發表せられたる西曆千九百七年度同八年三月に終るの收入精算を見る大體豫算に對し三百五十萬馬の超過ありと雖も豫算各目に對し増減頻繁殆ど百折の黄河を航するの思あり即ち關稅收入は實收豫算(豫算は六億百萬馬)に超過すること四千二百萬馬内地消費稅中火酒稅は實收約一億千三百萬馬にして豫算に超過すること約千萬馬にして前年度實收に比し約七百八十萬馬の超過を見るの好況を呈し之に反し釀造所稅は約二千二百二十一萬馬にして豫期に對し六十萬馬の差減を示し紙卷煙草稅は約千二百六十七萬馬の實收を得豫算に對し百二十萬馬創始年度に對し約六百萬馬の増收を得砂糖稅は實收約一億二千八百萬馬にして豫期に達せず鹽稅は豫期豫算に約五千八百萬馬に對し二百四十四萬馬の増收を得鐵道收入(エルザス、ロートリンゲン線)に豫算約一億千八百萬馬に對し實收三百三十萬馬の増加を示し郵便及電信收入は實收五億

九千七百八萬馬に止り豫算に對し千三百萬馬の差減を生じ新發行證券登錄稅は二千三百三十萬馬の豫算に對し實收千三百九十四萬馬に止まり株式及債券の讓渡稅は千九百六十萬馬を得るの豫期なりしに實收は僅かに九百四萬馬にして半額に達せず交通稅鐵道切符に賦課するものは三千萬馬の豫算なりしに實收は千八百六十萬馬に止まり同稅設立當時(西曆千九百六年)の豫期四千五百萬馬に對し莫大の減少を示せり而して新設の自動車稅及會社支配人賞與金稅は豫期の半額に止まれり然るに船荷證書稅の如きは豫算額千三百七十二萬馬に對し千五百四十六萬馬の實收を得又前年度の實收千二百二十萬馬に比して著しき好況を呈し直系遺產稅は三千六百萬馬の豫算に對し實收は約二千五百六十五萬九千五百馬に止まれり其他花籤稅の如きは頗る奇態の狀況を呈し州立に於ては豫算に及ばず私設は却て豫算に對し一萬馬の増加を示せり是れ或は弊習の社會下層に充盈するの表示にあらざらんか頗る注意すべきの現象なり

收入の實況斯の如く所謂擲頭流の弊に陥り一大改革を要する哉論を埃たす進んで所得稅を増さん乎列邦多くは之を守持し帝國の干涉を欲せず彼等自己の財政亦帝國の爲め費用を分擔するの餘地なく南北又水陸の利害を一にせず帝國は

軍備及郵政改良等増加を要するもの一にして足らず、事態斯の如く今日の問題は、常に財政に止まるに非ずして帝國の基礎に關し頗る重大なるものありと云つべし。是に於て帝國大藏省と列邦大藏省との間に協議を重ね西曆千九百八年七月中旬伯林に於て帝國大藏大臣之が會長となりて列邦大藏大臣の協議會を開き大に商量する所ありしに似たり會合は僅かに數時間を過ぎず其内容は固より秘密にして門外漢の知り得べき所に非ずと雖も世評は専ら「ブランヂー」麥酒煙草税の増加及直系遺産税の賦課に關するものとし頗る世人の注意を惹く所と爲れり而してジードウ氏は電氣税を主張するも反對多く殊に南獨は大に之に反對し其他兵役免除税新聞紙税等の説ありしも勢力旺盛ならず

事態斯の如く帝國政府も終に已を得ず年々四億馬の不足を生ずべきを公認し其他列邦分擔の額を正當額に引直すには更に二千五百萬馬を要するの事實は最早蔽ふ可らざるに至れり而して役員を増俸獨の下級官吏は甚だ薄給なり國債償還及砂糖税廢止の補填の爲めに少なからざる金高を要し廢病文武官及孤兒寡婦給與基金の是まで他に流用されし者少からず是等も夫々補填を要し新財源を要すること實に燒眉の急となれり然るに守舊黨は増税は之を間税に止むべしと主

張し自由黨は之を直税にも及ぼすべしと爲し獨り社會黨は増税を賛し諸税紛紛亂れて麻の如く今哉守舊黨と自由黨とは或事情の爲め合して政府黨を爲すと雖も増税問題に於て早くも分裂の兆を呈せり而して政府は遺産税は間税なりとの説を主張し守舊黨の歡心を得んことを力めしと雖も農業黨は絶対に効者に遺産税を課するに反對せり

抑々獨逸農業黨は帝室黨の中堅なるに拘はらず此反對ありしは獨逸政界の變兆なりと云つべし而して急進黨(ラヂカル)は總て酒類煙草の如き消費品の税に反對し自由黨は帝國所得税及一般財産税を主張すと雖も守舊黨は絶対に之に反對し四分五裂國論孰れに歸する哉豫め知るを得ずして無數の混雜を惹起せり又彼の免除税の如は奧國及スウイッセルランドに其例あり其理由とする所は例へば方今獨逸に於て年々新に募集するを要する壯丁は約二十二萬人にして國中壯丁の約半數を占む故に壯丁の過半は纔かの體格の不備又は全く必要なきが爲め兵役を免る故に之を免れたる者は他に盡す所ありて國家に報ゆるは相當なりと云ふにありて固より一應の理なきに非らずとも之が爲め兵役は名譽に非ずして金錢を以て之に代ゆるを得べき者なりとの觀念を惹起するときは大體に於て大に不

利なる結果を生ずべきに依り獨逸に於ても反對甚だ多し是れ吾人の意を得たる者なり而して免役の壯丁は他に盡す所なきに非ず則ち服役者の家族を助けて彼等をして内顧の慮なからしめ國民が兵役を苦と爲さざる様に力むることは是なり、斯の如くして服役者と免役者と分業し以て國を守るは至善の事と云はざるを得ず此道あるに免役税を課するは策の得たるものと云ふを得ず事態斯の如く紛糾を重ねつゝあるに實地の事情は大に費用の増加を要し陸軍に於て千十八萬馬海軍に於て四百九十六萬馬國債費に於て千七十一萬一千馬外務省に於て百十九萬五千馬内務省に於て九十一萬四千馬合計二千七百九十六萬馬の不足を生じ多大の差違を生ぜり

西曆千九百七年度の結果既述の如く而して西曆千八百八年度は其後を受けて復た頗る振はず四五三箇月間の實況既に豫算に對し歳入實收五千六百萬馬の減少を示し取引所税に於て最も甚しく年度初め三箇月の結果より之を推すときは豫算は年額四千四十萬馬なるも實收は三千四百馬に止まるべきの傾向あり(昨年の實收は五千萬馬に登れり)是れ米國恐慌の影響を受け商業沈滞より來るの結果なるべしと雖も豫算に於て既に前年に對し減少を見積りしに實際の減少は豫

期に超過す是れ市場の不振を表示するものにあらずして何ぞや是に於て帝國政府も公然年々の不足額五億馬を下らざることを承認し(不足の原因は主として海軍擴張にありと雖も増俸減債孤兒寡婦扶助資金及文武官不具不健康者救助基金の缺乏の補充も亦之が原因たり)新たに財政計畫を立て西曆千九百八年十一月三日を以て帝國議會へ提出せり其計畫の大體は

- | | | |
|-----|-------------|-------------|
| 一 | 新たに火酒專賣業を起し | 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 二 | 總子入葡萄酒税を新設し | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 三 | 煙草税を増加し | 七七、〇〇〇、〇〇〇 |
| 四 | 麥酒税を増加し | 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 五 | 電氣及瓦斯税を新設し | 五〇、〇〇〇、〇〇〇 |
| 六 | 公告税を新設し | 三三、〇〇〇、〇〇〇 |
| 七 | 遺産税を擴張し | 九二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 八 | 列邦分擔高を増加し | 二八、〇〇〇、〇〇〇 |
| 合 計 | | 五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |

を得んと欲するにあり(然れども此全額を得るは設備完成の上により其期は西曆

千九百十三年の見込なり。今哉四海浪静かにして風枝を鳴らさず國家太平を樂む三十年然るに此缺乏を生じ此増加を必要とす。獨逸の運命亦容易ならざるものあり。請ふ今一步を進めて少く各目に就き説明する所あらんとす。

一 專賣業實施の上は現行の酒精及「ブランデー」税は之を全廢し方今の蒸溜業者は相當の賠償を受け其業を政府へ譲り政府は此際公債を起し賠償に當て其償還は專賣收入を以てす。依て當初十箇年間は之が爲め專賣業の總收入は一年二億二千萬馬なるべしと雖も十箇年經過後は二億四千萬馬に増加すべきを期す。

二 麥酒税は西曆千九百六年の財政改革に際し新設せられ六千七百萬馬の收入を得るの計畫なりしが議會の修正する所と爲り大に其率を減じ收入二千九百萬馬に減せり此度は麥酒に課税し釀造事業の大小に従ひ其率を異にす。原料税及累進税共に良好と云ふを得ず。

三 方今酸酢質是も二箇年前の新設なりを除くの外葡萄酒には國税なし。本税は累進税にして價格に従ひ一箇十獨片より三馬に至る。

四 煙草税も累進法に據り葉卷は六級に分ち千本四馬より九十六馬に至り紙卷は七級に分ち千本一馬半より二十四馬刻は一「キログラム」八十獨片より十二馬

八十片に至る。他の煙草は二「キログラム」半馬より二馬に至り最下等は免除せらる而して葉卷は小賣相場の一割乃至一割三分。紙卷は一割五分乃至二割。輸入税は百英片「メツリツク、カウト」毎に荒刻及嚙「チュイン」煙草三百馬葉卷及細刻七百馬紙卷一千馬に増加す。

五 電氣及瓦斯税は事業點燈税にて裝置の如何を問はず苟も燃料を是等に採る者は皆課税せらる而して其三割二分は電氣の負擔たるを期す切に望む獨民更に近眼を加ふるの結果なきを。

六 公告税は新聞張出等に課するものとす。日刊の新聞紙は其出數の多少に依り廣告料の二分乃至一割の負擔を豫期し週刊其他は一定に一割を課す而して諸張出は其費用の一割を支拂ひ廣告塔電柱其他使用料を支拂はざる場所に於ては市の廣表に従ひ一千「サンチメートル」毎に一二又は三獨片を支拂ふものとす。

七 遺産税は二箇年以前の施設にして現行は遺言に依り支系に傳ふる場合のみに止まる然るに今回は之を直系相續に擴張し二萬馬以下の財産には之を免除し累進法に依り百萬馬以上に三分を課するを以て限度と爲す而して遺傳者が兵役を免除されたる者なるときは一分五厘の附加税を負擔し三等系以下は遺

傳の權利なきものとし特に遺言なくして相續の遺傳者なきに於ては其財産は國家に歸すべきものとす

八 列邦負擔高は西曆千九百六年の財政方策に従ひ人口一人に付四十獨片と定めしと雖も前記諸收入の不足を補はんが爲めに之を倍加するものなり爾來之に對して無數の物議を惹起し議論八箇月に互り政府原案は殆ど其條を止めず西曆千九百九年七月初旬議會は左の如く議決せり

- 一 麥酒税 一〇〇〇〇百圓
- 二 火酒及酒精税の増加專賣は否決 八〇〇
- 三 煙草税の増加 四三〇
- 四 土地賣買印紙税の増加 四〇〇
- 五 茶及珈琲輸入税の増加 三七五
- 六 繼足紙税の新設 二七五
- 七 分擔金の増加 二五〇
- 八 動産印紙税 二五〇
- 九 點燈税の新設 二二〇

- 十 燐寸税の新設 二〇〇
- 十一 商業手形及小切手税の増加及新設 二〇〇
- 十二 醱酵葡萄酒税の新設 五〇
- 合計 四四五〇

にして政府案より一層の混雜を來せり請ふ今一步を進めて前記各自の沿革及其性質取扱に就き陳述する所あらんとす

西曆千九百六年までは麥酒税は内地税及關税を合せ六千二十四萬馬に止まりしが同千九百九年四月よりは一億馬となれり舊法に於ては麥酒税は麥芽に課するものとして釀造所の大小に従ひ之を十級に分ち造石高の多少に依り累進法に依りて課税し四馬乃至十馬の税を課せり而して其最高は七千クイントル「クイントル」は百キロにして凡そ三萬五千「ヘクタール」の麥酒を釀造す以上の製造所に課するものとせり今回の増税法にては釀造に用ゆる第一の二百五十クイントルの麥芽には税金を十四馬と爲し千二百五十クイントル以上の麥芽を使用する者には十五馬とし漸次増加して五千クイントル以上には二十馬と爲せり斯の如くして課税の平均は舊法にては「クイントル」に付平均七馬三十六片なりしに今回

は十七馬二十片に増加せり、是れ即ち麥酒一ヘクトリートルに付き税金二馬より三馬に増加せしものなり而して脱税を防がんが爲め釀製造用の麥芽には麥酒用麥芽税の三倍を課す又造越の弊を防がんが爲め西曆千九百九年一月以前に設立せられずして同年八月以降に釀造を始むる者及二箇年の休業後に釀造を再開する者には西曆千九百十五年までは五割の附加税を課し同年三月一日より西曆千九百十八年までは之を二割五分に減ずるものとせり、元來獨逸國に於ては麥酒税は是に止まらず更に市町村の附加税あり其最高は一ヘクトリートル六十五片なりとす、其他尙ほバイエルン、ウエルテムボルヒ及パデンに於ては麥酒の通過税あり、是れ昔日の内地關稅の俵を殘すものにして頗る奇異の思あり、其金高は一ヘクトリートル二馬五十片なりしに今回五馬に増加せられたり而して輸入税は九馬四十四片と定められたり

獨逸は二十五年以來火酒及酒精税に就て大に之が研究を爲し種々に之を試験せり従前は聯邦其法を異にし大に不便を感じたるを以て帝國政府は西曆千八百八十六年一專賣法を議會に提出し是に於て三億馬の收入を得併せて制度の統一を圖らんとせしと雖も不幸にして議會の容るゝ所と爲らず專賣案は殆ど滿場一

致を以て破れたり然りと雖も火酒税は税中の最良者たるは多辯を要せず此好財源を區々の制度の下に置くは財政上得策に非ざるを以て西曆千八百八十七年之を整頓し南北に於て蒸溜高を區分し北方は氣候寒冷從て其需用多きを以て蒸溜を一人に付四リートル半(一リートル五斗五合五勺)強とし南方に於ては之を三リートルと爲し制限以内の製造者には一ヘクトリートル(五斗五升四合四勺)強に付き税金を五十馬と爲し制限を超過する者には七十馬と爲したり、此制限は他日帝國政府が專賣を試みるの下地にして政府は常に專賣を希望し今回の増收計畫にも第一に主張せり然れども議會の容るゝ所と爲らず不幸にして復た破れたり而して増税は一ヘクトリートルに付百二十馬二片にして前記期限以内には殊に之を輕減して百四馬二十片とす、酒精の輸入税は百キロ(一キロは二百六十六匁六分六厘餘)に付三百五十馬、樽入蒸溜酒は二百七十五馬、其他は酒精同様三百五十馬に増加せり、釀子入葡萄酒税は議院に於て之を否決し醱酵葡萄酒のみに止め西曆千九百九年八月一日以降は一壇四馬の者までは其税金を一馬とし、五馬までは二馬と爲し其れ以上は三馬と爲せり而して輸入税は百八十馬とし(一箱半場合に由り百三十馬にまで引下るを得るの權能を政府に與へたり)

煙草製造は獨逸に於ては可なりの大事業にして大小の製造所一萬箇所ありて二十萬の勞働者を使用す、元來獨逸に於ける煙草業には種々の關係ありて事情頗る複雑す、則ち帝國政府は歳入を得んが爲め之を國家の手に收め專賣事業を爲さんことを熱望し、社會民主黨は彼等一種の手段として努力して之に反對し、地主黨即ち例の農業黨は煙草に關しては彼等の地面に生ずる馬鈴薯、穀物及び甘菜より製造する火酒、アルコール及び砂糖の如く熱狂せず寧ろ之を冷眼視するの情態なり、然るに社會民主黨は煙草に對する諸税は其性質上之を喜ばざる所にして煙草税問題に於ては政府常に受太刀の地位に居るの不幸あり、元來獨逸の煙草税收入は増税前は九千八百萬馬にして人口六千三百八十馬の大帝國としては頗る輕微なるものと謂つ可く一人當り僅かに約一馬五十四片に過ぎず、之を佛國の三億餘馬一人當り七馬六十八片英國の二億八千六百六十萬馬一人當り六馬四十片伊太利の一億四千八百萬馬一人當り六馬七十二片、埃斯太利の一億五千四百四十萬馬一人當り五馬四十片に比し實に同年の論に非ず又税額と小賣價格とを比較するに獨逸に於ては税額は小賣價格の一割三分八厘に止まり英は五割九分伊太利は七割九分佛は八割二分西班牙は七割、ホンガリーは六割七分、北米合衆國は二割二分

五厘に達し何れの方面より之を見るも獨の煙草税は猶ほ増加の餘地あるものと云はざるを得ず、帝國政府が煙草收入に腐心する抑々亦故あるなり

獨逸に於ける煙草税の種々の變化を經當初は耕作税なりしがビスマルク公は之を國家の專賣事業となさんと欲して成らず一敗地に塗れ其後ち莖葉の量目税となり内地産には百、キロ、四十五馬とし輸入品には八十五馬と爲し而して輸入製造煙草には重加率を課せり、西曆千八百八十八年專賣説を再興せしと雖も復た行はれず一億七千八百四十萬馬の收入を見込めり、同千八百九十三年政府は送狀價格に據り累進税を課するの議案を提出せしに議會は箱に貼用したる定價付に依り累進するものとし之を紙卷のみに適用すべしと議定せり而して西曆千九百七年の實況に據れば國民煙草の消費高約六億五千三百六十萬馬にして今回の増收案は之を標準とし他日專賣を行ふの便に供する爲め成るべく工場の場合を希望せり製造者も之を内外の事情に鑑み勢ひ増税の已む可からざるを察し量目税を以て多少の増税を忍ぶべしと覺悟せり、然るに中央黨は累進重加税を主張し保守黨之に賛成し事情漸やく複雑せり、然れども結局大に原案の收入額を減じ紙卷に關しては西曆千九百九年九月一日より其他は同年八月十五日より新法を施行す

るものとせり。今回の新法は(一)素葉輸入税(二)葉組其他多少手入したる葉煙草及製品の輸入税(三)内地産葉煙草税(四)内地製品の増税の四部より成立し素葉の輸入税は八十五馬(百キロ)砂拂葉分したる者及刻み紛煙草は八十五馬乃至百馬、葉組以上の工を加へたる葉煙草にして半成品と稱するものには百八十馬乃至二百十馬四十片、香氣を附したる葉葉には七百八馬、葉卷には二百七十馬(低に失す原文に誤植あるが如し)紙卷は千馬なり而して輸入煙草には更に船荷證書の價格に従ひ四割の従價税を課す(素葉と葉卷に限る)葉葉の輸入者は其本籍賣渡人の姓名等産地價格買入の日附等に付き申告を爲すを要す。獨逸の中等煙草烟(ブランテーション)の産出品にして其種類が問題となるときは同様の申告を要す。賣渡人が外國に駐在するときは其送狀價格は其地に在る獨逸領事の證明を要す而して申告價格と送狀價格が符合せざるときは五割の附加税を課し申告が低廉に過るときは(評價人を命ず)帝國政府に申告價格の五分を加算したる價格を以て先買を爲すの權利を有す。政府が先買を爲さざるときは輸入者は評價人の定めたる價格に基き租税を支拂はざるを得ず。然らざれば一箇年以下の禁錮及十萬馬までの罰金に處せらる而して見越輸入を防がんが爲め外國品の内地にある者は盡く新税を課するもの

とせり。今回の増税に於て内國産葉葉の葉組等の手入を爲したる者は従前の「クインタル」四十四馬三十六片より五十六馬九十六片に増加せられ、又内國産に係る紙卷用の葉葉及紙卷は小賣價格に従ひ千本(葉は千本分)に付二馬乃至十五馬の累進税を負擔し、輸入の紙卷用の葉葉は「キロ」に付八十片乃至七馬、紙卷用の紙は千本分に付一馬を増加せり。

政府提出の遺産税は全敗の運命に終れり、元來本税は今より三箇年前の新設に係り遺言に依り支系に傳りたる場合に限るものなり、依て今回は之を直系相續に擴張し二萬馬以下の財産には之を免除し累進法を採り百萬馬以上に僅々三分を課するを限度と爲し受遺産者が兵役を免れたる者なるときは一分五厘を附加し三等系以下には遺産を受けるの權なきものとし特に遺言なくして相當の受産者なきときは其財産は國家に歸するものとし、方法頗る穩當にして税額甚だ輕微なるものなりしと雖も不幸にして否決の運命に罹れり。然れども議會に於ても無責任の否決は之を爲すべきに非ざれば種々代用物の發見に腐心せり。然るに聯邦分擔金は多く之を増すを好まず種々考究の上終に動産不動産の自然増價税を主張せり。蓋し自然増價税とは財産が其の所有者の力に依らず社會經濟狀態の進歩に由

りて自然に増價するに當り其増價部分に課税するものにして税法の良好なるは其右に出るものなく實に一世の選を盡すものと云ふ可し然れども之を動産に及ぼすは到底爲し得べきの業に非ず而して自然増價の度合に於ても土地の如き供給に限りある者に於ては固より動産と比す可きに非ざるなり是に於て政府は之を不動産土地なりに限るは妨げなきも動産に及ぼす可らずと爲し不同意を表せり議會も之を諒し終に土地に限ることゝ爲し西曆千九百十一年四月一日より之を行ふものとし其以前に法案を提出すべきを約し其までは土地賣買印紙税の増加を以て之に代へ新法は既に議決せられ免稅輕減等の要項を定めたり即其第一は帝國及列邦の君主にして其他は遺傳の土地を分配するの目的を以て受産中に起る賣買交換小兒及幼者への讓渡債權者が競賣に依り購買する場合及受産者數人ある場合に於て彼等が他人を交へず相寄りて其財産のみを以て有限責任の會社を組織する場合に於ては各々之を免稅と爲せり而して建物付土地の場合に於ては二千馬建物なき者に於ては五千馬までの土地にして土地賣買を業と爲す者の間に土地が賣買せらるゝときは輕減を許し又信託會社其他の法人に屬する土地にして容易に賣買に附せられざる者は三十箇年に一回遺產税の爲に定められ

たる價格に従ひ其價格の一分の三分の一を支拂ふべきものと爲せり而して法律の發布より其實施までに投機的賣買受授を爲すの弊を防がんが爲め法律實施までに賣買移轉及信託に附する者には一分の三分の二を課す可きものとせり

今回の増價税率に關して帝國政府は非常の注意を爲し殆ど全力を盡せり請ふ少しく之を述べん

市町村税として従來行はれたる増價税は一般に取得代價に對する増價額の比例に依り累進率を用ひ其重きに從ひ愈々率を加へたり是れ課税を仕拂能力に應せしむるの主義を採るものなり然るにハムベルヒ及伯林に於ては増價額の絕對數に據るを本位と爲し其取得代價に對する比例數の多寡は税率に對し累進的に附加増額する方法を以て之を斟酌するものとせり政府の原案は全く之に反し増價額の比例數に據るを本位と爲すの外絕對數の如何をも亦附加率の實施に依り斟酌するを得ざるに非ずと雖も原案は其實施を規定せざりし其故は此事を規定するときは納稅義務者は土地を分割して賣却し増價の絕對數をして常に附加率適用の最下限を超えることなからしめ以て累進の目的を妨ぐることを得るにあり

右の外土地所有期間の長短に依り税率を異にするの必要あり何となれば所有期間の長短に依り土地の賣買の目的は投機的若くは他の事情に據るものと推定するを得るの理由あるのみならず實驗上屢々見る所の現象なればなり況や又増加の生じたる期間短に従ひ納税能力も亦自ら大なるを常とするに於てをや、之に反し時勢の進歩に伴ひ貨幣の購買力減少するの事實と増價の全部若くは其一部分は所有者若くは其家族の勞力に基因すること稀ならずと雖も之を計出するは其困難なるを以て原案に於て控除を許したるは金錢の支出に限るものとせり、是れ亦所有期間の長さに従ひ税率を低減するの一理由なり固より増價を生ずる原因には種々あり之を分類して其幾分は何れの原因より生じたるかを確定するは極めて難事に屬す一般の規定としては所有者の勞力に因る増價例へば土地及其附屬の使用上特に注意を加へ巧者に且勉強に保護したるに因ると公共團體の施設及時勢の變遷に因る自然の増價とを區分するを得るのみ而して茲に問題となるは其後者に屬する増價なりとす、大體に於て集約的なる農業園藝及之に類する目的殊に葡萄園竝に小工業に使用の土地に在ては増價の原因は所有者若くは其家族の勞力に因るもの頗る多し

原案は是等の諸點を斟酌し左の規定を設けたり

第一 税率は納税義務ある増價が取得代價の壹割以下なれば之を五歩と爲し夫れより壹割を増す毎に累進して九歩五厘に至らしめ増價の額十割以上に上る者にありては之を十割乃至貳拾割、貳拾割乃至四拾割及四拾割以上の三段に分ち税率を壹割貳歩まで累加す

第二 土地所有期間十箇年未滿なるときは其少き年數一箇年毎に税額の七歩を増加す

第三 前項に反し所有期間十箇年以上なるときは納税義務ある増價の一部分を免税す即ち十箇年以上第一年目には取得代價の四歩を免じ其れ以上は一箇年毎に其幾分を免税す

右の率に依るときは所有期間短くして特に利得の多き者は從來の市町村増價税の平均額に比し其税額稍々多きに至るべし然れども斯の如き利得は概ね投機的の利得に屬し且此租税の収入額は徵税權利者たる帝國各邦國及市町村の三者の爲め相應の收入を生せしめざる可らざるの必要あれば多少の加重は之を忍ばざるを得ざるなり、然るに委員會に於ては種々の原案を修正し左表の如き結果と

なれり

第三十七表

取得代價に對する 増加額の比例數	所 有 年 數					
	一 年	五 年	十 年	十 五 年	二 十 年	三 十 年
五 分 修 原	一五、五	一〇、五	一〇、〇			
壹 割 修 原	一五、〇	一七、五	一三、〇	四九、二	三六、〇	一、五
貳 割 修 原	一六、〇	一五、二	一三、〇	八三、四	三三、二	二八、三
參 割 修 原	一八、〇	一六、〇	一四、〇	一〇、七	九、二	四〇、六
五 割 修 原	二二、一	一九、二	一六、〇	二六、六	一三、〇	五、四
七 割 五 分 修 原	二七、五	二二、七	一八、〇	二七、四	一三、〇	七、四
十 割 修 原	二八、八	二二、二	一八、〇	二八、五	一五、〇	八、九
二十 割 修 原	四〇、二	二七、七	二四、〇	三七、七	二〇、六	三〇、八
三十 割 修 原	五三、三	三〇、二	二七、七	三三、八	二四、四	三六、九
五十 割 修 原	六六、六	三三、三	二八、〇	三三、七	二九、三	四一、七

由是觀之修正案に於ては概して税額減少せり

今一步を進めて更に一層實際的なる一例を擧げんに市内に於て若干坪の空地
を取得し其取得代價は五萬馬なりしに滿十五箇年の後ち之を拾萬馬にて賣却せ
りと假定せば之に對する増價税額の計算は左の如し

取得代價	五〇、〇〇〇、〇
現實の取得代價	二〇〇〇、〇
取得に付ての雜費代價の四分)	
原案第二十條第三項に依る加算額	
(イ)二千五百馬(即ち二五×一〇〇)	九三七、五
に對する二分十五箇年分	
(ロ)四萬七千五百馬に對する	一四二五〇、〇
二分十五箇年分	
合 計	六七、一八七、五
賣却代價	
現實の賣却代價	一〇〇〇、〇〇〇
内控除すべき者	三三

賣却に付ての雜費(原案第十五條第一項)
代價の五厘

五〇〇〇

取得代價に對する年三分の利子

十五箇年分(原案第十五條第二項)

二二五〇〇〇

小計

二三〇〇〇〇

差引

七七〇〇〇〇

之より取得代價

六七、一八七、五

を控除し差引増價額

九、八一、二、五

右の計算に依れば納稅義務ある増價額は九千八百拾二馬五十片にして此數は取得代價の壹割九分六厘貳毛餘に過ぎざるを以て稅額は増價額の壹割壹歩即ち千七拾九馬三十七片となるべし然るに原案第二十條第二項に依れば尙ほ所有年數一年毎に其一分を低減すべきに由り其壹割五歩に當る百六拾壹馬九十片を控除し實際の納稅額は結局九百拾七馬四拾七片となる帝國は其五割即ち四百五十八馬七十三片各邦國は其壹割即ち千九十一馬七十四片市町村は其四割即ち三百六十七馬を受くるものとす是を以て自然的純益五萬馬に對する稅額は僅かに九

百十七馬四十七片に過ぎず換言すれば三箇の徵稅權利者に向て仕拂はるべき稅額は總計利得の壹分八厘三毛餘に止まり其九割八步壹厘六毛餘は幸福なる利得者に於て之を保有し得るものなり世之を評して山嶽鳴動して小鼠一疋を出したりと蓋し至言と云つべし斯の如く増價稅は之を以て大國財政の基礎とするに足らず又獨逸特質の投機抑制の功を奏する能はざるなり須らく英流に據り彈力ある國家の大財源と爲すべきなり

更に一步を進めて出費を加除すべき場合に相當す今一例を擧げんに茲に五萬馬を以て土地を購入したる者ありと假定せん其者購入後第十六年目に拾萬馬の資本を投じて其上に家屋を建築し同年中地所及家屋を貳拾萬馬にて賣却したりとせん此場合に於て土地の取得代價及自然増價は前の例に同じとせん然るときは原案に於ては稅額の計算は左の如くなるべし

取得の代價

現實の取得代價

五〇〇〇〇〇

家屋建築費

一〇〇〇〇〇〇

家屋建築手数料

五〇〇〇〇〇

取得に就ての雜費

二、〇〇〇、〇〇

貳千五百馬に對する貳分五厘十五箇年分

九三七、五〇〇

四萬七千五百馬に對する貳分同上

二八、五〇〇、〇〇

合計即ち推定の取得代價

一八六、四三七、五〇〇

賣却代價

二〇〇、〇〇〇、〇〇

内控除すべき者

賣却に就ての雜費

一、〇〇〇、〇〇

五萬馬に對する年三分の利子

十五箇年分(原案第十五條第二項)

二二、五〇〇、〇〇

小計

二三、五〇〇、〇〇

果して然らば差引殘即ち計算上の賣却代價一七六、五〇〇、〇〇取得代價は賣却代價よりも高きこと九千九百參拾七馬五十片なり隨て五萬馬の純益を以て實行せられたる賣却が法律上の認定に依れば損失を招きたるものとするの奇怪なる結果を生ず然るときは五萬馬の利得者に對し收稅官署は其實體を調査して土地の賣却に就て損失を蒙りたるの保證を與ふ斯の如きときは帝國々庫より之に損

害賠償を支拂ふべきは當然の事に屬す然れども實際斯の如き事は文明國には稀有の場合なり

右の例に於て四萬七千五百馬に對する二分を計算に加へたるは土地所有期間の終期まで空地のまゝ有し居たるに因る原案第二十條規定の文字より觀れば賣却の時には地上に建物を存せしも規定修正の精神に依れば右の如く計算するを正當なりとす元來家屋の建築は土地と共に之を賣却するの望あるに至り始めて之を實行するを通例とす若し其精神如何を顧みず種々の修正意見を綜合して成立したる規定を文字通りに解釋し取得代價の一分を以て計算するときは推定の取得代價は十七萬二千百八拾馬五十片となり四千三百十二馬五十片の納稅義務ある増價を生じ之に對する稅額三百六十六馬五十六片は増價額の七厘三毛餘に當る而して其内帝國は百八十三馬二十八片各邦國は三十六馬市町村は百四十六馬六十三片を受くるの計算なり

茶及珈琲輸入稅の増加は政府の提案に非ずして全く議會の創始に係るものなり元來茶珈琲の消費は砂糖の消費に關するを以て農業黨は之を好まずと雖も今回は國家の必要上終に増稅是等に及びり即ち珈琲は従前は素品百キロに付四十

馬なりしに今回は之を六十馬に増加し焙は六十馬より八十五馬に増加し茶は一「キロ」百馬と爲し法律實施までは國中の在庫品は珈琲は二十馬茶は七十五馬の附加税を負担すべきものとせり。繼足紙税は納税者に苦痛を與ふること少く好箇の一財源なり本税は債券の利札を用ひ盡したるとき例へば五十箇年期の債券に二十五箇年分の利札を附せしに之れを使用し盡したるとき尙ほ其後の二十五箇年分の利札を要するを以て新たに本券に利札紙を貼付するの手續料として利札紙交付請求者が支拂ふものなり之を公債に用ふれば行政手續料となり、會社が爲すときは請求者は會社へ手續料を出し、會社は國へ納税する形となる(實際は印紙を貼用するなり)此度の増税案に於ては内國の商業及土地債券は券面金額の二分、外國物は五分を負担し、株券(優先株には通例利札を附す)は内外共之を一分と爲せり而して帝國及び列邦債には之を課せずと定めたり(免除の理由なし)其他の印紙税は多大の修正を経たり、其舊率原案及決定の蹟を見るに左の如し

第三十八表

印紙税	舊率	原案	委員の修正	議院の決定
内國株券	二 ^分 〇〇	二 ^分 〇〇	二 ^分 〇〇	二 ^分 〇〇

殖民地株券	無税	一 ^分 〇〇	三 ^分 〇〇	三 ^分 〇〇
外國株券	二 ^分 五〇	三 ^分 〇〇	三 ^分 〇〇	三 ^分 〇〇
商業及土地株券	〇 ^分 三〇	〇 ^分 三〇	〇 ^分 五〇	〇 ^分 五〇
鑛山株券	一 ^分 〇〇	二 ^分 五〇	三 ^分 〇〇	三 ^分 〇〇
内國株券	〇 ^分 六〇	一 ^分 〇〇	二 ^分 〇〇	一 ^分 〇〇
列邦市町村債、外國鐵道債券及	〇 ^分 六〇	一 ^分 六〇	二 ^分 〇〇	一 ^分 〇〇
他の外國債券	一 ^分 〇〇	一 ^分 五〇	三 ^分 〇〇	二 ^分 〇〇

其他小切手印税は通し十片にして約千三百萬馬を得るを豫期し、外國人間の商業手形、獨逸人が外國に宛てる一覽拂及び十日後拂は之を無税とし、二百馬までの小切手は十片、其より四百馬までは二十片、八百馬乃至千馬までは四十八片と爲す等の舊法は依然之を保存せり而して今回の増税は専ら三箇月以上の者に係り是にて七百萬馬を得るを豫期せり

電氣及瓦斯税は今回の増税案中困難物の一つにて反對四方に起り政府は終に之を撤回し其適用を點燈の一部に止め點燈器の類に據り種々に課税すること、せり燐寸税は政府の提案に據るものに非ずして議院の創始に係り三十箇入の箱

には一片三十以上六十までは一片半を課し六十以上は六十を加ふる毎に一片半を加へ、蠟製は二十箇入一箱に付五片を課し、大箱は二十箇毎に五片を加へ西暦千九百九年六月一日以降に開設したる燐寸製造所及其以前に開業したる者にして其製造高過去三箇年の平均高を超過する者には法律施行の日より五箇年間は二割の税を加重するものとし、輸入品には三馬を賦課す(一箱なるべし)是れ亦非常なる不人望の税にして人民は其價格の高きを厭ひ(寧ろ憤りて)火打石を用ふるに至り、製造所は燐寸の兩端に發火藥を附著するに至れり、是れ成は増税不慮の結果にして物質經濟上多少の利益なきに非らざるなり

是れ有名なる獨逸財政改革(改革に非ず實は單に増税計畫なり)の梗概にして同國政治家の苦心經營慘憺たるの蹟歷々として顯はる而かも猶ほ未だ豫期の五億馬を得るに足らず一旦廢止減少と決したる通行税(二千萬馬)及砂糖税(三千五百萬馬)は依然之を存せり而して其效果の如きは日未だ淺うして何人も之を知るを得ざるも之を西暦千九百六年の小改革に鑑み新税及増税の結果或は意の如くならざらんを虞る唯だ之が爲め國民生活の費用及生産費の増加は免れざるの數にして商工の發達に利あらざるは論なきのみフランクフォルト時報の如きは法律通

過の當時既に一家の經營に一箇月一馬四十八片を加へたりと公言せり豈に輕微なりと云ふを得んや

抑々獨逸は國情紛雜利權衝突して圓滿なる能はず提出以來一大紛擾を生じ改廢度なく終に地價差増税案を提出し(因に云ふ英國に於ても増價税は議員の問題と成り大多數にて下院を通過せり)事情増々複雑し殆ど收拾す可らず然れども今の情態は之を久うする能はず而かも此度の方策亦之を根治法と云ふを得ず假令無事今日五億馬の不足を補ふを得るも國家大體の組織を改むるを得ず依然として現状を保つに於ては期年ならずして復た不足を生ずるは識者を待つて後ち知るべきに非ず、堯水一たび去るも湯旱直ちに到らば夫れ何を以て天下を保たん哉、切に望む傷春未だ已まざるに復た秋を悲むの患なきを今日獨逸の爲に謀る者は區々財源を求むるに非ずして其國家組織の基礎を定め併せて國土人口の調和を圖るにあり、矢高麗を過ぐ誰か能く其落所を知らんや、幸にして當局多士濟々而して民情亦勤勉なり、聊か以て人意を強うするに足らん乎

獨逸帝國が當時收入増加の方策として發表せし所概ね斯の如し今一步を進めて國債償還の方法を見るに尙ほ未だ往時の減債基金法を夢見るに似たり即ち國

債全額を四十三箇年にして償却するを期し毎年之が爲に必要な資金を積立て復利法を以てピット以前の英國の古智を學ぶにあり而して國債中鐵道電氣事業の如き所謂生産事業に屬する者は三十箇年陸海軍擴張の如き不生産的事業の爲に起りし者は二十二箇年に於て償却するを期す抑々斯の如きの償還計畫は其形狀其趣旨は固より可ならざるに非れども國家百年を通じて平和を期する能はずして其功を奏すること甚だ難し而して償還基金を有するが爲め公債價格を騰躍し新債の利子を減する能はず市價を昇騰せしむるは元本を減じ新債を起さざるにあるは英國財政史の示す所にして方今の獨逸の如く將來五年の間に更に五億馬の公債を起すを期するが如き場合に於ては其效力甚だ微弱にして國家の信用を増進するに足らざるは識者を待つて後ち知るべきに非ざるなり公債の價格を増加せんと欲せば須らく大に新債の募集を慎み一般經濟の機能を發揚し收支の基礎を固うし以て市價を整へ一般有價證券價格飛躍の道を開くべし其を是れ顧みず千萬有價證券中獨り公債證書のみを高うせんと欲し萬一奇術を以て之を爲すを得ば他の有價證券は之が爲に下落するは數の然らしむる所にして國家一般の信用を害ふこと甚だし況や數種公債中の一種を償還し其他の償還を後年に延

長するに於てや同國發行同利歩の公債中其價格に著大なる相違を生ずるは蓋し已を得ざる所の數なりとす抑々國債政策中元金多大なるの一事は思は即ち思なるも更に思ふべきは國債費の多大なるにあり償還固より力るに足らずと云ふに非ずと雖も更に努力すべきは一般の經濟財政の情況を發達伸張し以て借換を使ならしめ組換を施行して財政を裕かにし後ち進んで以て償還を爲すべきなり而して其償還は毎年の豫算問題に屬すべきものにして之が爲め基金を設くるの不可なるは天下既に定論の存するありグラッドストーン氏の組換ゴツシェン氏の借換の如きは近世英國財政史の光彩にして世傳へて以て美談と爲す獨逸の當局是に倣はずして彼に倣ふ又奇ならず哉倫敦經濟雜誌の如きも之を論じて獨逸政府は關稅及貿易政策の如きは往々第十九世紀初期の志想を保持す而して國債償還に至りては尙ほ未だ第十八世紀の舊套を脱する能はざるに似たりと結論す是れ頗る吾人の意を得たるものなり然りと雖も近年に至り我國亦減債基金の設けらるゝあり豈に他山の石視するを得ん哉

獨逸帝國政府の苦心慘憺以て計畫せし所の財政改革の蹟斯の如して新法に據り編製せられたる豫算及海軍計畫は左の如し

第三十八表の一
西曆千九百十一年度の豫算

歳入		歳出	
經常	臨時	經常	臨時
直税		財務行政費	
印紙税	二二,六六七,〇〇〇	國債費	二七,九三三,〇〇〇
遺產税	三,八一〇,〇〇〇	恩給基金	一五,〇五二,三八〇
地價自然増價税	一,七三〇,〇〇〇	國會費	二,〇五八,八八八
間税		帝國高等官衙費	
關稅	六,四八五,六〇〇	宰相府	三〇七,八四〇
内地消費税	五,一六五,〇〇〇	外務省	一八,七二七,三二〇
官業收入		内務省	八八,九三二,一四〇
鐵道	一,二六二,八〇〇,〇〇〇	陸軍省	七,七五四,一九二〇
郵便電信	七,八七九,〇〇〇	軍法會議	五,三七三,六〇〇
印刷局	一,二三三,〇〇〇	海軍省	三,四一八,五三三,八九〇

歳入		歳出	
經常	臨時	經常	臨時
統計收入	一,五〇四,六〇〇	司法省	二,四二六,八六〇
帝國税を徴收せざる地方よりの收入	四,五二六,〇〇〇	殖民省	二,一〇三,三六〇
消費税を徴收せざる地方よりの收入	一,二八六,〇〇〇	大藏省	二,〇〇九,〇〇〇
中央銀行收入	一,五二六,一〇〇	鐵道院	四,七四六,四〇〇
行政手数料	六,六五三,六四〇	會計検査院	一,二六六,一〇〇
廢兵院收入	六,三三三,三八〇	官業費	
聯邦貢納金	二,七五四,四〇〇	鐵道費	一〇,七八〇,七七四〇
計	二,六五〇,八七二,二二〇	郵便電信費	六,四八六,一七三,六〇〇
臨時		印刷局費	八,七二二,四八〇
官有地及不要地賣却代	二,二二七,二〇〇	計	二,六五〇,八七二,二二〇
東阿遠征收入	二,〇三二,三八〇	内務省	四,八九七,七六〇
要塞建築基金	二,六四三,〇〇〇	陸軍省	三,一八九,〇〇〇
よりの返金	四,七七四,〇〇〇	海軍省	一〇,六七四,四八〇
トウゴ一保護國收入	六〇〇,五八〇		

郵便電信	二,五八六,〇〇〇	郵便電信	二,五三六,九四〇
國債償還減(利子の減平)	八七,六九九,六四〇	鐵道	二,二一六,〇〇〇
造幣局殘金	二,五三七,〇〇〇	計	二,三五五,八四〇
國債募集金	九五,六九八,四〇〇	合計	二,八三三,三八二,九六〇
計	二二,二五五,八四〇		
合計	二,八三三,三八二,九六〇		

第三十八表の二

重要經常費科目 但西曆千九百十一年度

海軍經常費	俸給
西曆千九百十一年	三八二,〇〇,〇〇〇
同 九年	四七六,〇三六〇
同 八年	三五,九三九,〇〇〇
	一八四,五七,七〇〇
	常備艦隊費
	艦船及船渠維持費
	兵器及要塞費

一時限海軍費は製艦費及兵器費にして膠州灣海軍費を除き一七〇,六一四,五八〇萬馬なり其總額は二五八,四四六,二〇〇馬にして内八七,八三一,六二〇馬は公債支辨なり故に此總額は經常收入と國債募集金なる臨時收入より成立するものなり

曾て西曆千九百年海軍擴張案を決するに當り議會は兵器の費用は總て之を經常費より支辨すべきを決せり而して船艦價格の遞減は之を年々六分と爲し其補修費も之を經常歳入に仰ぎ造艦費のみは之を國債支辨とすべきを議決せり是れ當然の計畫なり今獨逸艦體の總價格は一,一三三,六二六,〇〇〇馬にして其六分は六八〇一七,五八〇馬なり而して西曆千九百十一年度の製艦費は一五五,八四九,一八〇馬なるを以て前記補修費と臨時收入の總額を要す製艦補充及兵器費は二四五,〇〇五,三八〇馬を要す殘額一三,四四〇,八二〇馬は船渠及倉庫に關する費用なり抑々獨逸海軍は戰鬪艦三十八隻大巡洋艦二十隻にして西曆千九百十七年までの繼續に係り同千九百八年に前者の壽命を二十五年より二十年に短縮せしに依り補修費の如きは當初の豫定なり大に之を増さざるを得ざるべし海軍は實に獨逸財政に重き負擔を強ゆる者なり昨年増稅計畫ありしに拘はらず本年度に於ても尙ほ九千五百六十萬馬の新債を起さざるを得ざるの豫定なり

新法完成初年の豫算及近年の海軍計畫の大體右の如し而して其大部の施行せられたる西曆千九百十年度の精算に就て之を見るに商況の回復に因り全體に於ては豫算に對し實收に三千五百七十萬馬の増加を見しと雖も新稅は概ね減收を

